

目 次

第 1 号 12月11日（金曜日）

令和2年第4回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
請願・陳情	10
令和2年度所管事務調査報告	10
休会の件	10
散会	10

第 2 号 12月16日（水曜日）

令和2年第4回下郷町議会定例会会議録（第2号）	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
星 和志君	15
小椋淑孝君	21
湯田健二君	28
玉川邦夫君	38
星 輝夫君	46
湯田純朗君	49
星 能哲君	60
日程の追加	63
請願・陳情	63
休会の件	65
散会	65

第 3 号 12月18日（金曜日）

令和2年第4回下郷町議会定例会会議録（第3号）	67
議事日程第3号	68
開議	69
会議録署名議員の指名	69
議案第65号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について	69
議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について	71

議案第 67 号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について……	73
議案第 68 号	諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正 する条例の設定について……	75
議案第 69 号	下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について……	76
議案第 70 号	令和 2 年度下郷町一般会計補正予算（第 8 号）……	80
議案第 71 号	令和 2 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……	80
議案第 72 号	令和 2 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……	80
動議について……		89
議員提出議案第 7 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意 見書の提出について……	103
議員提出議案第 8 号	国の制度として「20 人程度学級」を展望した少人数学級 の実現を要望する意見書の提出について……	103
議員派遣の件……		104
動議について……		105
日程の追加……		105
議員提出議案第 9 号	星 能哲議員に対する問責決議……	106
議員提出議案第 10 号	玉川一郎副町長に対する問責決議……	109
閉会……		113

令和2年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和2年12月11日			
本会議の会期	令和2年12月11日から12月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年12月11日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和2年12月11日	午前10時39分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 渡部浩市	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏 惠	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 大竹浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼 崇 正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和2年12月11日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

3番 佐藤 勤

4番 山名田 久美子

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情

日程第 5

令和2年度所管事務調査報告

（1）総務文教常任委員会

（2）産業厚生常任委員会

日程第 6

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会改革特別委員会委員長より発言を求められておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表についてもお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において3番、佐藤勤君及び4番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第4回下郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、議案8件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、季節は大雪となり、平野部にもいよいよ雪が降り積もる時期となつてまいりました。昨年は、まれに見る少雪となりましたが、町民皆様の日常生活や社会経済活動が阻害されることのないよう、気を緩めることなく、その備えに万全を期してまいりたいと考えております。

次に、日本銀行福島支店が11月12日に公表しました10月の福島県金融経済概況によりますと、県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響を主因に厳しい状態にあるが、徐々に持ち直しつつあるとして、2か月間連続で判断を据え置いたものとなっております。また、事業項目別の個人消費の動向では、県内主要観光施設や宿泊施設への入り込みは引き続き厳しい状態にあるが、政府、自治体の経済対策の効果にも支えられて持ち直していると分析をしております。しかしながら、現下の新型コロナ感染拡大に伴うG o T o トラベル事業の一部自粛要請や、G o T o E a tのプレミアムつき食事券の一部販売停止など、その影響を十分に注視するとともに、引き続き感染予防対策、そして地域経済対策にしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、福島県内の令和3年度における主食用米の生産数量目安は、今年度比で3,500ヘクタール減の5万5,700ヘクタールとなる見通しで、生産調整政策が始まって以降最大規模の減少幅となるものであります。これは、人口減少や食の多様化に伴う消費の減少に加え、新型コロナによる外食産業などの事業低迷が要因として考えられ、未販売分の県産米在庫は、今年8月末現在で8万7,000トンに上り、前年同期比で3万1,000トン多いものとなっております。今後とも国、県の動向に十分留意し、農業を取り巻く環境に適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前定例会以降の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

10月4日には赤羽国土交通大臣が本町を訪れ、大内宿を視察されました。視察には私も同行し、新型コロナウイルス感染症の影響やG o T o キャンペーンなど、意見交換をさせていただいたところであります。

11月3日、4日の両日には、「地域が育む 文化の輝き 飛躍の下郷」をメインテーマに、57回下郷町文化祭が下郷ふれあいセンターを会場に開催されました。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、展示のみの開催とはなりましたが、保育所園児から一般の方まで約1,300点の作品が展示され、2日間で約750人の来場がございました。来場者の検温や手指消毒、マスク着用等の感染防止対策を徹底していただき、改めて主催者であります実行委員会の方々に厚く御礼を申し上げます。

11月15日に開催されました第32回ふくしま駅伝大会に本町チームが出場いたしました。新型コロナウイルスの影響により活動自体に様々な制限がかかる中、町代表者のチームのたすきをつなぐ走りに元気と感動をいただきました。町実行委員会の発足は例年より2か月ほど遅くなりましたが、感染防止対策を徹底し、3回の長距離練習会、20回のチーム練習会を重ねてきたと伺っております。このような状況の中で大会出場を決断していただきました実行委員会をはじめ、出場された選手の皆さんやチームを支えたスタッフ、そして関係各位に心より御礼を申し上げたいと思います。

11月24日、26日には、私が町内企業を訪問し、町の企業支援事業の説明や、企業が抱える課題、要望を伺いながら懇談をいたしました。その中では、総じて従業員の確保などを苦慮されているようであり、またコロナ禍における企業活動にもご苦労されている状況がうかがえたところでもあります。今後、行政としてできることはないかを見極めながら支援策を講ずるとともに、会津縦貫南道路の開通を見据え産業の活性化や定住促進を図り、安定的な雇用の創出に努めてまいらなければならないものと思いを強くしたところでもあります。

最後になりますが、少人数による要望活動が開催されてまいりましたことから、11月16日には県道高岡田島線改良促進期成同盟会正副会長により、11月17日には国道400号舟鼻峠改良促進期成同盟会正副会長により、それぞれ関係機関に対し要望活動を行い、また11月10日、11日の両日には福島県町村会役員と本県関係国会議員の皆様との意見交換会が開催され、福島の復興、再生や新型コロナウイルス感染症対策など、要請を行ってまいりましたことをご報告を申し上げます。

今後とも、町民の皆様、そして議会の皆様とともに未来創生交流の町を目指してまいり所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたします議案8件について説明を申し上げます。

議案第65号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、南会津地方におきましては、同組合にふるさと市町村圏基金10億円を設置し、その果実により広域観光事業とふるさと市町村圏事業を実施してきておりますが、運用益の減少により事業の実施は困難な状況となってまいりました。このことから、令和2年度をもって南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金を廃止するため、同組合規約に規定する共同処理をする事務について、ふるさと市町村圏事業の実施及び連絡調整に関することを削除するとともに、ふるさと市町村圏事業において実施してきました事業の継続性を図るため、圏域内の観光開発事業の総合調整を広域観光事業に改め、また同規約中、当該基金の設置に関する条項を削除するものであります。

議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小企業事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第67号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてござ

いますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しについて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じない被保険者に係る所得等についての所要の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第68号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合の名称が「延滞金特例基準割合」に改められることなどから、諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例、下郷町営住宅管理条例、下郷町特定公共賃貸住宅管理条例、下郷町介護保険条例について所要の改正を行うものであります。

議案第69号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、道路法施行令の一部改正により国の道路占用料が改定されることを踏まえ、本町の道路占用料の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,624万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億9,299万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。地方交付税につきましては、本算定により普通交付税を2億5,884万5,000円増額するものであります。

使用料及び手数料でございますが、農林水産業費使用料では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、クラインガルテン下郷のラウベ使用料を175万円、クラブハウス使用料を1万6,000円それぞれ減額するものであります。

国庫支出金でございますが、民生費国庫補助金では、交付決定を受け、新たに新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金100万円を計上し、また事業完了により特別定額給付金事業に係る事業費補助金1,000万円を減額するものであります。なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液など衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対し国が財政支援を行うものであります。

同じく国庫支出金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金を今補正では4,165万9,000円財源措置をしております。

県支出金でございますが、総務費県補助金では、額の確定により市町村バス運行費県補助金を59万2,000円増額し、農林水産業費県補助金では、新たに農地集積・集約化対策事業費補助金224万6,000円を計上するものであります。この農地集積・集約化対策事業費補助金につきましては、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、農地の集積、集約化に取り組む地域に対して、その成果に応じて交付されるもので、倉村基盤整備地域が対象となるものであります。

寄附金の一般寄附金につきましては、枝松、小山秀行様から50万円、教育費寄附金につきましては、倉村、故湯田照代様のご親族から30万円、それぞれご厚意をいただきましたことから、存目の1,000円を除き計上したものであります。

繰入金につきましては、事業の完了、事業費の確定等により、各基金からの繰入額を

調整、整理いたしております。なお、財政調整基金繰入金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、繰入額を1億8,450万円減額するもので、これにより当該基金の残高は令和元年度末の水準を維持することとなります。

諸収入の雑入、各種検診個人徴収金につきましては、事業完了により55万円を減額し、後期高齢者医療広域連合償還金797万5,000円につきましては、令和元年度療養給付費負担金の確定に伴う返還金であります。

町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い、発行可能額が確定しましたことから、臨時財政対策債を2,027万3,000円増額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。給与手当、共済費等の人件費につきましては、さきの第4回臨時会においてご議決を賜りました給与改定等に伴い、また併せて今後の見込み額を精査し、予算の整理を行うものであります。

総務費でございますが、会計管理費では、東邦銀行役場派出所の廃止に伴い、指定金融機関取扱手数料を74万円減額し、交通対策費では、歳入でご説明を申し上げましたとおり、額の確定により地方路線バス運行委託料を246万9,000円増額するものであります。

同じく総務費の諸費では、次期システムの移行に伴い、各種ネットワーク回線の変更及び設定が必要となることから、通信料、手数料合わせて212万8,000円を計上するものであります。

民生費でございますが、社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ本年度の視察研修を中止にしたことから、民生委員協議会補助金を60万円減額し、また、歳入でご説明申し上げましたとおり、事業完了により特別定額給費金を1,000万円減額するもので、特別定額給付金事業の実績につきましては、給付者数は5,500人、給付割合は99.78%となったところであります。同じく社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として本町独自で実施しました感染予防用品購入給付金の事業完了により、同給付金を90万円減額するもので、この事業の実績につきましては、給付世帯は2,210世帯、給付割合は99.73%となったところであります。

老人福祉費では、介護報酬改定に伴うシステム改修や職員の給与改定等に伴い、介護保険特別会計への繰り出し額を精査し、繰出金を54万7,000円増額するものであります。

老人福祉施設管理運営費では、デイサービスセンターのエレベーター修繕料、浄化槽用フロア交換に要する経費合わせて施設修繕料を128万3,000円を計上するものであります。

障害者福祉費では、報酬改定等、制度改正に対応するため、システム改修委託料を77万円を計上し、これに伴い、歳入では国庫支出金、民生費国庫補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金38万5,000円を財源措置しております。

児童措置費では、今後の見込み額を精査し、保育所広域入所委託料を153万7,000円を増額し、また歳入でご説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスク、消毒液、空気清浄機等購入経費として、需用費、備品購入費合わせて100万円を計上いたしております。

衛生費でございますが、保健事業費につきましては、歳入でご説明を申し上げました各種検診個人徴収金の減額補正に伴い財源内訳を補正するもので、清掃総務費では、今後の見込み額を精査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を77万3,000円増額するものであります。

労働費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、指定管理者持続化事業、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共施設等の指定管理者に対し、昨年と比較し4月から12月までの減収分の4分の3以内の額を支援し、経費の持続化を図ることを目的とするものであります。下郷町観光公社につきましては、労働費において勤労者野外活動施設指定管理料103万6,000円、農林水産業費において林産物展示販売施設指定管理料11万9,000円、商工費において食の館指定管理料65万1,000円、三彩館指定管理料24万5,000円、養鱒施設指定管理料237万3,000円、教育費においては町並み展示館指定管理料257万5,000円、合わせて699万9,000円の支援を見込み、下郷町地域振興株式会社につきましては、農林水産業費において道の駅しもごう指定管理料1,974万5,000円の支援を見込んでおります。なお、この事業につきましては、地方創生臨時交付金を財源措置しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

農林水産業費でございますが、農業振興費では、歳入でご説明を申し上げました農地集積・集約化対策事業に係る地域集積協力金224万7,000円を計上いたしております。

商工費でございますが、商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対策として本町独自で実施した下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び事業者応援給付金の事業完了により、感染症拡大防止協力金につきましては、交付件数145件の実績となりましたので、不用額413万6,000円を減額し、事業者応援給付金につきましては、交付件数62件の実績となりましたので、不用額1,280万3,000円を減額するもので、また同じく本町独自で実施している観光関連施設等改修支援事業補助金につきましては、今後の見込み額を精査し、443万円を増額するものであります。

観光費では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ当初事業計画を変更したことから、日光・会津観光軸活性化推進検討会負担金を80万円を減額し、また新型コロナウイルス感染症対策として本町独自で実施した観光関連事業者経営持続化支援金につきましては、事業完了により、交付件数96件の実績となりましたので、不用額562万円を減額するものであります。

土木費でございますが、橋梁維持費では、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、橋梁整備基金への積立金を1億円増額するものであります。

教育費でございますが、小学校管理費では、事業完了により檜原小学校鉄棒更新工事に係る工事請負費を86万円減額し、中学校教育振興費では、当初予定しておりましたコンピューターの整備がG I G Aスクール構想における整備により対応が可能となりましたことから、コンピューターリース料を107万7,000円減額するものであります。

社会教育総務費では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ事業を中止しました家庭教育支援事業謝礼を150万円、事業の規模を縮小し開催されました文化祭実行委員会補助金を59万6,000円、それぞれ減額するものであります。

文化財整備費では、今後の見込み額を精査し、設計委託料を207万9,000円減額するものであります。

保健体育総務費では、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小し開催されましたふくしま駅伝であります。事業完了により、ふくしま駅伝選手健康診断委託料を14万2,000円、市町村対抗駅伝出場助成金を72万1,000円それぞれ減額し、来年3月に延期となりました東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーであります。その盛り上げ事業を実施するため、町実行委員会に対する聖火リレー関連の取組補助金を97万円計上するものであります。

災害復旧費でございますが、林業施設過年災害復旧費では、事業完了により施設修繕料を90万6,000円減額するもので、予備費につきましては、本補正に伴い、収支の調整を図るものであります。

議案第71号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,664万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、出産育児一時金の補正に伴い、その財源となる保険給付費等交付金を14万円、一般会計からの繰入金を28万円それぞれ増額し、また職員の給与改定に伴い、同じく一般会計からの繰入金を11万2,000円増額するものであります。

歳出でございますが、総務費では、税制改正等に対応するため、システム改修委託料を62万7,000円、保険給付費では、今後の所要額を精査し、出産育児一時金を42万円それぞれ増額し、また職員の給与改定等に伴い人件費の精査を行い、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第72号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ170万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,183万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金では、国庫補助金の交付決定を受け、保険者機能強化推進交付金を11万1,000円減額し、保険者努力支援交付金を68万5,000円計上するもので、介護保険事業費補助金57万2,000円につきましては、システム改修委託料の補正に伴う計上で、あわせて一般会計からの繰入金も調整いたしております。また、職員の給与改定等に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金では、それぞれ予算の整理を行っております。

歳出でございますが、総務費では、介護報酬改定等に対応するため、システム改修委託料を114万4,000円を増額し、また職員の給与改定等に伴い、総務費、地域支援事業費、地域包括支援センター事業費では、それぞれ人件費の精査を行い、予備費により収支の調整を図るものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第5号の件は、会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情の件を総務文教常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 令和2年度所管事務調査報告

○議長（小玉智和君） 日程第5、令和2年度所管事務調査報告の件を議題といたします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第6 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りします。12月12日は土曜のため、12月13日は日曜のため、12月14日及び15日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日、13日、14日及び15日の4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は12月16日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和2年12月11日			
本会議の会期	令和2年12月11日から12月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和2年12月16日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和2年12月16日	午後3時47分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和	
欠席議員	5番 星 昌彦			
会議録署名議員	3番 佐 藤 勤		4番 山名田 久美子	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 渡部浩市	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏恵	教育次長 湯田浩光	農業委員会会長 渡部 功
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和2年12月16日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書に関する陳情

陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情

追加日程第 2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は11名であります。5番、星昌彦君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程に入る前に議会事務局長より追加資料の報告があります。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。

皆様のお手元に本日の定例会に説明員として出席されます職氏名につきまして追加で配付してございます。よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1番、星和志、一般質問させていただきます。

1、新型コロナウイルスでの大幅売上げ減の飲食店に支援を。長引く新型コロナウイルスによる不安因子により、あらゆる会食や法事などによる飲食する機会が奪われています。宴会場など大人数で集まる飲食店は、今までの売上げと比べ、経営状況の見通しがつかず、逼迫した状況になっており、コロナ禍の一番の被害者だと考えます。今本町にできることは、今まで町や町民が利用してきた飲食店への救済、これからのこういった災害に対する営業方法の補助など、維持継続できる体制を手助けすることだと考えます。こういった災害では、営業努力ではどうしようもできません。今回の補正予算で道の駅や観光公社への助成は考えられておられるようですが、日々営業努力をされている民間の飲食店経営者に給付が必要と考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

2番、総合計画の達成に向けた体制の整備について。第6次下郷町総合計画は、未来創生交流のまち～『つなぎ、育み、人づくりのまち』を目指した将来像として、様々な計画、構想などが掲げられ、実現に向けて鋭意努力されているものと思われまます。これまでの町行政は、計画を個々の部署で検討し、実施していく手法のようではありますが、計画の中には子供や高齢者向け対策であってもその施策が移住対策につながるものもあると思われました。個々ではなく各施策連携型として再編成し、総合的な事業として検討を図り、実施に向けていく体制が必要ではと考えます。また、町民と移住希望者の間には様々な感覚や捉え方に大きな隔たりがあり、人口減少、移住促進の問題を解決するには町民の意識改革やルールづくりなどの多面的な考え方も必要なのではないかと考えられます。総合計画における各施策を事業化していくに当たり、循環型施策、総合施策として各施策連携により検討を図っていく町の体制があってもよいのではと考えますが、

町長のお考えをお伺いします。

3、契約、入札の効率化について。町の予算は、それぞれ款項目節の目的に従って分類されてはいるものの、同一的なものもあります。例えば公用車のタイヤ購入や事務機器の購入やリースなど、予算科目ごとに計上はされていますが、入札などを行う場合は一括で行ったほうが効率的なものが多岐にわたってあるものと思います。町では、歳出予算において款項目で分類して計上しておりますが、同一的なものの契約をするに当たって、予算執行額を低価格に抑えるための手段として入札などの工夫はされているのかをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1番、星和志議員のご質問にお答えします。

第1点目の新型コロナウイルスでの大幅売上げ減の飲食店に支援をについてでございますが、新型コロナウイルスで売上げが減少している飲食店などへの支援については、町では4月16日に発令された国の緊急事態宣言、また県からの休業要請を受けた事業者の方々に対して下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を行い、さらに下郷町新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光関連事業者の方々には、雇用の継続と経営の支援を図るため、下郷町観光関連事業者経営持続化給付金、そして個人事業者及び小規模事業者の方々には事業の継続を応援するための下郷町事業者応援給付金の交付を行いました。そのほか、町内の経済対策として町民の方々に新型コロナウイルス対策下郷町がんばろー商品券を配布し、町内での買物の促進を図っているところであります。また、商工会で行っているプレミアム商品券事業につきましても、緊急コロナ経済対策として、11月15日から令和3年の1月15日の期間で使用のできるプレミアム商品券の販売を行ったところであります。県でも飲食店を応援する事業として、がんばる地元（おらほ）の飲食店応援（エール）券を発行しており、町内の36の飲食店が参加している状況となっております。今後国では第三次補正予算が1月の通常国会で提出されるようですので、状況を踏まえながら、関係機関と情報を共有し、連携を取りながら経済対策に努めてまいりたいと考えております。今まで行っている経済支援につきましてまとめてみますと、町感染拡大防止、休業と短縮等の協力金、5万円については交付が145件で730万円、町観光関連事業者経営持続化支援金、5万円から90万円で、交付が96件で3,878万円、町事業者応援給付金、5万円から10万円で、交付件数が62件で485万円、下郷町プレミアム商品券、第一弾と第二弾と追加分で合計で事業費が6,600万円、プレミアム分が1,500万円となっております。また、下郷町がんばろー商品券については、1人当たり5,000円で、5,512名の方々に2,756万円の給付を現在しているところでございます。

次に、大きな2点目の総合計画の達成に向けた体制の整備についてでございますが、第6次総合計画に当たっては、人口減少、少子高齢化社会への対策として様々な分野において移住、定住対策とのつながりを考慮し、指標として定住人口5,000人の維持を目標に掲げ、計画を策定しております。議員のおただしのとおり、総合計画における各施策

の事業化に向けましては、各施策の連携は大変重要であると考えております。その体制づくりの第一歩として、昨年度総合政策課を創設し、各課との連携、橋渡し役として横のつながりを強化しております。また、分野横断的に施策を事業化するために職員によるプロジェクトチームを立ち上げる制度も導入しており、現在新たな振興策の立案に向けた検討を行っているところでございます。しかしながら、これらの行政運営、まちづくりに向けては、住民との協働といったものが不可欠であることも認識しております。協働により町の問題点などを共有することができれば、住民の意識改革はもとより、意見反映による効果的な施策の立案につながるものと考えておりますので、協働推進に向けた体制の整備について検討してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、大きな3点目の契約、入札の効率化でございますが、議員おただしの入札等の工夫であります。現在町ではスタッドレスタイヤや役場庁舎のコピー機などのリース物件の契約、入札については、複数課などに分散された予算計上の場合でも低単価に抑える手段として一括入札契約を実施しているところであり、今後も適正な執行に努めてまいりて考えてあります。また、農業用資材、建設資材及び事務用品等につきましても、年度当初に単価契約をするなど経費節減に努めているところでありますので、ご理解をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1番、質問させていただきます。

1番の、飲食店に給付の件なのですが、こちら商品券の配布では私が質問しました会食などできる大きな飲食店は漏れてしまいます。使用する人が少ないと思われま。私が聞き取りをしたところ、現時点の収益がそういった大きな飲食店では1,000万円程度、70%減ぐらいになっているようです。そして、プレミアム商品券はある程度所得がある人でなければ購入できず、本当に困っている人には届きません。民間では、資金繰りを自ら行い、営業努力をし、赤字も自ら補わなくてははいけません。それなのに道の駅は同じ民間企業なのに指定管理料も出まして、今回1,900万円もの赤字補填のようなものをしてしようとしています。民間企業であるなら自ら借入れをするべきです。それと、第三次補正予算で給付を検討するか考えるとおっしゃいましたが、道の駅も同じくそのときでよろしいのではないのでしょうか。それか同じく民間で大幅に収益が減っている飲食店に給付はできないのでしょうか。できないのであれば、道の駅と民間企業の違いを教えてください。

2番目の質問です。プロジェクトチームを組んで振興策の立案をしているとのことですが、総合計画にはすばらしい施策がたくさんあります。これを先ほど言いました協働推進でスピード感を持って実行していただければありがたいと思います。そして、協働推進の方法とは各課、町民が連携して立案していくとのことでしょうか。そして、現在の進捗状況はいかがでしょうか。何か具体策があれば教えてください。

3番目の契約についてです。ただいまの回答で、予算科目が別であっても低単価契約のため一括の入札を行っているとのことでしたが、9月定例会で契約案件として出され

た小中学校のタブレット購入について、予算が異なるので、それぞれ発注したと教育委員会で回答されています。その際に補正予算で計上された小中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事についても、予算科目は別ですが、同一内容のため一括発注のほうが低価格に抑えられると思われます。タブレット購入の段階で分けて契約し、工事も分けて発注したのだと思われますが、工事を合算しますと契約に議決が必要だから、タブレットの段階から分けたのではないかと疑ってしまいます。なぜタブレットと工事は別々の入札としたのかお伺いいたします。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員の再質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルスでの大幅な売上げの減の飲食店、大きな飲食店と申し上げておりますけれども、国でも自粛要請、そういうものを1か月近くやっています。そして、飲食店あるいは大型飲食店についても非常に経済的なダメージ、減収がありました。これは、私のほうの持続化申請の中で書類を見させていただきますと大変な数字でございます。しかし、大型飲食店あるいは小さな飲食店でも国で200万円限度として支給しています。それから、町では5万円から90万円までの間の中でしています。あるいは、休業や夜間短縮の場合は5万円というようなことで、総体的にはそのような支援策をしておりますけれども、まだまだこの状態では、今後続くであろうし、減額はするのではないかと考えていますので、前年度対比による減額の数字を把握しながら、第三次補正、あるいは一次補正、二次補正の結果の残額の金額がどのくらい出るかというものが1月末までにまとまると私は考えています。早くても1月末ですから、2月の中旬、その中で一番効率のいい支援の仕方はどういうものなのかということをお伺いして、議員の皆様にお諮りしていきたいと思っております。しかし、いずれにしても飲食店に支援したとしても、それは1件ばかりではないのですから、相当な件数になる。しかし、町民を支援することによって飲食店に行っていたとこの方法も考えられますので、その辺の判断はいろいろ協議しながら、一次、二次補正の残、それから国の三次補正の金額を見据えながら支援策を取っていきたくて、こう私は考えております。よろしくご理解のほど申し上げます。

それから、道の駅の支援金、あるいは観光公社の支援金につきましては、令和2年の3月、4月、5月期における休業、要するに4月から5月まで約1か月ちょっと休業いたしました。その売上げの差、あとは国からの支援金、そして町の支援金を差し引いた額、それで今回の緊急コロナ対策の支援金の中から出していくと、支援していくということでございます。そして、公社における従業員の給与の確保、あるいは道の駅の従業員の給与の確保をしていかなければ、当然赤字で雇用ができなくなってしまっただけで大変なことになりますから、やはり雇用の場として公社関係などは、そうした施設を運営していますし、289号線の開通によってできた道の駅でございますが、雇用の促進という意味でもありますので、その支援は、町としての考えは当然支援していかなければな

らない。それ以外にも、大型飲食店あるいは小型飲食店にしても頑張っていたかなければならないと考えておりますので、支援については今後ますます検討させていただくということになります。

それから、2点目の総合計画の達成に向けた、体制の整備でございますが、プロジェクトチームでの協働推進については、1回目の答弁でしましたけれども、民間の応募者を募っているようですから、ぜひともその辺を、協働の政策の推進に効果を出していただくように担当課にお話をしていきたいと、こう思います。具体的な策については、担当課長のほうから答えさせます。

それから、3番目の契約、入札の効率化についてでございますが、当然効率化は出さなければならないと思っています。しかし、私の考えているのは、効率化のできる事業については当然やらなくてはならないし、備品と工事費との関係が、一緒に発注するというなことは、これは会計システム上なくても、これは業者がいるわけで、この業者を選択するに当たっては、この仕事についてはこの業者、この仕事についてはこの業者ということで振り分けをして入札参加願を提出しているわけですから、それを同じく捉えて発注するということはちょっと無理難題の話でもあるし、業者の育成を考えるとそれが果たしていいのかということになりかねないと私は考えております。以前、以前ですよ。福島県においてもあらゆる業者が入って、地方の仕事を、もう入札金を提示して誰でも参加していきいよというようなことをやった経過がありました。しかし、それは結果的に地方の業者が取れなくなってしまう、そういう状況があって、今県でもそれはやらなくなった。やはり指名入札参加でやっていると、地方の経済を守っていくという観点から、また元に戻したようなことが今やられておりますので、町といたしましてもあらゆることを考えながら、これは一括発注してもいいですよと、こういう事業は、しかしこの事業はやっぱ一括ではちょっと無理ですよと、そういうことを判断をしながら私は事業の推進に当たっていきいたい。やはり経済を活性化しなければならないというのも重要でございますので、その辺についてはご理解いただいて、一括入札するものについては入札するという基本方針は変わりはないです。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員の協働推進に関わるご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

今ほど町長のほうからもお話がございましたが、協働推進に当たりましては、このたびの第6次の総合計画におきまして、議員指摘のとおり、第5章のまちづくり人づくりというところで計画作成しております。主な政策の中身の方向性ということで、この中にもうたっておりますが、協働の町づくりに向けて、町民、議会、行政が一体となって取り組めるよう、それぞれの意識改革を進めていきますというような内容になっております。今回の6次の総合計画に当たっても全くそのとおりなのですが、現在少子高齢化であり、若者が少なくなっております。このような状況を踏まえまして、6次計画においてはワークショップということでいろんなご意見頂戴しましたが、今後も6次計画の

内容を推進していくに当たりまして、現在の取り巻く環境、高齢化社会であったり、若者が減少しておりますので、特にこれから町を担っていく若者のご意見、また子供たちの意見というものも含まれますが、このような意見にいかに取り組んでいくのか、また行政に反映していくのかというのが我々今行政に問われていることだと思いますので、その辺を今後いろいろな形で検討して進めていきたいと思っております。現在コロナ禍にありまして、今年度は各種委員会も書面表決だったり、いろんな形で会議が招集できない場合がありますが、今後は前向きな方向にコロナ禍が進んでいくことを願いまして、進捗に当たっては今後また進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 1 番目の質問の給付の件ですが、同じ民間企業である道の駅には出せて、一般の企業には出せない理由というのは何でしょうか。

あと経営努力されていないのであれば、経営者を替えるなどの努力はしておられるのでしょうか。1 番は以上です。

2 番は、こちらはまだ実績はないということによろしいでしょうか。協働推進をされていて、その実績はまだないということでしょうか。

3 番の契約については、今備品と工事費はもとから分かれているのですけれども、工事費をなぜ小学校と中学校で分けたのかという質問だったのですが、私がタブレットと情報通信の工事を調べたところ、文部科学省のGIGAスクール構想の適正積算事例を調べたところ、下郷町の小中学校の工事の合算の金額が、その適正積算事例との差が3,000万円ぐらいあったんです。工事契約の議決要件を回避するためにそうしたのではないかと疑ってしまいます。年々財政事情が厳しくなっておりますので、大小関係なく常に効率化を図っていただきたいと思われま。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 道の駅と一般企業で、一般企業も今先ほど第1回目の答弁で、支援金についてはご理解いただきましたよね。道の駅も当然指定管理料としての不足分についてはやると。これは、議会で議決してもらった指定管理施設ですから、これは赤字になって月給だとか、あるいは管理費が出ないようになれば、それは当然指定管理料の追加もありますから、それを精査しながら価格の決定をしているわけですが、一般企業にも支援金は出して、2回目の質問のときには、それを精査、一次、二次の精査をして、三次の国の支援金というのですか、交付金を勘案して、そのときに効果的な支援策を考えるということを答弁したわけですから、それを理解していただきたいと、こう思います。

それから、経営努力しているのかしていないのかというのは、減額の補填をすることと経営の努力のことを関連づけるとしても、今回の減額の要因はあくまでもコロナ禍に

よって施設を閉鎖というか、休業したというのが大きな原因でもあるし、やはり国が言っている自粛しなさいということで交流人口が減ったことによる減額でございますので、それが経営手腕と関係あるのかないのかというのは私も判断できませんけれども、職員は、社員は一生懸命働いていますから、間違いございません。

それから、工事費のことについては、教育委員会が所管しているギガスクールのことですから、金額については私は、大まかな金額、いろいろ金額ございますが、文科省との関係については、申請をしている教育委員会のほうが分かると思いますので、教育委員会のほうから説明をさせますので、よろしく理解してください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 今のご質問の中で工事費の関係ですが、これまでですと目的ごとの契約ということで、予算計上の中で中学校は中学校費、小学校は小学校費という形で契約関係はお願いした経緯がございます。ただ、工事につきましては設計委託ということで、前段に設計委託がございますので、その設計委託に基づいて工事費が出てくるということで、これについては補正計上で計上させていただいています。契約を分けることによって議会を回避するのではないかというようなお疑いがございますが、そういったことは一切ございません。タブレットの部分については、当然事業費ははっきりしていますので、それについては議会の議決をいただいているということです。今後そういった一緒にできるものについては、そういった効果が現れるかどうかとも検討しながら、契約担当課との中で協議しながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問はございませんか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋、一般質問させていただきます。

1点目に、行政区要望についてご質問させていただきます。現在令和3年度予算の編成に向けて鋭意努力されていることと思われませんが、町長におかれましては町民の生活のため、町振興発展のために、公約実現に向けたこれまでの努力と成果に敬意を表します。また、職員の方々におかれましても、現在限られた財源の中で懸命な努力に感謝を申し上げます。

さて、例年当初予算編成に当たっては、各行政区から重点要望を取りまとめ、その要望内容を精査し、予算に反映させ、要望に応じているものと思われませんが、最近行政区長や行政区役員の方から、要望が全然反映されない、要望しても執行されたのがゼロ%だった、町長室での要望で対応するとの回答だったが、実際には見送られた、要望事項対応してくれるのかどうかの回答もないなどの声が多く聞かれます。財政事情が厳しいこと、限られた予算の中での対応となること、国や県の補助金などの関係、町側の事情

も理解できないことありませんが、納税する町民目線で考えた場合は、それを繰り返すだけでは理解が得られないのではないかと思います。以上を踏まえまして、以下の点について伺います。

1、今後町長は、行政区からの要望をどのように捉え、そして対応していく考えなのか。

2、行政区要望に対する執行率に関し、町内各行政区のバランスは取れているのかどうか。

また、行政区要望に対する町の姿勢についてですが、各行政区からの要望は書面で要望を取っているの、書面で受けたのであれば、いつ、どのような形で実施されているのか。実施できない場合、見送りとなった場合は、いつ頃実施できる見込みであるかなど書面で回答をしていくべきではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。町民目線で対応していくことも必要なのではないかと思います。どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2点目、町民の意見の収集について。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の問題が町民の生活や様々な事業に影響を与えたところであり、幸いにも当町には感染者は発生していない状況であり、町における各事業の中止や3密回避やマスク着用や手洗いなどの町民への周知が功を奏しているものと思われ、町長をはじめ町職員の皆様におかれましてはその対応にご苦労されたものと思われ、感謝申し上げます。

さて、このコロナ禍もまだまだ収束のめどは立っておらず、東京都をはじめとした都市部では感染者が増加の一途をたどり、福島県内においても感染が続いている状況であり、さらに冬場に差しかかり、インフルエンザの影響も考慮していかなければならず、引き続き感染症対策が必要であり、一方、町内の経済も考慮していかなければならない、いわゆるコロナとの共存が必要とされているところでもあります。町では、これまで町民一人一人への支援、そして商工業者や農業者に対しての支援を行い、多くの町民から感謝の言葉多くいただいております。町の感染症対策の一環として高く評価したいと思っております。しかしながら、今後町内の経済状況を念頭に入れていかなければならず、町は令和3年度予算編成に向けて様々な知恵やアイデアを絞っているものと思われ、町民が、どのような状況にあるか、何を求めているかを把握し、行政運営に反映させていくことがより重要ではないかと思われ、例年実施している行政区要望になると、区としての要望がメインです。水路や道路、大きな事業が主となり、町民個人の意見反映には至るものではなく、いかに町民一人一人の意見を取りまとめていくかが今回のコロナ禍にかかわらず重要であるものと思われ、町長が町民一人一人の意見を聞いていくことは無理難題ですが、方策の一つとして、管理職となる各課長が課の職員とペアで実際に町民宅に出向き、どのような現状なのか、何に困っているのか、どのような考えを持っているのかなどを聞き取り、関係する課長と連携し、町に反映させていくことで、より町民に寄り添った町政になっていくものと思われ、月に1回、1日5軒回れば年間60件となり、全課長さんたちが9名で回れば、年間540件から話を聞くことができ、約4年で全世帯を回れる計算となり、課長補佐と分かれた2班体制にすれば約2年

で回ることも可能になります。農家や商業の話、子育て、介護の話、通勤や就職の話、一般生活の話など、どのように町民が考えているのかを肌で知り、要望や相談、町民の考えを役場で待つのではなく、町側から出向くことが国や県、そして都市部にはできない特権ではないかと思えます。例えば農業を主産業とする町として、高齢化による離農者増加により遊休農地増加を防ぐため、農家から始めていくことも一つの手ではないかと思えます。また、行政区ごとの相談会では、多くの人が集まる場で話をする人、しない人、参加しない人がおり、多くの声を集めるのには効果的ではないと考えます。ぜひとも町民に寄り添った町政のために実現してほしいものでありますが、町長のお考えをお伺いします。

3点目、下郷町地域振興株式会社についてお伺いします。町は、下郷町地域振興株式会社の筆頭株主であることは承知しておりますが、当会社における株主となっている機関等はどこであり、出資割合はどのようになっているのかをお伺いします。

また、取締役は何人で、誰がどの役職に就き、どのような役割を担っているのかも伺いします。

以上3点、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の行政区要望でございますが、行政区重点要望につきましては、各行政区に対し、当該年度の実施状況を書面により回答、通知し、その結果を踏まえて当初予算編成前に次年度の要望書を提出していただいております。要望を提出する際には、行政区長や行政区役員の皆様に直接お会いして、当該年度の要望の実施状況を含め、次年度の要望をお伺いしているところでございます。要望の内容によっては、町への要望のほか、県への要望などありますが、行政区の抱える問題や課題について生の声をお聞かせいただき、細やかな行政サービスの実現のため、可能な限り行政区の要望にはお応えしたいと考えております。しかしながら、議員おただしのおり、財源には限りがあり、また昨年の台風19号のように予期せぬ災害の発生により、当初計画していた事業についても中止せざるを得ない場合もございます。事業の実施に当たっては、緊急性や危険性等を第一に考慮するため、各行政区の要望を平等に実施していくことが困難な場合もございますが、今後やむを得ず事業が実施できない場合などは、各行政区へ丁寧な説明を行い、町政運営に対してご理解いただけるようさらに努めてまいります。

また、行政区からの要望に対する令和2年度の実施状況であります。緊急性や危険性等を考慮した中で計画的に取り組んでおり、全ての行政区に対して、町単独では実施が困難な要望以外でも、可能な限り行政区の要望を実施できるよう努力しているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな2点目の町民の意見収集についてでございますが、現在少子高齢化の進展や社会環境の変化など、本町を取り巻く状況は厳しさが一層増しており、町民ニーズも多様化しております。多様化する住民ニーズを的確に捉えるため、さきのご質問でも

ありました行政区重点要望につきましては、要望書の提出だけではなく、行政区長等とお会いし、直接行政区の抱えている問題や課題についてお伺いしているところでございます。また、各種事業の実施に当たっても、町民の方々の要望や意見を取り入れながら進めており、本年4月にスタートしました第6次総合計画の策定の際には、住民アンケートの実施や町の次世代を担う町民の方々に参画をいただいてワークショップを実施するなど、町民の視点も踏まえた計画といたしております。議員がおただしの町民の皆さんからの要望、意見を取り入れることは、町政運営では大変重要であり、有効な手段であると考えております。今後とも未来創生交流のまち下郷を目指して行く中で、農業、観光業、商工業などの各分野の町民の皆様の声をあらゆる機会を捉えた中で話し合いや意見交換等を行うなど、行政と地域が一体となった協働による町づくりを推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、大きな3点目の下郷町地域振興株式会社でございますが、資本金が500万円、1株5万円、発行株式が100株に対しまして、町が70%の350万円、会津よつば農業協同組合が15%の75万円、株式会社東邦銀行、会津乗合自動車株式会社、町商工会がそれぞれ5%の25万円ずつ、計75万円の出資割合となっております。取締役につきましては、構成5団体の株主のうち、町長が代表取締役に就任し、町商工会長及び会津乗合自動車株式会社社長が取締役となっております。また、今年の5月の株主総会におきまして、定款における取締役の人数3名以内から5名以内に改め、非常勤の専決、決裁権のある取締役1名に副町長、販売促進を指導する取締役1名に前会津よつば代表理事専務に新たに就任していただき、取締役5名といたしました。役割については、定款にのっとり、総会における議事事項の審議、承認及び議決権の行使となっております。なお、今年度経営改善を推し進めていくため社内、特別産品づくり、2番目として内部統制の充実、3番目として人事制度の改革、4番目として効率運営と1年を通じた仕事づくりなどからなる9つの改革の柱を掲げ、外部の有識者、顧問弁護士をはじめとするタスクフォースを立ち上げ、効率的な業務の推進、人件費の抑制、道の駅を起点とした広域連携事業などを検討しているところであります。

以上です。よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

行政区要望については、確かに本当に予期せぬ災害があつて、できる、できない、あると思います。それは、私も重々理解しております。ですので、行政区の執行率とかどのぐらい達成が見込まれるのか、できれば過去3年分ぐらいの達成率を表にして、3月予算委員会がありますので、そのときにそういう一覧表というのを、データを少し提示していただきたいと思いますので、それよろしく願いいたします。

2番目の意見収集なのですが、町長おっしゃいましたように、分かります。でも、私が言いたいのは、やはり今回コロナ禍で町民の皆さんが大変困っています。商工業の皆さん、農家の人たちが本当に困っています。農家の人たちにおいては、コロナ禍で販売

する場所もなかったり、そのほか、有害鳥獣に作物が荒らされたり、そういう被害が大きい、そういう声が多々ありますので、私が先ほど申しました課長等はじめ出向いて話を聞いてほしいというのは、そういう農家の声が町に伝わっていない。何回も一般質問等で鳥獣被害等々やっていますが、本当に困っているのだという声が届かないものから、実際に町側が農家さんを訪ねて行ってやってもらえればなというふうに考えております。それで本当に生の農家さんの切実な声が届くのかなと思われまますので、ぜひともそれはちょっと検討していただけないかなという、要望にいたしたいと思ひます。

3点目の振興株式会社なのですが、取締役は株主の中から今回新たに2名で、副町長も入っているということで、町で町長も入っているのに副町長も入っているという、何か本当に町のものなのだなという気はするのですが、やはり先ほど1番議員さんも何か言っていましたように、経営関係であれば民間会社のほうから入れてやる。今回は、コロナ禍で多少影響があるというのは誰しもが分かっていることですが、長い目で見るときに、たしか前回、湯田純朗議員が一般質問された際、町長のずっと赤字ですという言葉、私耳に残ってしまして、確かにずっと赤字というのは直さなければこれからも赤字なのです。そういう長い目を見たときに、今後本当にこの道の駅利益が上がるようにしなければいけないと思ひているのであれば、取締役に副町長が入るのではなく、民間のほうから誰か入れたらいいのではないかなというふうに考えますが、その辺はどうでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝君の再質問にお答えしますが、行政区要望の執行率の関係については、3月議会に提出していただきたいということでもありますので、それは提出できます。特に19号台風で大変事務量が増えたことは間違いない。ですから、次年度にというか、そういう箇所もございました。調べてございます中身は、執行率や何かも現在のところは数字として上がっているのですが、冬場の仕事もございませぬので、冬場の仕事というのは水の量が少なくなったり、そうしたときに実施をするというようなこともございませぬ。それから、いろいろな形で予算残等を比較して、これは実行できますよというようなときには冬場の仕事でもできるというようなこともございませぬ。ですから、38行政区から要望出たはいませぬ。それは要望出していないところもあるのです。そういうところもございませぬけれども、必ず事業は展開しているということでご理解願ひたいと思ひます。国の要望、県の要望も踏まえて、町の要望もございませぬので、それを踏まえて3月に出していきますけれども、要望の100%はできませんけれども、要望をしている箇所については十分やっていっていると私は感じておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

それから、町民の意見収集等の声、特に農家の声が町に届いていないということで、これはご指摘のとおりだと思ひますが、町でもあらゆる団体が組織されてしまして、そのときに総会に行ったりして意見の交換会もやっておりますので、今年は特にコロナ対

策でみんな書面表決になって、それから意見交換会の場もやっていませんので、当然そういうもの、飲食店等に影響がございます。これは間違いない。これ日本国中そう。ですから、何といたってもコロナ禍の中でのそうしたものについてはなかなか実行できない面もありますけれども、そうした意見を聞く団体、観光協会、農業再生協議会、いろいろな団体あります。農事組合関係もございます。あらゆる団体を通じて、意見の場を設定してありますけれども、また身近な意見の集約も必要かと思いますので、それは議員のおっしゃっているとおり前向きに考えていきたいと思しますので、時間の許す限りということをつけ加えさせていただきますが、なかなかその時間が取れない場合もありますが、そうした現地に詰めて意見交換をしていくことは一番いいのではないかと私は思っています。

それから、道の駅の関係についてですが、当然原発事故からの補償金額で間違いなくやっていますけれども、しかし観光公社設立したときにも、やはり雇用の場の確保をまずしようと、あるいは町民にたんぱくを供給しようと、要するに魚、たんぱく、そういうものを提供して、ちゃんと健全な体をつくっていきこうというのが最初の始まりでした。ですから、経営のやり方としては、例えばその施設に食堂があったり、農産物の販売所があったり、お土産品の販売があったり、テークアウトの場所があったりということのやり方でやっていますけれども、当初の考え方としては、それを大まかに包んだ第三セクターでやりましょうといったのが、それが始まりですから、いろいろ始まる時に食堂の部分はこの人にやってもらいましょう、もう委託です。指定管理の委託です。そういうこともやれないことはなかった。しかし、それは第三セクターという形でやりましょうといったのがこの道の駅の関係でしたと、こう私は思っていますけれども、それがいいのか、個別にやっていいのかというのは、それ判断が付きません。一つの例を取ると、隣村の施設で運営ができないと、今閉鎖していると、休んでいるという状態は、要するに指定管理を受けた業者がやっぱり運営して行って赤字になって、指定管理をくださいといってもできない場合がある、予算上。そして、休むほかないと、私は手を引きますということになる、それ委託にした場合は、だけれども、うちのほうのやり方は、第三セクターであったり、公社である。ですから、町の関係機関なのです。町として出資している。だから、その出資しているものについてつくったときの考え方、雇用を確保しましょうというのを第1番目に考えた場合のこともあるだろうし、もうかる、大丈夫だからということもあったかも分からない。あるいは、何とかほかの業者に頼んでみるかということもあったかもしれない。しかし、皆さんが選んだのは第三セクターでいきましょうというのが、それで決まりだと。ですから、出発したわけですから、その責任は継続しているわけです。継続しているから、それは従業員に給与をくれないわけにいかないのです。ボーナスは、成績によって率を変えますけれども、そういうことになりますから、ぜひ了解していただきたい。ですから、民間の導入によって成功した場合と成功しない場合がございます。そのときにどうするのかというのが、一つの例としてそういう例がある。ですから、今大変な時期に果たして民間が入ってくるかどうかというのは、私は疑問があると思しますので、ぜひ従業員をちゃんと確保して、そして会社

を継続する、公社を継続するという事は町の責任だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 答弁ありがとうございました。

行政区要望に関しましては、100%できない、私もそれはそうだと思っております。ですが、書面でなるべくでしたら行政区のほうに、こちらはこういうわけでできないのだとか、これは何年かちょっと時間かかりますみたいな、そういう説明文が行政区としてあれば、これは何でできないのだということが分かれば諦めもつくのかなど。でも、最悪これは何年間もかかりますよというのも分かれば、これはやっていただけるのだ、そういうのもあるので、せっかく要望を書面で取ってもらっていますので、こういうふうになっていますよ、書面で渡しておけば行政区長さんが替わるときにこういう内容だからと伝えられると思うので、そういうところは対応していただきたいなと思います。

意見聴取については、町長、前向きな考えでいいというふうにおっしゃってくれたので、それはぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

最後の質問だったのですが、町長、力が入って一生懸命しゃべられて、私もその思いは分かります。1つ、私個人の考えとして言わせてもらいますと、赤字の会社がある。町に2つある。だったら、どちらかを解散して1つにしたほうがいいのではないかな、そういう考えもできるのではないかなというふうに、ちょっと勝手な思いですけども、できればそういうふうにしておけば見た目的にもいいのかな。実際先ほど町長はほかの市町村の例挙げました。それは、多分皆さん分かっていると思います。そうすると、今回の議案のやつで上がってきた金額が何かほぼ同額だなと私ちょっと思ったところもありましたので、そういう先の面も踏まえてこれから経営のほうも考えていかなければいけないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁はございませんか。

町長、星學君。

○町長（星學君） では、小椋議員の再々質問についての私からの答弁をいたしますと、まずは行政区の回答はしているつもりなのですが、短い言葉でやっていますから、理解しにくい言葉になっているかも知れません。調査中だとか、これは次年度にやりますとか、そういう短い言葉で文書は出しているのは間違いないと思いますが、やっています。返事はやっています。ですから、これはこういうことで、こういうわけで次年度に回しますというようなことを付け加えながら行政区長さんにはお伝えしたい、今後とも担当課においてそのように指導していきたい。

それと、こういう機会だから、1つ私も言いたいということではないのですが、昨日、おとといと、ある行政区の区長さんが参りました。行政区長さんは駐在員と同じ辞令ですから、仕事が終わりました、ありがとうございましたという挨拶に来ました。それから、次の日に来たときは御礼の文書を持ってまいりました。私町長やって行政区から2

回も、そして文書をいただいて御礼を言われたことは初めてでした。大変うれしく思っているわけですが、私たちも注意をしなければならないと思っています。県会議員の先生にお願いして事業ができました、国会議員の先生にお願いして事業ができましたと、私も文書で出したことありません。口頭でやっていますけれども、こういうことはぜひやっていきたいと、こう反省をしている。ちょっと付け加えて余計なことを言いましたけれども、そんな感じでおります。

それから、再々質問の中の民間企業、第三セクターが赤字、赤字ということならば統一したほうがいいのではないかとということもお話しされましたけれども、これは取締役会でもそのような話は私は出しておるのです。いずれにしても、取締役会、あるいはいろいろな有識者のご意見を拝聴しながら検討してまいりたいと。それは、最初第三セクターでやるときには私は役場にいなかったわけですが、当時の方々から聞いてみるとそういう案もあったらしいです。しかし、やはり別個になったということが始まりですから、それをまたこういうコロナ禍、あるいは赤字経営の中でやるということになれば、いろいろな弊害が出てくると思うのです。要するに今まで20年と10年でやって、30年やった場合、ですからいずれ赤字になればそういうものの雇用の場も切らざるを得ないという場合も出てくる可能性がある。これは当然ですよ。これ一番ですから、その辺はやっぱり町としても、町民ですから、そういうことも考えますとなかなか難しいものではない。ただ、協議の議題として上げておくべき課題だと。これは、決断の問題、執行者の。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時10分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時20分）

次に、9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 議員番号9番、湯田健二、通告に基づきましてご質問申し上げます。

まず、1つ目として、新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルスの感染収束は、いまだに見えていない。昨年12月に中国武漢市で報告された原因不明の肺炎は、新型コロナウイルス感染症と名づけられました。日本には2月に入り確認され、感染拡大防止に向けて緊急事態宣言を出し、外出自粛などの徹底を図った。国ではこの対策として、第一次、第二次の補正を成立させ、これが緊急経済対策であります。町においても、これに伴い定例会、臨時議会を招集し、補正予算で対応することができた。町としては、独自の新型コロナ感染症に関する支援制度をガイドブックとして広く町民に周知を図ったところである。この間、対策として、学校では4月22日から5月10日まで一斉臨時休校とし、また公共施設の休館、会議、イベント等の中止、延期等、町民の生活に支障を来したのも事実である。特に観光面においては、大内宿をはじめ、宿泊、飲食業、サービス業への入り込み数は著しく減少している。12月14日現在、本町での感染者は確認されていないが、大都市圏においては赤信号が点灯し、医療機関が崩壊の危機にある

と毎日報道されております。定義ではないが、これを第3波と称し、その勢いは先が見えない状況下にある。基本である手洗い、マスクの着用、3密を避けることを徹底されても、クラスターも含め感染者の数は増大している。このため国では、感染症対策について爆発的な感染を絶対に防いで国民の命と健康を守り、感染症対策と社会経済活動の両立を図るとして、第三次補正予算を1月に招集する通常国会に提出するとしている。大いに本町においても期待するところであります。

この新型コロナウイルス感染症に伴い、本町においてもその反動は激しいものと認識しておりますが、次の点についてお尋ねします。

①、下郷町振興株式会社、道の駅及び観光公社の経営状況はどうなっているのか。

②、下郷町商工会が事業主体の新型コロナウイルス対策、地域経済の下支えとされるプレミアム商品券の発行に伴う効果は。

③、宿泊業や飲食業、お土産物店、製造業など、業種に関係なく幅広く影響が出ている状況と思われませんが、その対策は。

④、学校の一斉休校に伴い、学びを止めることはできない中、子供の不安、ストレスにどう対処しているのか。心の負担、心理的苦痛等。

2としまして、28年度より令和元年までの一般質問に対する再質問について。私たち議員は、4年に1度、選挙によって選ばれ、町民全体の代表者、奉仕者として住民の声をいかに町政に反映するか、そして安心して安全に暮らせるよう努力するのが私たちの使命と考えております。前回の4年間、平成28年より令和元年に私は6回の一般質問をいたしました。その内容は、社会資本の整備に関する道路整備等について、5回、町の基幹産業である農業振興、4回、給水等を含む水道関係、2回、町振興計画、2回など、19件について質問してまいりました。再度となりますが、今回は道路整備、農業振興について、その後の対策、進捗等を質問いたします。

1、道路整備について。国直轄権限代行事業で、地域高規格道路、会津縦貫南道路湯野上バイパス8.3キロメートルが着手され、現在は白岩一水門間、3号トンネル1,580メートルの掘削が進められており、令和3年には貫通すると聞いております。このトンネル工事に当たり、地元白岩区での用地買収等の説明会時に、トンネルで搬出される土砂等を中妻地区で利用するため、町道雑根線の一部と県道高崎田島線、湯野上一白岩間を運搬道路として利用する計画である。本線は、一部を除き大型車両は往来不能のため、工事用道路として改良し利用したく、用地に対してはよろしくお願ひしたい。また、運搬するに当たり、沿線住民の皆さんには迷惑をかけないとのことであった。しかしながら、工事用道路は一部を除き現道のままである。そのため、多いときは毎日10台から15台のダンプが朝8時から5時まで運搬をしている。しかも、県道2か所、町道1か所が一方通行で、その待ち時間は2分から6分で、白岩住民の通行に支障を来している現状にある。また、2号トンネル田代から白岩間2.6キロメートルが着手されれば、ますます不便を来すことになるため、早急に工事用道路の整備をお願いするものである。国土交通省東北地方整備局では、湯野上バイパスは2025年に完成と発表されております。この8.3キロメートルには、田代地区と張平地区の2か所にインターチェンジが設置されるが、

この区間には大内宿、湯野上温泉、塔のへつりなど、観光地が点在している地域である。本バイパスが完成する前にこれらのアクセスの整備が急がれますが、どうお考えか。

また、これに関連して、町道弥五島白岩線、阿久戸坂は調査に入ったと聞かすが、どのくらい進んでいるのかお尋ねします。

2、農業振興について。農業振興については、4回にわたり質問してまいりました。詳細については省略しますが、町の基幹産業である農業振興を図る上で重要なのは、上位計画である下郷町農業振興地域整備計画の見直しである。これが答弁では、平成31年には総合見直しを終えたいとのことであったが、完了はしているのか。

また、倉檜大堰についても、平成28年12月定例会で質問いたしました。その後進展は見られたのか。今の現状を見ると、用水の確保には倉檜地区の皆様は大変に苦労なさっていると聞いております。

続いて、芦ノ原地区の給水施設の件であります。本事業は県代行事業で着手されたと聞いておりますが、その進捗状況は、また完成はいつ頃なのか、お尋ねいたします。

3、農業の現状把握について。農業振興については、町は合併以来、農業を基幹産業と位置づけ、諸施策の推進を図ってきたところである。しかしながら、農産物の輸入の自由化、農業者の高齢化、後継者不足等により農家数が減少し、耕作放棄地が年々増加しております。本町の中山間地の農業は、地域固有の自然環境、地域資源に依存、成立しております。これが崩れるということは、里山の崩壊につながり、熊、猿、イノシシ、鹿等、有害鳥獣による農林産物への被害となり、農業生産全般に支障を来している現状にある。農地の利用状況を見ると、農地全面積では約2,100ヘクタール、うち農業振興地域面積は1,500ヘクタールとなっている。しかしながら、現況を見ると農地で約40%、農振地区で約30%が耕作放棄地、遊休農地と推測される。国では、平成25年6月に農用地の有効利用を図るため、農地中間管理機構が設立された。いわゆる農地の貸し借りである。また、平成28年4月には農業委員会法の改正により、農地利用適正化推進委員会を町農業委員会に新たに設置し、担い手の集積、集団化、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとしている。しかしながら、毎年休耕地は増大し続けており、これらの防止対策を早急に進めることが求められる。

そこでお伺いします。現在の農地の面積は、課税台帳を基に作成されており、現況とは相違が生じていると思慮される。これらを踏まえ、現状の把握を図る必要がある。現況を調査するには、町と農業委員会が一体となって進めなければならないと思うが、町の考え、農業委員会の進め方等についてお伺いいたします。

以上3点申し上げましたので、よろしく答弁方お願いいたします。

終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス対策でございますが、新型コロナウイルス感染症の現在までの経緯や状況につきましては、議員ご指摘のとおりかと思っております。国でもこれまで緊急経済

対策支援の補正を成立する中、町でも緊急の対応が必要なことから、臨時議会等を招集し、町議会でのご同意を得ながら様々な緊急支援策を実施してきたところであります。幸いにも現在のところ町内でのコロナ感染症の発症者がいないところであり、観光関連の各事業者の皆様はもとより、感染防止への町民各位のご努力のおかげでもあり心より感謝を申し上げますところであります。

1つ目の道の駅を運営する下郷町地域振興株式会社及び観光公社の経営状況でございますが、いずれの会社も町出資の第三セクター法人として指定管理料を含む補助金などを活用しながら運営している法人であります。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症、いわゆるコロナ禍の影響を受け、大幅な売上げ減少が見込まれ、今まで以上に厳しい状況となっているところであります。下郷町地域振興株式会社でございますが、甲子トンネル開通に伴いオープンした道の駅しもごうは、当初は入り込み客も多く、大変にぎわいを見せておりましたが、東日本大震災や原発事故、またその後の風評被害の影響や、さらにはこのたびの新型コロナウイルス感染症の発生など、経営的には非常に厳しい社会状況が続いております。同道の駅につきましては、ご承知のとおり平成23年度から今年度まで10年間において、東京電力の賠償金合わせて9,375万7,692円が道の駅しもごうに支払われ、実質の営業利益は平成22年度より実質赤字でございますが、賠償補償金を特別収入として計上することにより何とか経営を持続してきた経緯でございます。また、今年度の経営収支状況については、国の緊急事態宣言に伴う移動規制などにより、観光入り込み数については4月から11月までの前年度と比較いたしますと約80%の24万1,000人、年間売上げについても約25%の3,700万円の減の1億6,000万円程度を見込んでいるところであります。さらに、売上利益から一般管理費などの経費を引いた営業利益につきましても約1,700万円の減額が見込まれ、今後冬期間のコロナ感染症の状況により、一層の下振れ減額も想定されるなど、大変厳しい運営状況であります。なお、今年度の道の駅の最終損益につきましては、さきの3月定例会においてご議決をいただきました指定管理費1,800万円や国のコロナ感染症持続化給付金等の支援でございますが、大変厳しい経営を強いられている状況でございます。さらに、次年度の令和3年度もこのようなコロナ禍の状況が想定され、次年度の経営を見越した町地域振興株式会社の持続化経営支援を図るため、コロナ感染症対策地方創生交付金を活用し、今般の12月定例議会において指定管理料の追加支援策といたしまして1,974万5,000円を補正計上しております。よろしくご理解のほどいただきますようお願い申し上げますところでございます。なお、補正金額につきましては、今年4月から12月の前年度から見込み額も含む減額により、臨時交付金活用の上限值として算出しております。今後11月、12月実績や運営の収支が確定してきますので、精査、協議の上、額を確定してまいりたいと思います。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

一方、町観光公社につきましても、コロナ禍の状況は同様であります。一層厳しい状況であります。養鱒公園の観光入り込み数については、4月から11月までの前年度比、同時期と比較いたしますと、約64%、1万9,600人、売上げについても指定管理をいただいている6施設の合計は12月までで20%、1,486万円の減、598万5,985万円程度を見込ん

でいるところであります。同じく町観光公社につきましても、当初予算において指定管理料1,236万6,000円を計上しておりましたが、追加支援策として臨時交付金を活用した699万9,000円を新たに補正計上しておりますので、併せてご理解のほどお願いいたします。

町振興株式会社、町観光公社の運営状況につきましては、先ほど申しましたが、現在新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大の様相を見せ、予断の許さない状況となっており、Go To トラベルの全国一時停止や移動規制なども今後予定されるなど、両者とも経営の悪影響が今後も懸念される厳しい状況下でありますので、ご理解をくださいますようお願いを申し上げます。

次に、プレミアム商品券につきましては、町内の様々な業種の76店舗で利用することができる電子マネーとなっており、総事業費が6,600万円となっております。今年度におきましては、2回に分けて販売を実施しております。第一弾として、4月5日から6月30日までを利用期間として2,242万8,000円分の商品券の販売を行いました。こちらにつきましては、既に利用期間が終了しております。換金率は99.85%となっております。第二弾として、7月19日から令和3年1月15日までの利用期間として、4,357万2,000円分の商品券の販売を行いました。10月末現在の換金率は76%との報告を受けています。さらには、新型コロナウイルス経済対策プレミアム商品券として、総事業費2,400万円分のプレミアム商品券の販売を行いました。こちらは、11月15日から令和3年1月15日までの利用期間となっております。

次に、宿泊業、飲食業、土産物店、製造業を行う業者への支援についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、国では4月16日に緊急事態宣言を発令しました。また、国の発令に合わせ、県でも4月20日に感染防止に向けた休業要請が出されました。国、県の要請を受け、町内の事業者も休業、時間短縮営業を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めました。町では、国、県の要請を受け、休業、時間短縮営業を行った事業者に対して、下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を行い、観光関連事業者の方々に対しては下郷町観光関連事業者経営持続化給付金を交付し、従業員の雇用継続と経営支援を行いました。個人事業主及び小規模事業者の方々に対しては、下郷町事業者給付金の事業継続の支援を行いました。また、町内循環型経済対策支援事業として下郷町がんばろ一商品券を7月末に町民の方に配布し、町内での買物を促進しております。また、県でもがんばる地元（おらほ）の飲食店応援（エール）券として飲食店で利用できる応援券の販売を行っており、町内では36飲食店で利用することができます。

次に、子供の不安、ストレス対処についてでございますが、議員ご指摘のとおり、今年度の4月当初から新型コロナウイルス感染者数の増加に伴い、国の非常事態宣言が全国に拡大する中、4月17日には福島県知事から小中学校の臨時休業の要請がございました。すぐに臨時の校長会を開き、教育委員や学校の了解を得まして、一斉臨時休業期間を4月22日から5月10日までの19日間と決定し、保護者宛てに通知したところでございます。その間、家庭で保育できない保護者への対応といたしまして、一斉休業と同時に

各小学校内に児童預かり所を開設し、各学校の先生方の協力の下、特別支援教育支援員が中心となり、児童のケアに努めてまいりました。また、各学校におきましては、臨時休業の期間、創意工夫を凝らして課題を作成し、家庭学習の支援を図ってまいりました。また、家庭状況によっては十分な学習時間が確保できず、学力の格差が拡大するのではないかという心配もございますので、学習の遅れを招かないよう、夏休みの短縮、学校行事の規模縮小や変更等の措置を取り、指導計画を見直した上で授業時間の確保を優先し、学習の遅れが児童生徒の心の負担にならないように配慮したところでございます。心のケアにつきましては、例えば中学校の場合ですが、休業期間中にどのような環境でどのような家庭学習をしていたのかを把握するため、担任が電話による状況調査を行いました。休業期間が明けた際にも、クラスごとに心のアンケートを実施し、授業中、家庭生活の様子を確認しております。そのアンケート内容に基づきまして、一人一人に面談を行い、不安やストレスを軽減するように配慮いたしました。今後も定期的に心のアンケートを実施し、不安やストレスを感じている生徒を見逃さないように早期発見に努めていきたいと考えております。本町におきましては、少人数学級の利点を生かしたきめ細かな授業の確保や心の負担軽減を重点目標としております。支援が必要な児童生徒には、スクールカウンセラーによる心のケアやスクールソーシャルワーカーによる家庭環境の実態把握などに努め、心の不安やストレスに対する取組に保護者と連携し、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の平成28年度より令和元年度までの一般質問に対する再質問でございますが、1つ目の道路整備につきましては、現在整備が進む高規格道路であります会津縦貫南道路は、県道の骨格となる6本の連携軸の一つである会津軸を担い、高速交通ネットワークを向上させ、物資の流通や人の交流を活発にさせる期待度の高い道路であります。本町においても、行楽シーズンの渋滞発生や1年を通じた交通の利便性や安全性の確保など、重要な課題に対し多大な効果をもたらすものと期待しているところでございます。その中でも国直轄権限代行事業として整備中の湯野上バイパス工事は、今年の2月に発表された令和7年度開通予定に向けて、現在3号トンネル1,580メートル工事ははじめとして様々な事業が展開されているところでございます。議員がおっしゃるように、県道高岡田島線の湯野上一白岩間及び町道雑根線に関しては、工事用道路として3号トンネル工事の掘削土砂を大型ダンプにより搬出している状況でございます。県道高岡田島線の一部の拡幅工事を行っておりますが、まだ狭小区間があることから、工事用信号による交互通行を余儀なくされております。特に白岩蟹沢付近の交通規制については、昨年の台風19号で会津鉄道の法面で土砂崩れが発生し、復旧が終了するまでしばらくの間大型車の通行ができない状態でした。再度通行が可能となった現在も、道路幅員が狭いことをと近接する道路、鉄道法面への影響を抑えるため、通行速度を時速5キロメートルに設定したことから、規制時間が通常より長く設定されておりますので、不便に感じているものでございます。さらには、この延長約2.6キロメートル、2号トンネルの工事が発注されますと工事用車両の通行量も増えることから、一般車両への通行に対するさらなる支障があるものと考えられます。町といたしましても、今まで県道高

隣田島線改修促進期成同盟会において、町議会議員の皆様とともに路線内の本区間を含む支障箇所の解消を求める要望活動を行ってまいりました。これからも同盟会での要望のほか、町独自の要望活動や南会津建設事務所や郡山国道事務所との協議を実施し、当該箇所拡幅の実現に向けて訴えてまいりたいと考えております。

また、小沼崎バイパスや湯野上バイパス開通後の観光施設へのアクセスに関しても、ハード面、ソフト面の2方向で考える必要がありますので、これらに関してもその重要性は認識されることから、道路拡幅と同様に両事務所と協議を重ね、対応策を検討してまいります。

次に、町道弥五島白岩線の狭小、急勾配、曲線区間である、いわゆる阿久戸坂に関する件でございますが、昨年6月定例会において行われました議員の一般質問に対して、町での事業化に向けた検討を進めると答弁を申し上げ、本年度当初予算に委託料を計上しました。委託内容は、概略設計業務で白岩地区での阿久戸平地内から南向平地内をバイパス化する3つのルートと比較して、構造基準や経済比較を勘案してルートを設定するものでありまして、現在までに現地調査、地域内の法令調査、路線3ルートの作成、主要構造物計画作成が行われてきました。これら図面の作成や各関係機関との協議資料の作成、概算工事費の算出等を行い、3ルートから1ルートに絞り込んでいく予定となっております。

次に、2つ目の農業振興でございますが、下郷町農業振興地域整備計画の総合見直しについてでございますが、令和元年、台風19号に係る災害対応や新型コロナウイルス感染症の対応等、当初予定していなかった業務の発生もあり、現時点では完了はしておりません。なお、個別の案件に係る計画の変更につきましては、適宜関係法令等を遵守し、対応しているところであり、引き続き総合見直しが行われていないことにより町民に大きな不利益が生じないよう最大限努めてまいります。

次に、芦ノ原地区の給水施設の件につきましては、令和元年度に事業着手となり、令和3年度完了及び給水開始の予定となっております。なお、昨年10月発生の台風19号により令和元年度分の発注工事が繰越しになりましたが、本年9月に竣工となっております。本年度分につきましては9月25日に契約し、現在竣工に向け進行中でございます。

最後に、平成28年12月以降の倉櫓堰の進展につきましては、堰の機能回復に向け、有識者との現地検討会を実施しております。特に平成30年11月において、日本大学名誉教授、長林久夫氏をお招きし、堰の安定給水に向けた現地検討会及び意見交換会を実施し、今後の堰取水に有効な方法などを検討しております。その後、継続的に測量観測した吸水口付近の水位データを教授に分析していただき、今年12月に教授を再度お招きし、現地検討会及び意見交換会を実施しております。内容については、安定給水に有効な方法などのご提案をいただいたところではありますが、県の河川管理の観点、長野区の要望等における課題もございますので、引き続き有識者を交えた関係機関との検討、協議を進め、倉櫓堰の安定給水に向け、努めてまいります。

次に、大きな3点目の農地の現況把握でございますが、遊休農地を含む農地面積等につきましては、町は農業委員会と連携して情報共有、遊休農地発生防止対策や農地中間

管理機構を通じた農地の集積、集約化などの事務の執行と事業促進に努めております。ご質問の農地面積の現況との相違でございますが、農業委員会と共同使用している農地利用図や農地台帳情報につきまして、現況の農地とともに多数の面積に相違が生じているようであります。現在使用している農地利用図につきましては、町税務課で管理する公図を基に作成したものではありませんことから、平成28年度の法改正により固定資産台帳情報と農地台帳を連携させることとなった現在、これらと現況に相違が多数出てきたものであり、いずれ解消しなければならない課題であると認識をしております。この解消を行うためには、まず税務課で管理する固定資産台帳情報と公図について、法務局で保有する登記情報と公図情報との整合性を図り、その上で現況調査を行いながら農地利用図を作成しなければならないものであり、そのためには航空測量を実施するとともに、公図や農地利用図を電子化していく整備が必要です。しかしながら、この整備には多額の費用がかかり、今後財政事情も考慮しながら実施とならざるを得ないところでありますが、農業委員会と連携して、遊休農地発生防止対策や農地の集積、集約化の促進も必要不可欠なものでありますので、今後年次計画を持って整備していく必要があると考えております。なお、農業委員会等の進め方につきましては、農業委員会会長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。

続きまして、農業委員会会長、渡部功君。

○農業委員会会長（渡部功君） 9番、湯田健二議員の質問にお答えいたします。

大きな3点目の農地の現況把握についてでございますが、下郷町の現在の農地面積は令和元年度の利用状況調査によりますと約2,145ヘクタールで、そのうち農業振興地域整備計画における農用地区域は約1,492ヘクタールとなっております。そのうち遊休農地につきましては約830ヘクタールと、全農地面積の38.7%となっております。農用地区域における遊休農地は397ヘクタールで、全農地面積の18.5%、農用地区域面積の26.6%となっております。遊休農地、耕作放棄地に関しては、全国各地で深刻な問題でありますとともに、国においては農地中間管理機構の設立や農業委員会内に農地利用最適化推進委員を設置するなどの法整備が行われ、本町農業委員会におきましても平成28年度から農地利用最適化推進委員16名を配置いたしまして、農地等の利用の最適化の推進と併せ、農地中間管理機構の利用促進等に努めているところでございます。また、遊休農地発生防止対策の一環として、市町村、農業委員会が農地状況を把握し、的確にその解消、防止に向けて取り組んでいく必要があるため、各市町村、農業委員会の農地台帳と当該市町村の固定資産台帳情報が連携できるよう法改正が行われ、本町農業委員会で算定する農地面積等もこの連携により算定されております。このような中、本町農業委員会では毎年遊休農地所有者の意向調査や利用状況調査により現況の確認を行っており、その中で固定資産台帳情報と現況の相違、農業委員会で所有する農地台帳や農地利用図との相違が多数あることは把握しております。議員がおっしゃるとおり、今後農地中間管理機構を通じた農用地利用の集積、集約化の促進、遊休農地、耕作放棄地の発生防止対策の

ためには、現況と農業委員会の所有する農地台帳や農地利用図を整備することが不可欠であると考えております。また、町農林課の農政事務をはじめとした他分野での必要性が求められていることから、急務なものであると考えておるところでございます。また、今年度に入り、町の税務、農政、林業の各担当と農業委員会担当において、公図や農地台帳整備に向けた協議を行ってきたところであり、現在、次年度予算要件に向け、各担当部署における整備や作業の区分、分担など話し合いを行っているところでもあります。当委員会といたしましては、農地台帳と現況の相違、そして年々増加する遊休農地対策や農地の集積、集約の促進を図るため、町関係課と連携し、予算の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 答弁ありがとうございました。

まず、1つ目のコロナ対策でございますが、町長から説明がありましたように、道の駅、観光公社、本当に大変な状況にあると。私は、やっぱり一番心配しているのは、どこの町村も皆同じ苦勞をしていると思いますが、国道289号線が開通するに当たり、町では強力に要望して国の補助をもらって道の駅を造ったと。ひいては、町ではここ数十年、定住と交流ということで、交流の増加ということを図ってきたところございまして、そういう中でひいては町内の農業生産者の皆さんのそういう農林産物をそこで販売すると、地場で消費すると、買ってもらうということで始まった事業ございまして、確かにこのたびのコロナ対策で、私が二、三聞いたところでは、多くの赤字を出しているところがあると、大きいところで。そういうところも聞いておりますし、なかなか容易でないということでございまして、町で手を挙げて、赤字だからということでは、私はなくすといえますか、それはできないということですので、まず今コロナの中では、有識者等の話では、来年の秋までは続くだろうというふうに言われているのです。今いろんな国で注射、薬ができていますが、これも100%でないと、今後どうなるか分からないということで、先生方が危惧しているところなのです。そういう中で、いかにやっぱりここで持ちこたえるか、勝負なのです。私はそう考えております。一方の公社も、物産館、これ林業構造改善事業でやったのです。これも厳しい状況の中で、東北で3か所ということでございまして、それが当てはまってつくったのが農林産物の販売ということで物産館を造ったとおりでございまして、あれも国庫補助が入っているのです。そういう中で、コロナ禍で厳しいとは思いますが、そういう流れ、進んだ場合に、私はこの際投資して、やはり会社にも公社にも頑張ってもらえないと私は考えております。そういう中で、やはり人員の削減とかそういうもので定期的には、冬はなかなか町に来られないものですから、そういうものを切り詰めてやっていくことが必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと2番目のなぜ私が高規格道路と何回も言っているのは、これが完成したら、あとは幾ら要望してもやってくれないのです、国も県も。ですから、今のできる前に道路の整備、坂の整備、やっと来ましたが、121号線、10年になります。大内の入り口、あれ

ももう騒いで10年になるのです。ですが、やっと県のほうで近々説明会がされて、もう本当に私も喜んでるところでございまして、そういうものがいっぱいあるのです。これは、やはりこれ関連づけでやっていかなければ、開通したときはべろも出さないということになっちゃいますので、ぜひともよろしく願います。

3つ目の農地の関係でございまして、これは非常に大きな問題でございまして、一長一短にいかないということですが、町と農業委員会が一緒になってこれの一日も早い解決を望むところでございまして、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変大切な意見を出していただきましてありがとうございます。コロナ対策によって今経営が圧迫されている中で、やはり町として支援をしていくと。それは、国のコロナ対策臨時交付金で対応するというところでございまして、ご理解いただいて、そして経費の削減については代表理事長として、あるいは取締役社長として十分に対応し、経費の削減に努力していくよう従業員に対して申し上げて、指導していきたいと、こう思います。

道路の整備、高岡田島線、湯野上一白岩間につきましては、現在進めている縦貫道路の開通前、供用開始前には必ずあの道路が狭隘でない道路にさせていただくために、今後誠意を持って要望活動、あるいは議会の皆様、地域の皆様としっかりと取り組んでまいりたいということを約束いたします。開通前に整備が実現できるように努力してまいりますので、よろしくご理解をお願いします。

なお、町道の弥五島白岩線についても、今ルート選定の概略委託をしていますので、それが決まり次第、地域の皆さんとの協議に入りたいと、こう考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、農業委員会会長、渡部功君。

○農業委員会会長（渡部功君） それでは、9番、湯田健二議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、町と連携をしまして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 再々質問というよりも、町のほうにお願い……

○議長（小玉智和君） 要望ですね。

○9番（湯田健二君） はい、要望です。それは、昨日現在、本町では感染者は出ておりません。ですが、ここ四、五日の新聞等見ますと、ぼつぼつと一人一人出てきているという中で、確かに私思にはいつどこで誰が感染してもおかしくない状況にあるのです。そういう中で、誹謗中傷でかなり感染された方が非常に苦労している、苦慮していると

ということでございますので、あつてはならないのですが、もし出た場合には町ではこういうもの出たからということで、そういう注意喚起を促していただきたいと思います。

まず、G o T o トラベルの一時停止ということで、皆さん本当に大変でしょうが、まずその辺の旅館業さん、お土産屋さん、あるいはそういうものの飲食店業についてはきめ細かく把握をして、そういう金融機関ですか、の紹介等々協議しながら、緊密に連携を取ってやっていただきたいというのを要望いたしまして、私の質問を終わります。要望ですから、回答は必要ございません。

以上です。

○議長（小玉智和君） これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

お知らせします。ただいまから休憩いたします。（午後 0時18分）

○議長（小玉智和君） 再開します。（午後 1時10分）

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 6番、玉川邦夫でございます。一般質問をさせていただきます。

大きく2つの柱で申し上げます。1つは、農業を支える温かな支援策について。過日報道された内容から申し上げますと、農業従事者の平均年齢が69.3歳、75%が65歳以上という厳しい状況で、高齢化に伴う離農が加速化しています。反面、法人化や規模拡大も進んでいるという報道がありました。そうした中で、今年も大松川地区の基盤整備事業の申請が行われたようですが、審査は厳しかったと聞いております。各地区でも土地改良については検討している段階ですので、今回何が課題として挙げられたのか教えていただきたいと思います。

また、基盤整備によって住民みんなで農地を守っていこうと気持ちが一つになったところだけに、行政支援がますます大事になってまいります。来年度引き続いてどのような関わりをされていくのかお聞かせください。

2つ目に、県水田農業産地づくり対策等推進会議では、コロナ禍に伴う米価下落を抑え、需給安定策の強化に向けて、非主食用への転換を促す補助制度を検討しているようです。本町でも実態に応じた独自の政策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、本県の特産品でもあるそばの売行きがコロナ禍によって大きなダメージを受けました。そばは、地元にとって地域振興作物であり、耕作放棄地解消のためにも一役を担っているのです。行政から温かい支援を現場は待っています。ぜひ補助制度を検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

3つ目です。町ではコロナ禍対策で様々な生活支援を行ってきてくれました。その支援の中で、税金等での未納者、滞納者に対する給付制限を行っています。コロナ禍という異例の事態の中での経済的支援であることを考えると、給付制限によって給付を受けられない人が出るということは事業の趣旨からどうなのか、理解できません。町長の考えをお聞かせください。

大きな2つ目です。子供の健全育成を目指す教育投資についてです。私は、保護者や

地域の方々から、下郷の教育を受けさせることができよかつた、そう言つてもらえるよふな教育投資ができればすばらしいだらうなとかねがね思つております。子供への投資は裏切らないと思ふからです。

そこで、2つ提案します。ぜひ町長の考えをお聞かせください。初めに、町長と教育を語り合つた折に、子供たちが生き生きと学べる環境づくりの中で思ひ描いていたもの一つに公営塾の導入がありました。塾に通つてもっと学力をつけたいとする子供たち、希望校への進学をかなえさせてあげたいと話す親たち、こうした親子の願ひを本町のよふな少子化の進んでいる地域だからこそ、公営塾という学習環境によつて支援してあげることができるように思ひます。町長のその後の教育構想がありましたらお聞かせください。

2つ目は、社会教育です。現在公民館での青少年対象の講座が極めて少ないように思ひます。自分の住んでいる町のよさを発見する活動やリズムカルなダンス教室やプログラミング学習体験等、学校教育では困難な活動を民間団体は頑張つています。町民の力をもっと利用していけば講座に組み入れることは可能だと思ひます。そうした地域活動との連携こそが健全育成につながるのではないのでしょうか。ぜひ魅力ある体験学習を発達段階にちひじて講座に取り入れてほしいと願つていますが、いかがでしょうか。

以上、質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の農産業を支える温かい支援策でございますが、1つ目の大松川地区の基盤整備事業でございますが、これは下郷町土地改良区において調査を要望してあります。その結果、調査採択は見送られました。この見送られた課題としましては、1つとして、将来の担い手として中核となる農業者及び経営予定面積の具体化、2番目として、作物及び作付面積並びに販売先についての具体化などが挙げられたところであります。これらの課題につきましては、地区におけるさらなる検討が必要であると考えております。町といたしましては、大松川地区が認定農業者制度や多面的機能支払交付金等の活用及び先進地視察研修の推進等に主体的に取り組むことができる計画策定等について、県などの指導の下で調査要望の採択に向けて進めていく考えであります。

2つ目でございますが、初めに県水田農業産地づくり対策等推進会議での非主食用への補助制度の転換でございますが、国、県の動向、町の振興作物など考慮しながら対応させていただきますと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、そば価格の下落の対応についてですが、町といたしましても価格の下落について注視しているところです。町では、現在そば検査経費、そばの種苗代など、補助制度など町独自の支援等を実施しているところでありますが、今後実態を把握しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

3つ目に、下郷町農業経営持続化支援金の対象者を町税等の未納がない者としているところについてですが、町の考え方として、税金を使って地方自治体が行う補助制度に

において、税の公平性を確保する観点から、行政サービスの制限をしているところであります。町においても、コロナ感染防止に係る経済対策として実施しております下郷町観光関連事業者経営持続化支援金や下郷町事業者応援給付金、そして本支援金についても同様の考え方で行政サービスの制限をしておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

次に、2点目の子供健全育成を目指す教育投資でございますが、まず初めに、公営塾の導入による学習環境への支援策についてですが、町内におきましても人口流出と出生率の低下に歯止めがかからず、慢性的な人口減少が続いております。そのため、町の将来を担う人材育成を目指す教育現場におきましても、若い若年層の地域定住を促進する教育は地域活性化の重要な役割を担っていると考えております。全国的に見ましても、地方創生モデルとして、例えば地方創生交付金を活用した公設民営の学習塾の設置は注目を浴びており、地元高校の存続や魅力ある学校づくりの支援に加え、生徒の進路希望や学習レベルに応じた個別指導を行い、学力の向上につながっているような事例も見受けられます。現在教育委員会における学習環境への支援事業といたしましては、中学校生徒による異文化体験事業として天栄村のブリティッシュヒルズ研修及び英検受検、また夏休み期間を活用いたしまして学習塾のベスト学院の講師による3学年夏休み学習会等を実施しております。学習進度に合わせた高校講座、新教研テストの実施、さらには受験の心得等など、受験生に対して意識づけや学習サポートを行う内容となっています。また、学校におきましても、町独自の施策としてQUテストを年2回、NRTテストを年1回、細やかな診断の下、学級づくりとともに一人一人の学力向上に取り組んでおります。さらに、今年度からはキラリ校学力向上プロジェクト事業として県指定を受け、檜原小学校と下郷中学校に教員2名の加配をいただき、学力向上に向け、町内小中学校全校で取り組んでいるところです。勉強ができるようになりたい、志望校に合格したいなど、生徒に対してこのような学習環境を支援することは、町としても重要な政策課題の一つと認識しております。ただ、民間の学習塾との兼ね合いもございますので、今後教育ニーズ調査をした上で今後の検討課題として慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、公民館での青少年対象講座についてですが、公民館では青少年教育の一環として、少年及び保護者を対象とした2つの学級講座を開催しております。1つ目は、少年教育の分野になりますが、土曜日を利用し、親子で挑戦隊として7回の学級を開いています。内容につきましては、年々多少の変化はございますが、竹細工や正月飾り、あるいはそば打ち体験、軽スポーツ、ウォーキング、博物館見学など、ふだんからなかなか体験することのできない事業を学級に取り入れています。土曜日を利用するという背景ですが、平成4年から導入された学校週5日制の実施に伴いまして、土曜日の過ごし方を支援するために事業をスタートいたしました。当時は、子供たちの土曜日の居場所づくりも兼ねて多くの講座が開かれており、現在まで流れを受け継ぎながら開催しているところであります。なお、教室の申込みは学校を通して行っており、昨年度は11の親子23名、延べ109人が参加しております。2つ目の学級についてですが、夜間を利用しまし

て、檜原、旭田、江川地区の集落を指定した家庭教育学級をそれぞれ6回ずつ開催いたしました。ここでは、親子で料理や工作、手芸、また思い出のふれあい旅行も実施しております。この学級の参加者は、昨年の実績では3地区の合計で23世帯、53人、延べ209人となっております。

以上、現在の公民館の講座の説明をさせていただきましたが、少子化の中で子供たちはスポーツ少年団や学習塾に通っている児童生徒が多いため、土曜日を利用して公民館活動への参加は残念ながら決して多いとは言えない現状でございます。このような状況ですが、今後は青少年に携わる団体とも情報の交換をしながら、連携してできる部分があるか否か等も検討しながら、青少年健全育成のため、学級講座を魅力的な事業とするための内容について検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 質問させていただきます。

まず1つ目、ちょっと質問したいのですが、大松川地区、いわゆる多面的機能支払事業等されているのかどうか。と申しますのは、お金を頂いて今までは草刈りなどもお手当対象にしてくれて、我が地区なんかもそういうお世話になっているところあるのですけれども、これを通して、この事業を通して、地区が自分の畑だけではなく、地区の農地という意識がとても強くなりつつあるのです。とても大事な交付事業かなと思うので、この大松川地区さんはそれをされていたのかどうかというところをひとつお願いいたします。

それから、これは町でも大きなテーマというか、目標にしている農地中間管理機構、いわゆるバンク構想、これからはもうこれを避けては通れないのかな。畑、土地を持ちながら農業できない状況で、世代交代も難しい。そういう現実がもう本当に毎年迫ってきて、どんどん人口が、耕作者が減っている。耕地整理をしてあげて、誰にでも貸せる、土地を生かすというのでは国はかなり一生懸命なので、そういうところで大松川地区、諦めないで行政の後押しをしていただきたい。私ちょっと見てきましたが、ここ2年の中で刈り払いされて、何とか許可を得たいなという思いが伝わってきます。ですから、先ほど出た3つの課題、これらを町の特徴も出しながら、ほかのまねするのではなくて、そういった形で農業を助けていただければというふうに思っております。この2つまず質問いたします。

それから、コロナ禍のところで、本町、非常にそばがダメージ、これから状況調査、現状を調査するという話出ました。早急に収穫されて、実際に消費されているわけですので、とにかくそばイベントがなくなった、なかった、あるいは大事な大内宿の客も激減で、そばを提供する量的なものがなくなる。昨年一生懸命作ったそばがだぶついていると。もろもろ、そして値段が下落しているという話も聞いております。そんな中で、一生懸命作ってくれた、あるいは耕作放棄地、振興作物として頑張ってくれたのに、やっぱりそこに手を差し伸べていかなければならないな。これは、よその町まねする云々で、下郷はそばを特産品として出していますので、ほかよりもやっぱり手厚く、政策を

検討いただきたいと、そういうふうに思います。

それから、コロナ禍で未納者、滞納者という項目、私は大変引かかりました。言葉悪いですが、宿題やってきたらパンあげるよ、そういう問題ではなくて、国は今農家というか、住民、国民が困っているのだ。これは職業を問わずです。そういう人たちに支援してくれということもあるわけです。その中で、おまえ未納だから、そこに切り替えて、申し訳ないけれども、やれない、これはもう私は納得がいかない、そういうふうに思います。そこで、お示しいただきたいのは、どのぐらいの金額、当初の予定より金額が余ったというのですか、そういう方々がいたので、やらなかったその金額をぜひお示しいただきたいと、思います。農家の人なんかは特にこれから現金収入が入ってきます。公務員とは違うのです。農家は、9月、10月になってやっと米のお金がもらえます。そういうはざまのときに、ちょっと未納しているからごめんねって、趣旨をちょっと間違えているのではないかと私は強く強く思っています。ご回答をお願いいたします。

次、公営塾、私は町長と教育をお話している中で実は初めてこの言葉を知ったのです。いろいろその後調べました。質問でもその後の教育構想があったらという言葉で質問いたしましたけれども、その後教育構想あまり聞けなかったので、ちょっと残念なのですけれども、その中で軸という、確かに難しいかもしれませんが、いろいろそのほか教育委員会でされている放課後のとか夏休みとか、学校行事の中でやっている、これはこれでいいのです。一、二回のもので、単発的な。というより、学習は継続的なものですので、夏休み1週間やったから十分子供たちのために投資したなんて、そういう発想では非常に困るので、対象学年を5、6年、については一番大事な中学生でいくと中学2、3年生、毎週あるいは冬休みと夏休みはしっかり日にちを取ってあげて、本当に学習塾提供するから、最終的には縛れないけれども、希望者になるかもしれませんけれども、町営として、町の経営として、いっぱい参加してくれ。その中では、塾の先生、先ほど話題になりました。塾の先生も、私はまだしゃべっていませんけれども、ネックは塾というのは1人単位でいくわけです。1人5,000円もらえばいい。ところが、30人、40人という子供と関わるなんて、そうはいかないのですけれども、塾の先生も決して反対はしないというふうに今私は思っているのですけれども、塾の先生だったり、あるいはよその塾でもいい。先ほど出ましたように予備校の先生、あるいは先生のOBもいるでしょう。あるいは、これは免許要りませんので、ずば抜けた特技を持たれている町民もいるでしょう。そういう人たちにお声かけしてみて、そこからだと思えるのですけれども。そうすると大学生も集まってくるかもしれません。先輩たちも来るかもしれません。可能だと思えるのです。そういうスタッフを集める、その辺をちょっと頭に置いていただければなど。会場とかそういうことはいいと思えるのですけれども、塾とけんかしてはならない。当然塾をないがしろにしたら大変なことになりますので、塾と歩み寄って可能などところを見だしていく。そして、子供たちに継続的な学習塾を、2教科でも3教科でもいい、やってあげる。そういうのをひとつ、町長、もう一度構想を練って、可能な構想を練っていただきたいというふうに思います。

それから、これについても再度お考えをお聞かせください。最後に、社会教育、皆さ

んご存じだと思えるのですけれども、大人の講座、私も混ぜてもらっているの1つあります。大人の講座、十四、五あります。子供の講座は1つです。先ほど町長が言いました。7回、親子挑戦隊。もう一つ何か学校のありました。これはもう指定をして、学校だかどこかに集まってもらって、子供との親子教室みたいなのを、私はそれはそれでまたいいと思うのですけれども、実際に講座として自分の判断で自主的に入る講座ってたった1つです。これで青少年育成がなるかという、そこまで論じることはないのですけれども、いっぱい今文化祭でもやっていますけれども、ヒップホップというの、中学校の教科です。ああいうのをやりたいな、あの広場でやっているのを見ると、そういう顔しているのです。できれば私がかじってみたい。物すごく人気。これは、中学校で教科の中に入っているのです。でも、今渡部光さんですか、名前出して失礼ですけれども、一生懸命やっている。そこに入るまではちょっとどうかな、毎週水曜日かどこかやっているのですけれども、そういう講座を町で取り上げて、年間四、五回やってあげる。そういう魅力を、子供は飛びついてくると思います。私も自転車などサイクルやっていますけれども、これを五、六回やると多分自転車好きな少年たちは集まってくる。それを民間では金がなくてできない部分が結構あるのです。あとやっぱりこういう狭いところですから、民間というのはあまり、どうなのかなと。やっぱり教育委員会と一緒に共催してくれると助かる、そういう活動ってあるのではないかなと思うのです。ぜひ共催で、町民、頑張っている人たちを引っ張り出してもらって、そういう構想を町長はひとつ練ってください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川議員の再質問にお答えしますが、大松川地区が多面的機能事業を実施しているかということが1点です。それは、農林課長に答えさせますけれども、農地整備、そしてそれを実現するために行政の協力、これは必要と考えておりますので、ぜひその後ろ盾になり、前に前進するために進めていかないとはいけません。農地整備につきましては、いろいろな条件がつけられておりますけれども、いずれにしても地域の考え方、進めようとする努力、これが大切だと私は、農林事務所のほうからのお話をお伺いしますとそのような内容でございましたので、ぜひそのようになっていただくような地域にしていきたいと、こう思います。

それから、コロナ禍のそばの現状を調査をしてというようなことで第1回目の答弁は行いましたけれども、これはまさしくご指摘のとおり調査をして、その結果を踏まえて、実施するべきときには実施するというを考えていきたいとします。なお、イベントの中止で、そば祭り、これ全部中止しております。これによつての消費も全然違いますし、やはり交流人口が自粛されて来ないということは、そばを食べる量もかなり違います。1か月半休館しているわけですから、休業しているわけですから、その量によつても全然違うとします。その辺を踏まえながらそばの価格の下落についての支援

策については今後検討しなければならないと、こう思っています。

それから、支援策の中の税金の滞納者ですが、それは金額等についてここで申し上げることでできませんし、ケースについて申し上げることは、これ控えさせていただきますけれども、いずれにしても国がやっている支援について、一律全部そのようなことはなく支援しているわけです。あるいは、町で単独でやっている商品券の1人5,000円のやつもそのとおりでございます。しかし、持続的な事業をやっていくと、あるいは事業者の事業については、その税金はあくまでも国の税金であったり、町がそれに上乗せする形で支給していると、支援しているという観点からすれば、やはりそこは守っていただくべきところではないかと私は思っております。ですから、基本的にはそのようなことがないと地方自治体の運営はなかなか難しいと、こう思いますので、そこはやっぱり一線を引くべきだと、私はそれは常々思っているところでございます。

それから、公営塾の構想ですが、これはあくまでも1回目の答弁で、慎重な審議をしていただくためには、行政の中の教育委員会という組織がございまして、その教育委員会の組織の中でも十分話し合っていたり、そして保護者の意見を聞いたり、あるいは学校の意見を聞いたり、やっぱり公営塾をされている意見も聞いたり、あらゆる角度から調査をしてその構想を練らなければならないし、協力体制していただく人は何人いるのかと、そういうことも踏まえながら構想を立てる必要があると私は考えておりますけれども、教育委員会のほうから再質問のご答弁をさせますけれども、私の考えであります。社会教育、公民館活動についても教育委員会から再質問の答弁をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

大松川地区において多面的機能直接支払交付金、こちらのほうの事業をやっているかというご質問でございますが、こちらの事業は実施しておりません。多面的のほうは実施しておりませんが、中山間地域直接支払交付金という事業、これは急傾斜地の農地に交付される事業なのですが、大松川地区のごく一部の地域を対象としまして交付されております。今回採択になりませんでしたので、町としましては多面的機能直接支払交付金の事業を推奨しております。来週、たまたまなのですが、大松川地区の主要な方とその件につきまして勉強会のほうを実施する予定となっております。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 学習塾でございますが、今町長のほうからありました。保護者、学校、地域ということで、人材のほうもどういった方がいるのかというものも含めて、ある程度の調査、時間が必要なのかなというふうに思います。学習塾ということで、下郷町にも幾つかの学習塾があるわけでございますが、そういった中でどういった塾がいいのか。学習塾という中で、これはすばらしい発想なのかなというふうに思います。そ

ういった中で今後検討させていただきたいというふうに思います。

あとそれと2点目の少年教育のほうなのですが、これにつきましては玉川議員も加わっております。8月の広報でも活動状況報告掲載されておりました。そういった中で、教育委員会としても、補助的な部分、この部分についてもいろいろ紹介しながら、地域の人材、地域の方々がそういった少年教育、青少年教育をしてもらえるということで、これは大変私はすばらしい事業なのかなというふうに思って、いつも感心しております。これにつきましても継続した形で事業を行っていただければというふうに思います。そういった中で、公民館活動の中では青少年教育については1つということだったのですが、そういった中でも子供たちが地域を理解できるような、そういった学級づくりをしております。まさに今後ともいろんな地域の中で少年教育、青少年教育を推進していきたいなというふうに思っております。ただ、状況の中では、玉川議員もご存じのとおり、いろんなスポーツ少年団とか、あとは学習塾とか、土日に限っていろんな大会があったりということで、子供たちも忙しい時間帯で動いているということで、そういったものもご理解いただきながら、なお子供たちが興味の持てる、そういった学級というものを開催していければというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

1点だけ関連した質問で教えていただければ。農業関係で非主食用への転換、補助制度を県のほうは考えていると、自主的な政策はということで私問いましたけれども、米の減反という政策なくなりましたよね、数年前に。だから、今回新聞に即出たのが来年の目安が出ました。本町は19ヘクタール。16ヘクタール減という数値を示されたのは、農業委員のほうから何か、そこをちょっと聞いたかったのです。そして、結局全国では3,500ヘクタールになっている。これは、過去の減反対策で最も多いのです。減反対策なくなったのにこれだけ数値を出した、目安を出したという、減を、という中で、本町が19ヘクタールというの出ていたものですから、そこをちょっと説明いただければ。準備なければ後でも結構です。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

県内におきまして来年度の米、主食用米の生産数量目安が全部で3,500ヘクタールマイナスという中身でまず示されております。その中で、下郷町におきましては19ヘクタールのマイナスという指標を現時点で示されているという内容になっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） はい、ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、こんにちは。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。1つ目に、災害時の緊急受入れ施設について、2つ目に、湯野上直売所のよらっしえの駐車場整備について、3つ目に、ふるさと市町村圏基金返還について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番目の災害時の緊急受入れ施設について。令和元年10月の台風19号による大雨で、本町においても多数の町民が各施設に避難したのを覚えていると思います。あれから約1年後の令和2年9月議会の一般質問で、災害発生時における避難者受入れ体制の充実を当局にお願いし、また受入れ協力があれば、民宿、旅館、ホテル等、本町にある宿泊可能な施設を検討したいとの答弁をいただきました。民宿、旅館、ホテル等は、防火体制も衛生面も十分であると思われま。少しでも前進できたなら、町民の安心が担保されるのではないのかなと思います。その後、受入れ可能な施設は幾つあったのかをお聞きいたします。仮契約でも本契約でも、何か進んでいるのでしょうか。お伺いいたします。

2番目、湯の上直売所よらっしえ駐車場整備について。令和2年2月から新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済の被害は、観光地を直撃し、飲食、宿泊といった観光産業は大打撃を受けました。政府が打ち出した支援策、Go To トラベルにより、秋の観光時期には本町にも観光客が戻りつつあったようでございます。先般湯野上直売所よらっしえに寄ったところ、大勢の観光客が入っているのを見て少々不安になりました。駐車場の手すり部分に腐食箇所があり、落下による事故が懸念されるからです。以前当局との話合いで、安全のために柵を撤去し、植栽をしてはと問題提起いたしました。その後の進展はいかがでしょうか。お伺いいたします。

3番目、ふるさと市町村圏基金の返還についてでございます。令和2年8月5日に開催された南会津地方広域市町村圏組合管理者会において、令和2年度をもって基金を廃止し、各町村に返還することになったが、本町への返還額はどれくらいなのか、また既に返還されていたのかをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の災害時の緊急受入れ施設についてのご質問でございますが、議員おただしの町内宿泊施設の避難所としての活用につきましては、宿泊施設は受入れ可能人数が災害発生時の空き部屋等の状況に左右されますので、避難所が不足する場合、または避難が長期化する場合には、直接避難する指定避難所としてではなくて、指定避難所に避難された方の中から必要に応じて移動していただく補助的な避難所としての役割を考えております。現在町内にある湯野上、大内、塩生地区における宿泊施設について、災害時安全な場所であるか、建物の耐震性はどうか、調査を進めているところでございま

す。特に現段階では、湯野上地区において、旅館、民宿等につきましてはハザードマップの土砂災害警戒区域に指定されている区域内にある施設が多数あり、豪雨災害時は避難所としての活用が難しい状況の施設もございます。今後安全が確保される避難場所について、調査結果を踏まえ、活用できる町内の宿泊施設については各施設の代表の方々と協議を進めながら、町民の安全、安心な避難を確保できるよう引き続き検討してまいります。

次に、大きな2点目の湯野上直売所よらっしえ駐車場整備についてでございますが、議員ご指摘のとおり湯野上直売所よらっしえ駐車場の防護柵については、腐食による劣化が進んでいるようでありますが、今般業者が駐車場除雪の観点から一部破損していた防護柵について、地権者と協議の上、撤去した経緯がございます。今後防護柵撤去、植栽などについては、湯野上地域の地権者やよらっしえを管理運営しておりますJA会津よつばと協議、検討を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、大きな3点目のふるさと市町村圏基金返還についてでございますが、議員ご指摘のとおり、去る8月5日の南会津地方広域市町村圏組合管理者会において、ふるさと市町村圏基金の廃止と広域観光事業の継続の方針が決定されたところであります。今定例会において、南会津町広域市町村圏組合規約の変更についてということで議案として上程しているところであり、よろしくお願申し上げます。なお、同基金につきましては、平成元年と2年度の2か年で、当時の南会津地方7か町村の出資と福島県からの助成により基金10億円を設置し、年度別事業計画により事業を展開してきたところです。このたびの廃止により町に返還される出資金額でございますが、1億8,172万6,000円でございます。なお、返還時期は構成町村での規約変更の議決後、同広域組合の規約変更について福島県知事の許可を受けた上で、返還予定は令和3年5月となっているところであります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

災害時の緊急受入れの施設についてでございますけれども、災害はいつ起こるか分からないです。昨年の台風19号のときにふれあいセンターに来ようと思いましたが、江川地区町民は。しかし、土砂災害、通行止め、行かれないのです。私が今回言うのは、江川地区を何とかしてくれ、町民を。そのために湯野上にある温泉施設、民宿、ホテルなどを私は利用させるようお願いしたいのです。そこで思うのですけれども、観光協会って湯野上にいると思うのですけれども、そういった方と協議をしたのかどうかお尋ねいたします。

それから、2つ目の湯野上直売所よらっしえの整備事業でございますけれども、あそこのオープン前のときの施設の整備というのは、町建設課で整備したと聞いております。それから、平成26年にはあそこの出入り口が狭いと引退した議員が質問し、そして整備

を行っております。そこで、先ほど町長さんが話したように、ある一部を撤去したと言われておりますけれども、それは町の予算で行ったのかどうかお尋ねいたします。

それから、最後のふるさと市町村圏基金の返還についてでございますけれども、約1億8,000万円近くが令和3年には来ると言っておりますけれども、そのお金の使い道というのは、箱物に使うのか、それとも町民が困っている、そういったために使うのか、そこら辺をお知らせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思いますが、避難場所の確保の件で議員さんが2回も質問に立っておっしゃっていることは十分承知ですが、実態調査をした結果、やはり建築年数だとかハザードマップによる地域の指定によりますと、それは施設ですから、そういうことはあまり言いたくないのですが、そういうこともありますので、十分に考えていきながらやっていくことが必要だと思います。取りあえず議員さんのおっしゃることは、災害はいつ来るか分かりませんので、それは理解していますので、早めの避難を優先に考えて、こういう内容についても十分に調査をしながら締結をしていかなければならないと、これは十分に気をつけなければならぬと、こう思っております。

それから、よらっしえの駐車場の管理については、ここは整備をしたのが町でございます。建物を建てたのも町の補助金によって建てた施設です。それを管理運営していただいている内容でございます。なお、防護柵というのですが、危険止めの柵については、あれは県のサポート事業で地区全体を整備したときにあの部分も整備しているわけでございますので、今後の整備についてはしっかりとその事業のように設置していきたいと思いますが、いずれにしても除雪で雪をためてしまうとああいう施設、防護柵は必ず潰れて折れてしまうことは確かでございますので、そういうことのないようにするためにはどのようにしたらいいのかということを検討して、設置に向けて検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

なお、あそこでやっていらっしゃる、営業している方々もその辺は理解していただいて、花を植えるとか、景観をよくするとか、木を植えるとかということも、やはり町にばかり頼るのではなくて、あの場所を自由に使用しているわけですから、そういうことも私は必要ではないかと、こう思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと、こう思います。

それから、広域市町村圏の基金の今後の活用についてですが、今まで基金の活用については、例えば果実活用でしたので、いろいろなことをやってきました。外国へ研修視察行ったり、そういう大きな事業としてはやってきましたので、それはそれで効果が上がったかと思いますが、現在やっているのは観光案内マップ作成事業、それからホームページの情報発信事業というのが主流でございます。主流というか、これ2つでやっています、現在。いよいよもって基金も利息も出ないということで解散しようということになりました。今後町に返ってくる金額は先ほどお示しした金額でございますが、活用

の方向性としては、農業、観光などの産業の振興、教育振興及び人材育成の事業への活用、第6次総合計画にのっとり、つなぎ、育み、人づくりのまちを目指した活用、こういう大きな方向性を持ちながら、その基金の返還分に当たっては活用していきたいという考えであります。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 1点だけ再々質問させていただきます。

災害のときの緊急施設受入れに対して、当たったと言われたのですけれども、どこに当たって駄目だったというか、そういう、その1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今町民課長から答弁させますけれども、この調査状況というのは調べてございますので、これからやはり課題となる点が往々にしてありますので、その辺は十分に理解してもらわないと、やっぱり災害時どうあるか分からないというのが議員さんの考え方でしょう。私もそのとおりだと思います。ですから、その辺はやっぱり慎重にやるべきだと、こう思っています。契約を結ぶとか締結をするということは賛成をします。反対はしませんので、その辺がクリアできるものであれば、それはできると思います。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、今町長からお話ありましたとおり、耐震性とか、あと安全な場所に建っているかということで調査をしました。それで、湯野上地区では3か所、3旅館ですか、あと塩生地区で1か所がそれらの耐震性とか安全性には問題がないということで、今現段階の調査の結果なのですけれども。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、8番、答弁漏れありませんか。

○8番（星輝夫君） はい、ありません。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これで8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午後 2時10分）

○議長（小玉智和君） 再開します。（午後 2時20分）

次に、11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 議席番号11番、湯田純朗でございます。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町長の1期目の公約及び2期目の選挙公約についてお伺いします。平成25年、第1期目の選挙公約にありました湯野上地域整備基本計画、これいまだに見えませんが、この事業はどうなっているのでしょうか。宮城教育大学名誉教授、森山昌志先生並びに同大学地域連携センター、地域振興事業部長、古川隆先生による基本計画は、誠に壮大としか言いようのない、実に考えるだけでも震えがくるような構想でありまし

た。構想では、3つのエリア、居平エリア、寄上エリア、大島エリアに分かれておりました。居平エリアには、多目的交流施設、河川緑地にある露天風呂の活用、大島エリアには、よらっしえ近辺の観光農園、ハウス園芸など、寄上エリアには、旧田畑跡地を利用した健康増進、レクリエーション機能構想、夫婦岩展望デッキ構想、駅前の遊歩道計画、さらには新しい駅構想、その他もろもろありますが、1期目の選挙公約で町民に喜ばれているものもあります。例えば小学校入学祝金、給食費の補助、高齢者タクシー助成事業、目玉は何といても町長給料50%カットは町民誰しものが称賛したであろうと私は思っております。2期目の選挙公約では、町長給与を50%カットしますがありませんでした。この給与に関しては、選挙対策の常套手段だったのかと思わざるを得ません。それから、農産物直売所の新設、企業立地団地の計画、先ほども申し上げましたが、多目的交流施設等、湯野上温泉会館の整備を挙げておりますが、2期目も任期あと1年、町長、これらの公約は実現可能なのか。私は、不可能であると考えますが、町長の答弁を求めます。

次に、高齢者タクシー助成事業について。この事業は、平成26年から実施されており、町長の1期目の選挙公約で掲げた事業で、今や高齢者に広く受け止められており、65歳以上の高齢者世帯が全体の74%を占める下郷においては、高齢者のかなり重要な交通手段になりつつあると思われまます。年々高齢化が進む中で、このような事業を全ての高齢者に心の底から喜んでいただけるようなものにするには、さらに進歩されたものでなければならぬと考えております。今現在公共交通バスの空白地域を含めた公共交通網の見直しが必要であると考えますが、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、農業委員会制度について。農業委員会は、その主たる使命である農地等の利用最適化、担い手への農地利用の集積、集約、遊休農地の発生防止、解消等の推進を中心に、農地法に基づく売買、貸借の許可、農地転用案件の意見の具申など、農地に関する事務を執行するという事で市町村に設置してあるわけではありますが、そこでお伺いいたします。この役場庁舎から見て分かりますように、不耕作地が町全体で進んでおります。農業委員会としてどのように見ているのか。また、このような状態で農地の無断転用などの事例があるのかないのか。あるとすれば農業委員会としてどのような対応をされているのか。また、住宅地付近の農地が無断で駐車場として使用されているケースがあるのではないかと考えられますが、これらに対して行政としてどのような対応をされているのかお伺いいたします。

最後になりますが、夏休みにおける小学校のプールの開放について。今年の夏もかなり暑い日が続きました。昨年までは、各小学校のプールが開放されておりました。しかし、今年は各小学校のプールは子供たちに開放されませんでした。なぜプールの開放がされなかったのかお伺いいたします。子供たちには、暑い夏ではありましたが、楽しい夏休みではなかったように考えられます。教育委員会としてどのような考えだったのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくご答弁お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

1点目の町長1期目の公約及び2期目の選挙公約についてでございますが、まず湯野上地域整備基本計画につきましては、現在大島エリアとして湯野上温泉駅前の整備を実施しております、これまでに概略設計、擁壁の実施設計、今年度は実施設計業務を行っており、次年度以降、年度計画により工事費を計上していきたいと考えております。その他のエリアの整備につきましては、財源の確保を含め、検討を重ねているところがありますので、ご理解いただければと思います。また、農産物直売所の新設につきましては、現在弥五島の物産館敷地造成に向け、用地交渉を行っているところでございます。企業立地団地の計画につきましては、縦貫南道路の開通や新型コロナウイルス感染症対策による企業の地方移転が大きな後押しになると考えておりますので、今後の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。私の選挙公約につきましては、会津縦貫南道路開通を見直した計画を含め、いずれも町の未来発展を考え、打ち出しているものでありますので、議員おただしのとおり、任期の話もありますが、町の将来を見据えた上で必要な事業であると信じておりますので、町の明るい未来のために議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大きな2点目の高齢者タクシー助成事業でございますが、これは高齢者を対象としたタクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の交通手段確保と社会参加の促進を図ることを目的として事業化し、平成26年度から本年度は7年目となるところでございます。本年度につきましては、11月末現在で872名の申請となっており、7,356枚、367万8,000円の支出となっております。ご質問の中に全ての高齢者に喜んでいただける事業にしていかなければならないとありますが、まさにそのとおりだと考えております。具体的には、民生委員からの代理申請を可能とし、申請にかかる負担軽減を図っております。また、平成30年度からは助成額を1万円から1万2,000円に増額し、利用者の経済的負担の軽減と利便性の向上を図っているところでございます。このため、今後様々なご意見をお伺いしながら事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、公共交通網の見直しについてでございますが、現在路線バスの運行につきましては、前段の高齢者タクシー事業の効果もあり、主に小中学校の登校、下校の移動手段として5路線の運行となっておりますが、議員おただしのとおり、空白地域及び空白時間帯が存在するのも事実でございます。今後利用実態の調査や新たな運行体系、運行手段を模索しまして、総合的な公共交通網の整備、拡充に取り組み、町民の利便性向上と観光客の町内周遊化の促進を図り、利用しやすい路線の再編を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農業委員会会長、渡部功君。

○農業委員会会長（渡部功君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

大きな3点目の農業委員会の制度についてでございますが、農業委員会につきましては農業委員会等に関する法律に基づき、農地法やその他法令による権限事務の適正な執行を行うことによりまして、農地法に基づく所有権移転や賃貸借権設定の許認可、県が行う農地転用許認可のための審査、町から農用地利用集積計画や農業振興地域整備計画に関することなどの諮問、審査などを行っており、その他、遊休農地の発生防止や農地利用の集積、集約の促進のため、農業委員11名、農地利用最適化推進委員16名によりそれぞれの活動を行っております。まず、不耕作地が町全体に進んでいるが、どのように見ているのかのご質問でございますが、増加の一方である遊休農地の要因としては、耕作者の高齢化、担い手不足が主であり、そのためにも農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には担い手の確保や集積、集約化に向けた相談業務を充実させるべく、研修会等により各委員個人の質を高め、町との連携を強化させて、農業者間のかげ橋となっているところでございます。また、農地の取得または賃貸借権設定する際、50アール以上の耕作地を必要とする農地法第3条第2項の制限も要因の一つと考え、同項に市町村農業委員会で特段の面積を設定できるとされていることから、本年9月、下郷町農業委員会として独自に耕作地の下限面積を50アールから10アールに引き下げ、さらには宅地等に付随する農地の場合の下限面積は1平方メートルとし、小規模耕作者や家庭菜園等での利用であっても安易な所有権移転や賃貸借権設定ができるようにしたところでございます。

次に、農地無断転用などの事例があるのかないか、あるとすればどのような対応をされているのかの質問でございますが、これは主に農地所有者における認識不足が大きいものと思われ、町内各地で無断転用が見受けられております。一番大きなウエートを占めてあるものが、山林に隣接する農地への杉やカラマツなどの植林により山林化した農地が多数あるというものであり、そのほかにも議員おただしの自家用車などによる駐車場利用のケースもございます。これらについては、農地へ戻すなどの厳しい指導までは行っていないところでありますが、所有者における相続や転売などがある際に、現況確認等により非農地化の措置を行うなど対応しております。しかしながら、農地を守るために法律で規定されたものでありますので、新たな無断転用などが行われないう、農業委員や農地利用最適化推進委員によりそれぞれ担当区域を割り振り、地区内住民への指導、相談を充実しているところでございます。

○議長（小玉智和君）　続きます、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君）　私から11番、湯田純朗議員の4番目の質問、夏休みにおける小学校のプール開放についてお答えをさせていただきます。

今年度の各小学校のプール開放につきましては、議員のご指摘のとおり、各学校等で実施はいたしませんでした。その理由の一つといたしまして、当初水不足によるプールの利用も懸念されましたが、従来実施しておりました小体連の水泳大会や校内の水泳記録会が新型コロナウイルス感染症防止対策のために中止になったことにより、夏休み中のプール開放期間、そのほとんどが1学期の授業日ということで、夏休みの短縮ということで、7月いっぱい授業日になったために、その期間の中で水泳の指導を行うことができたことによるものです。また、プール開放の際には、従来PTAの活動の一環と

して保護者の協力を得て行ってきましたが、新型コロナウイルス対策として監視員の増員の確保や更衣室などで3密対策を十分に行うことが難しく、安全が行き届かない状況では開放できないと校長会でも協議をされたところでございます。この件につきましては、PTA役員でも了承いただきまして、また保護者全体会におきましても丁寧な説明を行っているところでございます。教育委員会といたしましては、その代替措置として夏休み期間中に町民プールを安心して利用していただくため、新型コロナウイルス感染防止対策としてプールの監視員の増員を行いました。常時4名体制で、全ての利用者に検温を実施し、連絡先等を受付で記入していただき、感染防止に努めながら開放をいたしました。トイレや更衣室のドアノブなどは、定期的にアルコール消毒を実施し、着替えられる人員以上の利用者は入らないように更衣室内の3密防止を徹底するなどの対策も強化いたしました。なお、今年度の利用状況ですが、期間中は延べ1,788人となり、前年度比で1.13倍の利用者がございました。今後とも安全対策や予防対策を徹底した上で町民プールの利用を周知してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君、答弁。

○町長（星學君） 説明の訂正をお願いします。

先ほどの答弁の中で、私の選挙公約につきましては「会津縦貫南道路開通を見直した計画を含め」と発言しましたが、「見通した計画を含め」に訂正いたしますので、了解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問ありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 町長、湯野上温泉基本ですか、基本整備方針の中で5つ、忘れてい
るかどうかわかりませんが、5つあったのです。なかなかうたい文句はよかった。住み
慣れた湯野上地域で安心して心豊かに暮らせる環境づくり、2つ目、暮らしの場がその
まま魅力的な観光の舞台となる景観形成、3つ目、湯野上地域らしさを生かして、ほか
でまねできない観光交流、4つ目、住民の連帯意識とやる気を育む場の拡大、5つ目、
人材育成、創造的な組織改革、残り少ない任期の中で湯野上温泉会館ができるかどうか
というのは、これが予算に来年度上がってくるかわかりませんが、1つは今から
7年前、町長になりまして、こういう公約があったわけです。こういうやつ。1期目、
2期目あるのです、これが。これは、もちろん公約したからといって必ずやれるもの
でもございません。ただ、今からでも、難しいのしょうけれども、次年度選挙ですから、
もう1期出れば当然できるのしょうけれども、湯野上、その当時の、7年前の湯野上
温泉旅館の経営者は7年歳取っているのです。どこかの議員様が昨年度だかわからない
けれども、アンケート調査やったらば、令和3年何月頃まではやめたいという業者も、
民宿、旅館もあるわけです。さらにそこに追い打ちをかけるようにこのコロナ禍です
から、今さんざんいっぱい説明ありましたが、補助金、補助金、補助金、でも間に合わな

い状態です。私らも議員として何もできないのは申し訳ない。ただ、国もそのものもそうもう使って使ってやりますから、このしっぺ返しがいつ来るのかと心配しているところなんです。こういう中で、今大島エリアについては事業に取り組んで実施しているということなのですが、これ事業とって私の記憶にあるのは湯野上温泉駅前用地測量費事業ですか、323万円、間違っていたらごめんなさい。あと地質調査286万円、土地評価鑑定ですか、157万円。だから、六百何がしはもう既に使ってある。使うのはいいです。ただ、決算で事務報告来たときに町の代表監査委員に質問しました。やるだけやって、結果何も、調査をする、委託測量設計する、何でもやる、でも物が建たない。税金の無駄遣いではないですかと私言っているのです。それは思わせぶりではないですかと私は考えるのです。そこで、先ほど農産物直売所の話出ましたが、これも平成28年に測量業務設計委託で156万円かけているのです、物産館の裏の測量。さらに、基本設計業務委託料221万4,000円、これもかなりかかっているのです。あと29年、地質調査業務委託で295万2,700円かかって、670万三千何がしかかった。めども立たない。昨年度は、私ちょっと忘れましたが、総合政策課長が答弁したの私記憶ありますけれども、埋める砂利がないと、そう答弁言ったような記憶があるのです。来年やられるのか。これこの前回った組回覧なのです。河川工事で発注する砂利を搬出、1,000立米以上ならただでくれるのです、無料で。整地までするのです。これを利用してぜひやってください、来年、物産館裏の駐車場造り。ただなのです、これ。整地までするって、運んで。これほど安いものないではないですか。総合政策課長が土がないとかなんとかと言ったけれども、それは基本的にはあなたのやる仕事ではございません。もらうものもらわなければできないなんて、そこを含めて設計も全てやるわけでしょう。私去年何回言いました。今度は、総合政策課長、こういう回覧回っているのです。ただでくれます。南会津建設事務所の企画調査課です、河川砂防課。誰でも1,000立米以上ならば運んでくれて整地していきます。ですから、話ずれますけれども、塩生の酒屋さんの隣、今整地してやっていますけれども、あそこに埋め戻す砂利なんか要らないのだ。ただで整地してくれるのですから、金かからないのです。そういうことありますから、ちゃんと約束ですから、しっかりやってください。金かけて何もやらなかったら、それ税金泥棒でしょう。

それから、高齢者タクシー助成事業ですか、これは先ほども私申し上げましたが、大変よい事業だと思います。ただ、これについて2回くらい、平成28年に町会議員になってから2回くらい質問したと思いますが、今回は何ぼですか。1万何ぼになったのですか、枚数も増えて。500円が24枚で1万2,000円。当初は多分1万円だったかなという記憶があるのですけれども、それはそれで大変大いに喜んで、地域住民も喜んで、もう今は当たり前で、もらえないの不自由なくらいにみんな思っていますから、これはいいことだと思います。ただ、私は前にも言ったのですけれども、24枚1万2,000円でどこの方が何回利用できますかと。それこそエリア、塩生、林中、姫川、刈林とかその辺だと1回で券は2枚しか使えない、基本的には。それで行き来することもできますけれども、これがちょっと遠くへ行くと、倉水とか戸赤まで行くと、とてもではないけれども、これ1回でなくなります、往復すると。平等性ばかりを私は問うのではなくて、そういう

ことも考えてあげないと本当の平等とは言わないのではないかと私は思っているのです。ですから、先ほど申し上げましたように、やっぱり進歩させて、さらにもし12枚何枚ですか。24枚、1万2,000円。それで、5回も使えない方だったら、そこはやっぱり交通手段を変えるべきだと思います。これ南会津町のデマンドタクシーです。5月1日に始まった。これは、まさに私が申し上げた交通空白地域をカバーするタクシーなのです。これにはいろいろ問題も、またこれは課題もあると書いてありますけれども、取りあえず利用者は喜んでいて。1回400円ですか、多分これ1回乗るのに。今まで南会津は年間2億円を拠出してきたそうです。館岩地区とか伊南地区とかありますから、そこを加味して、課題はたくさんある、でもやらなければならないということをやっているわけです。こういういい事例が隣町にあるのですよ。それは、下郷は枝線が多いとかありますけれども、今実際に白地、空白地帯というのは、中山、大沢、白岩です。これは全くないですから。だから、そういうところをカバーしてあげないと、高齢化でどんどん、どんどん、先ほど七十何%は65歳以上の世帯ですから、それを考えないと、町長もやがて年とれば、塩生の医者行くとき、タクシー券500円で2枚で行かれるのでしょうけれども、私も行かれますけれども、ほかの人は行けないのです。こういうことを考えてやってもらわないと、先ほど、つい最近ですか、冬の会津バス改定版回りました。聞くところによると、ほとんど何も変わっていない改定版みたい。田島地区の時間が変わっただけで、下郷は全く変わっていません。あれは高齢者もなかなか見えないです。私が言っているのは、デマンドタクシー、何でもよろしいのでしょうけれども、そういうので補足してあげてほしいのは、例えば今バス通っている音金線、音金地区、どこでも通っているのです。今先ほど中山、大沢、白岩以外はみんな通っているのです。でも、農家の高齢者が朝7時20分頃例えば医者に来るのに乗ってこれますか。音金でほとんど満員ですから、子供で。そうしますと、9時でもいいかなという、そうすると8時半過ぎるともう車はありません、バスは。バスないのです。8時半過ぎるともうバスない、どこでも。下郷中ないのです。戸赤もないのです。そうすると、バスは通っていてもおらが乗るバスはないと、こう言っているわけです、地域住民は。そこら辺も考えてあげないと、バス通っているという一言では片づけられない問題かなと。

それから、私はいつもこのバスで変だと思うのは、戸赤から来るバスが県立南会津病院まで行くと。そこまで、なぜそこの地域だけが行かなければならないのかということ、これ疑問です。みんな行くのならいいです。それで会津バスに金を払って帰りの回送バスを帰しているのです。そういうふうな、言い方悪いですけども、そういうの俺おかしいのではないかと思うのです。ですから、もう一度、町長、そういう空白地帯の交通をどうするか、もし考えがあればお聞かせください。

ちなみに、参考で申し上げますと、今年のタクシー券、町長申し上げていただきました金額でしょうけれども、今言った戸赤線というのは、戸赤から田島の県立病院までそんなに乗らないと思うのですが、七百何十万円かかったのです、委託料。果たしてそこまでの経路で行かないとバスの契約ができないのかどうか。それ見直せばもうちょっとほかのほうに、タクシー券のほうに流用できるのではないかと私考えています。

それから、農業委員会の関係は分かりました。ただ、これは、渡部会長さん、農業委員だけでどうこうできる問題ではありません。この役場の周り見ても、みんな草ぼうぼうです。物産館を見ても、4、5年前まで牧野で水田つくって、今ぼうぼうです。そこらじゅうぼうぼうです。これは、もうなかなか手の施しようがないというの分かっています。ただ、それに付け加えて、地域の住宅地の裏の畑も勝手に無断転用、これは行為的にどうか分かりませんが、生活上利用しなければならない場合もありますけれども、そういうのどんどん増えてくると思うのです。私は、江川地区も知っています。ここも農地だった。姫川もあるし、倉檜もみんなありますから、そういうところをやっぱり、目くじら立ててやれとは言いませんけれども、農業委員会としてやっぱり仕事はある程度はしなければならぬかなという気はしております。農地の無断転用ですと3年以下の懲役または300万円の罰金と、こうなるわけです。大変高いです。あおり運転よりも高いですから、これ。ですから、そこをわずか数人の農業委員さんで毎日毎日見て歩けというと、またこれも大変でしょうから、そこら辺も手の施しようがないでしょうけれども、一応は見て歩いて網羅していただきたいと思います。

ちなみに、農地の利用状況について、毎月だか年に1回だか、何か出さなければならぬという、そういう義務が課せられていますよね。それは何というのだったか、ちょっと会長さん、分かったら教えてください。それだけで答弁結構です。

それで、最後に夏休みにおける小学校プールの開放について。今ほど教育長の説明ありました。私これ質問したのは、大体事情は知っています。ただ問題なのは、さっきの会津バスの問題でもあるのです。私は、孫を連れて毎日行っていました。皆勤賞もらうぐらい行っていました。何人もいました、若い人が、監視員として。ご苦労さまと言っていました。ただ、問題はあの時間帯、1時くらいに下郷中学校に来るバスがあれば、プールが閉鎖されても来れる方がいるのです、子供たちも。5、6年生は、保護者同伴でなくても下郷町民のプール使えるわけです。私が行ったときに、江川地区の父兄の方3人くらい言われました。3時半になるとあそこにバスがいっぱい並ぶのです、帰りのバスが。誰も乗らない、空バスです。あれを使うのに、1時頃に下郷中に来るバスが1台、週に2回もあれば、江川地区、旭田地区、遠い方が、子供たちがプールに来れたのです。それを江川地区の父兄の方3人私に言ってきたのです。こんなにバスあるのに来る者がいないから乗りようがないと。そこら辺は、教育長さん、そこまでの心配りなかったですか。あまり涼しいところにばかりいるから、外の暑いのが分からなかったのかと私思いますけれども、そこら辺もう一度ご答弁願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず、町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員の再質問にお答えしたいと思います。

湯野上温泉の基本計画に基づく事業を展開してまいりました。いろんな地方創生交付金等などを活用しながら計画をして、そして予算の計上もいたしましたけれども、残念ながらこの件については予算の議決は見なかったというのが過去の経過でございますが、

いずれにしても湯野上温泉の駅前周辺の大島地区については、先ほど答弁申し上げたとおり、着々と整備をしていかなければならないと、こう思っています。やはり会津縦貫南道路が開通したときに通過点にならないようにするためにはどのようにするかということをひとつご理解いただきたいと思います。これからもその精神は、前に進むべきことについては、一切私の中では変わってはございません。私は、あの計画を入れる場合に、九州の熊本県のある温泉地を視察しまして、あの視察地も高速道路が通ったときにこの温泉地はどうなるのかというような心配事から始まって、約21年間をかけて観光入り込み客数が30万人にもなったと、33万人になったとあのとき、研修に行ったとき聞いてまいりました。資料もございます。150円入湯税もらうと5,000万円も入ると。町から一切助成金は頂いておりませんというような事務局さんのお話を聞いてまいりました。やはりそうしたことが湯野上温泉にもできないのかなと、そういうことを夢を見ながら帰ってきましたので、その計画を実現するために計画づくりをしたわけですが、残念ながら事業展開ができなくなってしまったということは私も残念であります。希望を捨てたわけではないのです。大島地区については、先ほど申し上げたように駐車場の整備もしなければならぬということで事業展開してまいりまして、令和3年度にはあの周辺の駐車場も広く使われるようにしていきたいし、1年後には、私の期間内かどうかは分かりませんが、夫婦岩も、遠くからですが、見れるような状態にしていきたいと、こう考えております。ぜひとも皆さんのご理解を得て、やはり通過点にならないような地域にしようと、こうお願いしたいと思います。

それから、タクシー券の関係でございますが、これも先ほどのバスの関係と関連しまして、高齢者タクシーの助成事業とバスの空白地帯、バスの関係もあります。路線の見直し、以前私が町長になったときには路線の見直しをして、どうかなと思ったのですが、今までやっていたのが一番経費的にもいいという結果が出ましたので、引き続きやっていたけれども、バスの利用状況から考えると、やはりまた見直すことが必要ではないかと私改めて考えましたので、その辺を踏まえながら検討させていただきたいと思っております。あらゆる方向性を出して、地域に支障のないように、いろいろな生活に支障のないような方法でやっていくことが大切ではないかと思っておりますので、バスの路線の見直しを含め、高齢者タクシーの事業についても、距離の関係も考えながら、路線バスのことも考えながら、大きな構想を立てて検討していく必要があると考えておりますので、ご理解いただければと思います。

そんなことで、あとは農業委員会です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） ただいまおただしのございました農業委員会で行う調査の名称、内容でございますが、こちら名称につきましては現況確認調査というものを行っております。年に1回、9月、10月頃に一筆ごとの調査を行いまして、農地が耕作されているのかどうか、耕作されていない遊休農地であれば簡単な再生作業で耕作できる農地になるのかどうか、もしくは再生が困難な農地なのかという分類の調査を行っ

ております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 湯田議員の再質問でございますが、このコロナの状況がこれからどのような状況になってくるのかということで、先は見えないわけですが、今回につきましては、プール開放につきましては、こういったコロナ状況の中で子供を感染から防止するという意味合いでこういった対策をさせていただきました。その中で路線バスを新たにということまでは実際検討もしませんでしたし、そういった中で新たな今後そういったものが必要であれば検討していきたい。また、先ほど町長からも答弁がございましたように、路線バス等についても見直しをしていきたいということでございますので、そういった中で対応ができるのかどうかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問ありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 町長の話は分かりました。

それで、総合政策課長にさっき聞いたような気が、土砂の、物産館の、それちょっと答えて。

それから、教育長さん、これも先ほど私申し上げましたが、バスの改定版回ったのです。全く下郷変わっていない、改定版。私が生活安全係に行って、あの当時、湯田盛男課長のとき、冬期間と夏の期間の時間を変えたのです、時刻表を。冬は下郷中学校の学生も早いということで、遅いバスは要らないだろうと書き直したのです、全部。私6年間あそこいましたけれども。そして、今、今回の改定版は全く変わらないと。それ改訂版というのだから分からないですけども、どこをどういうふうに変えていたか。そういうバスを季節によって、あと冬休み、夏休みのときにも変えたのですよ、多分、要らないだろうと。そういうことをやっていた、僕ときは。多分記憶によると湯田盛男さんが一生懸命やっていたのです。鉛筆なめて、会津バスと協議してやっていたのです。だから、できたはずなのです。ですから、私言いたいのは、決まっているからできないとかではなくて、金を払うのは町でしょう。それをやっぱり総合政策課担当と教育委員会が合わさって、縦割りではなく横の連絡をして、ではこういうふうにしたいのだけれどもとやって協議すれば、会津バスは駄目だとは言わないのです、事前に協議すれば。1回決めたルートは変えられないって、そんなバスならやめてしまったほうがいいのではないですか。そういうことですので、やっぱり難しいとかではなくて、頭を使ってってくださいよ、ちゃんと、子供のために。田島で2億円かかるのこれ大変だといって変えてやっているわけですから、もう少し仕事をしっかりやってもらいたいと思います。今回は、改定版で会津バスは何も変わらない時刻表回ってしまったらやむを得ませんけれども、来年の夏とか冬休みには変えたりしないと、誰もいないのに、下郷中は真っ暗、電気ぴかぴか、バス待っている、延々と。それ見たら異様な駅です。たまには、教育長さん、中にばかりいないで見て回ってください。

以上で終わります。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君、総合政策課が担当の部分もありますので、玉川課長から意見求めたらどうですか。

○11番（湯田純朗君） これだけだ。
（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど砂利のチラシの建設事務所さんの関係、また物産館の用地の関係ということで、お問合せありましたが、用地のほうにつきましては、今地権者の方との協議中ということでございますので、その辺はちょっとご容赦いただきたいと思います。また、砂利に関しましては、建設事務所さんの状況もございまして、町としましてもいろんな形で相談して、どのような形でできるのか、もう少し具体的にこれも相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとバスの時間に関しましては、ちょっと私先ほど始まる前にも申し上げて、ちょっと私も確認しなくて申し訳なかったのですが、夏時間、冬時間は当然あるのかと今思っております。

それで、先ほど1点だけ、南会津病院のほうに行っているのではないかということちょっと話があったのですが、こちら時刻表の中にも若干ございました。見てみますと、南会津町の病院、僻地の医療の拠点病院になっておりますので、そういった形で枝松線が行っているようでございます。乗り降りしないで枝松線に行くというような内容になっているようです。なお、当然料金につきましては下郷町の管内通行している分が委託料になりますので、南会津町分については含まれないということでございますので、その点をご容赦いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 先ほど建設事務所からのチラシということで、土砂の受入れ先を探していますよというその内容ですが、今建設事務所さんのほうの事業で河川土砂のしゅんせつ工事に伴って、取った土砂の搬出先を探しているということで、今回大々的に場所を探しているということで、下郷、南会津、只見のほうで探していますよということで今回流したものでございます。あくまで河川土砂という扱いになりますから、使用目的によってはちょっと使いづらいところもあるのかなということであるので、単純に余っている土砂だから何でも使えるぞということではないということだけちょっとお伝えしておきます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 砂利の関係でございますが、物産館の裏についても砂利の利用もできますし、遠表での砂利の利用もできます。ただし、あのチラシを入れたのは整地も含まれていますよね。整地は、やっぱり公共事業、自治体と自治体の間では整地まではしませんという建設事務所のですから、もらって平らにする分はお金がかかります、町で、無料

でもらったとしても。ただし、民間で使う場合はそういうものは整地しますよというようなことの内容ですから、ご理解いただければと思います。ぜひ利用したいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、答弁漏れはありませんか。

○11番（湯田純朗君） はい、ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

休憩の時間ですが、このまま続行させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 議席番号10番の星能哲です。質問通告に基づき、一般質問をします。

1、日本遺産の認定について。平成28年度に会津三十三観音が認定されて以来、飛躍的に参拝者や観光客が増えてきております。もちろん南会津御蔵入三十三観音も脚光を浴びております。下郷町には、10番札所の小野観音堂、11番札所の中ノ沢観音堂、12番札所の旭田寺観音堂と13番札所の嶽観音堂の4か所があります。先般会津民俗誌の調査で訪ねたところ、小野観音堂並びに中ノ沢観音堂は、沿革史等の案内板がよく整備されており、町当局並びに集落の皆さんの信心深いご配慮に感銘したところでございます。また、中妻の中ノ沢観音堂を訪れた際に若い女性の方が参拝に来ており、その方が言うには各札所をお参りしていると何か精神的にはっとするという言葉が今も私たちの脳裏に残っております。ところが、旭田寺観音堂を訪れた際には、案内板が分からず、右往左往した経緯があります。さらに、町が観光立町を推進していく中で、観音沼森林公園内嶽観音堂の文字が不鮮明な案内板の修復や、以前より景観が劣化している同公園の環境改善の必要性を痛感するとともに、全町的に新たに案内板の必要な箇所及びかなり古くなっている案内板も見られるので、今後の取組についてお伺いします。

2、下郷農産品の販売について。新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、第一弾のしもごう農の贈り物は、販売1,000セットに対して販売実績は810セットとおおむね良好であったと思われまます。第二弾のしもごう農の恵みは、限定各500セットで、下郷町物産館と道の駅しもごうで販売されましたが、送り先には下郷町産品の野菜や加工品が丁寧に包装されて届けられ、特に下郷町出身者には懐かしさもあって大好評であったと聞いております。第二弾からインターネットを活用した通信販売が実施されましたが、これからも引き続き下郷町出身者はもとより、多くの消費者のニーズに応える販売を展開していくためにも、ぜひ町内農業者と連携を図りながら、販路拡大に向けてさらに関係者の強い結束力と努力が求められる中で、町当局にはなお一層の支援が期待されます。

なお、第二弾のしもごう農の恵みの販売実績をお伺いして、質問を終わります。答弁よろしく願いします。

○議長（小玉智和君） ちょっと順番違いますけれども、町長に先やっただきますから。よろしく願いします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員のご質問にお答えします。

まず、1点目については教育長のほうから答弁させます。

次に、大きな2点目の下郷農産物の販売についてでございますが、議員からおただしのあったように、下郷町産の新鮮な野菜、果物、加工品を首都圏などに住む方々に第一弾として、しもごう農の贈り物、第二弾として、しもごう農の恵み、そして第三弾として、12月10日からは下郷町特産品詰合せセットを実施しております。コロナ感染予防対策の経済対策で、農家の皆さんと連携した農産物の販路拡大を図るため、新しい農の販路開拓支援事業として、町で収穫した生産者の名前の入った新鮮な野菜、果物などを宅配便で届けることで、送られた方々には大変好評を得ていたようでございます。また、本事業は首都圏などにお住まいの方の在京下郷会、株式会社丸紅の社員の方々など、多くの皆様にご理解とご協力をいただきました。今後とも町の新鮮な農産物を定期的にお届けできるように定着化を図り、さらなる販路拡大につなげていきたいと考えております。

なお、第二弾のしもごう農の恵みセットにつきましては、道の駅しもごう物産館の2つの事業実施主体で合計279セットの販売実績がありました。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして教育委員会教育長、星敏恵君。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 私から10番、星能哲議員の質問にお答えさせていただきます。

日本遺産認定施設についてでございますが、ご指摘のとおり町内では小野観音堂、中ノ沢観音堂、旭田寺観音堂、嶽観音堂の4か所及び巡礼者が通った下野街道と大内宿が構成文化財として日本遺産に認定されております。教育委員会としましては、これまで中ノ沢観音堂をはじめ、文化財指定物件の看板等を整備しております。また、日本遺産の案内板につきましては、所有者それぞれ案内板設置の意向確認を行いまして、極上の会津プロジェクト協議会が平成28年10月に設置したものとなっており、町内では小野観音堂に案内板を設置した経緯がございます。ご質問にもありますとおり、案内板がない施設につきましては、観光客より問合せが多いこともあり、今後管理者へ案内板設置の意向調査を再度行うなど、案内板の設置について検討してまいりたいと考えております。

また、観音沼森林公園内には多数の案内板が設置されており、昨年と本年度の2か年につきましては、町部局において案内標柱の修繕を実施しております。さらに、嶽観音堂の境内敷地に設置してある説明案内看板についてでございますが、文字が見えにくいというご意見をいただいておりますので、町部局と協議しながら今後の修繕方法について検討してまいりたいと考えております。

また、町内の案内板については、観光案内板、道路案内板、交通安全や啓発看板など多様な種類が設置されております。今後会津縦貫南道路の開通により実情に合わないと思われるものや経年劣化が進んでいるものもございまして、新たな道路状況に合わせた文化財や観光案内看板等の新設、改修等について検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） ご答弁ありがとうございました。

それで、日本遺産の認定に関連しまして一例を挙げますと、この前、先般中妻地区にある歴史的遺産、お城、九々布城を訪れましたが、九々布城の案内板が朽ち果てて落ちていたり、それから城跡の中には雑木が入って、私も昔現役の頃、教育委員会にいたときに携わったのですが、それから見ると若干整備がどうなのか、いまいちなのかなという感じがしましたので、九々布城は下郷を代表するお城の跡でございますので、保存対策について考えていただきたいと思います。

それからまた、下郷農産品の販売については、これを機会に、下郷の農産品が首都圏の方にはかなり評価を受けておりますので、販路を拡大するためにも、町はじめ農業関係者一丸となって下郷農産品の販路拡大に、在京下郷会並びに姉妹都市、西東京市、私も以前保谷市に行っている方と懇意にしておりましたが、平成の大合併で西東京市になりました。そういうことでこれからは、人口も多くなってきておりますので、西東京市との連携を深めながら、販路拡大ということで下郷産品を販売していただければありがたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、その対策方よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員の再質問にお答えしたいと思います。

教育委員会の中の案内看板については、教育委員会でも答弁できると思いますけれども、観光案内看板、あるいは文化財の案内看板、あるいは説明板、こういうものは年数が経過していたり、新しいものがあつたりしているわけですが、やはり町の独自の統一した看板にしたいなと私常々思っていますけれども、やはりそれにはお金と時間等がかかりまして、いろいろな方々からご意見を聞かなければいけません、そうした考えは持っておりますので、ぜひご理解いただいて、そして今現在見えにくい字があつたり、壊れそうな看板がありましたら、ぜひ来年度の事業で対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次、農産品の販路拡大でございますが、それは当然でございます。下郷町には農業生産者が多いわけでございますので、その生産したものを買っていただくと、食べていただくということについて、これからはしっかりと事業を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、ただいまご指摘あつた九々布城の案内板については、確認いたしまして、修繕の方向で検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

- 議長（小玉智和君） 答弁漏れはありますか。ないですね。
それでは、10番……
- 10番（星能哲君） 今後ともまたよろしくお願い申し上げます。
終わり。
- 議長（小玉智和君） これで10番、星能哲君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

日程の追加

- 議長（小玉智和君） お諮りします。
総務文教常任委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・推進を求める意見書に関する陳情及び過半総務文教常任委員会付託の陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情につきましては、12月11日開催の総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書が提出されております。さらに、一般質問が本日で終了いたしましたので、明日12月17日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の2件につきましては、去る12月9日開催の議会運営委員会で協議された事項運営に従って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加議事日程を配付します。
それでは、暫時休憩いたします。（午後 3時30分）
-

- 議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 3時39分）
配付漏れありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。
ただいま議会事務局長より発言を求められておりますので、許可いたします。
議長会事務局長、室井節夫。
- 議会事務局長（室井節夫君） 今ほど追加議案日程ということでお配り申し上げましたが、陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・推進を求める意見書と書いてありますが、「推進」ではなく「批准」でございます。大変申し訳ございませんでした。
-

追加日程第1 請願・陳情

- 議長（小玉智和君） これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。
総務文教常任委員会に付託の陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書に関する陳情及び陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望

した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情については、お手元に配付したとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、湯田健二君。

- 総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和2年9月11日。件名、陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書に関する陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和2年9月11日、同じく令和2年12月11日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星昌彦君、星能哲君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

続きまして、付託年月日、令和2年12月11日。件名、陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和2年12月11日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星昌彦君、星能哲君、小玉智和君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上、報告申し上げます。

- 議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書に関する陳情及び陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書に関する陳情及び陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

追加日程第2 休会の件

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日12月17日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12月17日は休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

再開本会議の議案審議の日程は12月18日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月16日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和2年12月11日			
本会議の会期	令和2年12月11日から12月18日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和2年12月18日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和2年12月18日	午後3時18分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	4番 山名田 久美子	6番 玉 川 邦夫
	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲
	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和		
欠席議員	3番 佐 藤 勤	5番 星 昌彦		
会議録署名議員	4番 山名田 久美子	6番 玉 川 邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 只 浦 孝行	町民課長 渡 部 浩市	健康福祉課長 弓 田 昌彦	農林課長 湯 田 英幸
	建設課長 猪 股 朋弘	教育委員会教育長 星 敏 恵	教育次長 湯 田 浩光	農業委員会事務局長 大 竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井 節夫	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和2年12月18日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
6番 玉川邦夫
- 日程第 2 議案第65号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議案第67号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第68号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議案第69号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 7 議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第71号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第72号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議員提出議案第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
- 日程第11 議員提出議案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について
- 日程第12 議員派遣の件
- 追加日程第 1 議員提出議案第 9号 星能哲議員に対する問責決議
- 追加日程第 2 議員提出議案第10号 玉川一郎副町長に対する問責決議
- 散 会
- 閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

議会事務局長から発言を求められております。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。本日、日程第10、日程第11及び日程第12に係る議員提出議案第7号、議員提出議案第8号、議員派遣の件及び町当局より令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）に係る資料を配付してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） ただいまの出席議員は10名であります。3番、佐藤勤君、5番、星昌彦君から欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

先ほど申し上げましたとおり、会議録署名議員に指名しておりました3番、佐藤勤君が所用で欠席のため、本日の会議録署名議員に会議規則第112条の規定により、議長において、6番、玉川邦夫君を指名いたします。なお、今定例会の会議録についてもご署名をお願いいたします。

日程第2 議案第65号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（小玉智和君） 日程第2、議案第65号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 皆さん、おはようございます。南会津地方広域市町村圏組合の規約の一部を改正する規約ということで、ご説明させていただきたいと思っております。

皆様ご承知かと思いますが、南会津地方におきましては、南会津地方ふるさと市町村圏の選定によりまして、平成元年度と2年度の2か年でふるさと市町村圏基金10億円を既に設置しているところでございます。平成2年度からは、広域市町村圏計画の年度別広域活動事業に基づき事業を実施してまいりましたが、これらの広域活動に基づく事業は一定の成果を上げてきたところではございますが、このたび預金利息の低下等によりまして運用益が減少したことから、事業の実施は困難となっているところでございます。このことから、令和2年度をもちまして南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏

基金を廃止いたしまして、構成市町村に返還することになりましたので、本組合同規約第3条第1号のふるさと市町村圏事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務より削除するとともに、ふるさと市町村圏事業において実施してまいりました事業の継続性を図るため、同条の3号、「圏域内の観光開発事業の総合調整」という文言を「広域観光事業」に改め、14条を削除する内容となっております。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1つお伺いいたします。

基金事業を廃止するということは今のご説明で分かったのですが、これが廃止されることによって、町としてメリット、デメリットというのは何かございますか。

それと、あとこの廃止によって広域圏の事務が減少することになると思うのですが、今後結構多岐にわたって事業がされているようなのですが、そういったところはようになっていくのか、町の負担、広域負担金の削減にはつながっていくのかどうか、その点ちょっとお聞かせください。お願いいたします。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、これまで運用益などを活用しまして少しずつ少なくなってきてはおったのですが、南会津地方の広域の観光パンフレットを作成し、配布事業ということで展開させていただきました。また、ホームページも広域圏で立ち上げておまして、観光PRを行っているところでございました。このたびの改正が総合調整という文言を広域観光事業という形に明確に改めておりますので、事業が減少するというような内容の趣旨ではございません。今まで調整機能だったものを広域観光事業ということで改めて明記したというような内容になっています。

令和3年度以降の事業につきましては、担当課長会、こちら幹事会と申しますが、いろんな形で精査しているところです。継続性を持ちまして、南会津地域の観光、これは連携にはなりますが、広域的な発展を考えまして、事業を今精査しているところでございますので、それには当然負担金も生じるかと思っております。継続性を持った中、事業を進めてまいりたいと今検討しておりますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 今精査しているということなのですが、負担金は出てくるということではありますよね。そういう考え方でよろしいのでしょうか。ただ、それが今調査中で、金額的に幾らとかということではなく、例えばここの事業に対してそういった負担金はその都度出てくるのか、前もってある程度示して出してくるのかという、その点はどういう形になるのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 再質問にお答えしたいと思います。

現在2年度の負担金ということで41万1,000円負担させていただいております。次年度以降もこの負担金は継続して発生するものと考えておりますし、追加でいろんな新しい事業があれば、まだ決まっておりますが、若干増えていくのかなという方向でちょっと今考えております。負担金は継続して発生するというごさいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 4番、再々質問ありますか。

○4番（山名田久美子君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで山名田議員の質問を終わります。

そのほかご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について説明させていただきます。

議案書の3ページを御覧ください。あわせまして、新旧対照表の1ページも一緒に御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中小企業の事業用家屋と償却資産に係る固定資産税の軽減措置を行うための条例第10条の3を追加するものでご

ございます。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が30%以上減少した事業者の事業用家屋と償却資産に係る固定資産税の軽減措置を行うものです。国からの地方税法の改正により改正となります。こちらは令和3年度の1年間のみ軽減措置となります。売上収入高が30%以上50%未満の減収につきましては軽減率50%で、50%以上の減収につきましては100%の軽減率です。こちら受付期間が令和3年1月4日から令和3年2月1日までの1か月となっております。また、認定支援機関等の確認が必要となります。

なお、減収分につきましては、国費で賄われることになっております。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金による補填としております。

以上、議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今説明を受けましたが、この償却資産関係で30%以上のものが対象ということですよ。30%以上50%未満と50%以上ですか、これどのぐらい下郷町にそういう該当するものがあるのかなのか教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 11番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

下郷町におきましては、中小企業といえますか、個人事業主の方ということで、定義としては資本金1億円以下または資本金、出資金の資金がなく、従業員1,000人以下である事業主となっております。ただし、大企業の子会社ではないことということで条件がありますので、こちらにつきましては下郷町も該当する事業者が出てくるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、質問ありますか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 私聞いたのは30%から50%にどれくらい該当するものがあるのかなのかと、それと50%以上が、これもあるのかなのかということを確認したので、そこら辺もう一度お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 大変失礼しました。売上げが30%以上50%未満ということで、こちらにつきましては申請の内容を確認した上での軽減率となりますので、申請を受けてからではないとちょっとどのぐらいというふうなことについてはお答えしかねるということでございます。

ただ、事業所としましては、民宿等、食堂関係とか宿泊施設関係もありますので、こちらについては出てくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君、再々質問ありますか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 了解しました。

○議長（小玉智和君） 分かりました。

そのほかご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第67号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案第67号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願いたいと思います。あわせて、条例の新旧対照表2ページをお開き願いたいと思います。今回の条例改正につきましては、平成30年度税制改正で令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより基礎控除を10万円引き上げる代わりに、給与所得控除や公的年金等控除10万円の引下げが実施されることに伴いまして、令和2年9月4日付で地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の低所得世帯に係る軽減判定所得が見直されましたので、所要の改正を行うものであります。

条例23条の1号、2号、3号、それぞれ軽減判定所得の算定における基礎控除額を現

行の「33万円」とあるものを「43万円」と改めるものであります。この個人所得課税の見直しで、給与及び公的年金に係る所得控除の10万円が引下げにより、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2名以上の世帯は、保険税の軽減措置に該当しなくなるということで不利益が生じないように、給与所得者等が2人以上いる場合は当該基準額に給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

次に、附則第2号で、65歳以上の公的年金受給者につきましては、軽減判定の際、公的年金控除のほかに特例で15万円の控除が適用されましたので、現行の公的年金控除額120万円が10万円引下げになり110万円になるため、125万円が公的年金控除額ということで明記されたものでございます。

この条例は、令和3年1月1日から施行し、条例改正後の規定は令和3年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） こちらの条例を施行してどのぐらいの税収の見込額があるのでしょうか、分かったら教えてください。

○議長（小玉智和君） 町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） 今回の改正によりまして、給与及び公的年金等の控除の見直しで所得の増がありますけれども、その分基礎控除で軽減されますので、全体的には影響がないということになります。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再質問ありますか。なしでいいですね。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、星和志君の質問を終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第68号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を
改正する条例の設定について**

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第68号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の7ページでございます。議案第68号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に改められることなどから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

8ページをお開きいただきまして、諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例であります。第1条では諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例、第2条では下郷町営住宅管理条例、第3条では下郷町特定公共賃貸住宅管理条例、第4条では下郷町介護保険条例についてそれぞれ改正を行うものであります。

新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思っております。第1条による改正、諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例であります。今ほどご説明申し上げました地方税法の一部改正に伴いまして、改正前、「特例基準割合」の名称を改正後、「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を改正前、「告示された割合」を改正後、「平均貸付割合」と規定するもので、第2条による改正、第3条による改正、第4条による改正につきましても同様の改正でございます。

議案書の9ページにお戻りをいただきまして、一部改正条例の施行期日につきましては、令和3年1月1日とするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 特例基準割合が延滞金特例基準割合というふうに文言が変わるだけで、手数料や延滞金などは変わらないのでしょうか、その1点だけお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして名称の改正でございます。ただし、延滞金の割合につきましては、今ほど申し上げました告示された割合、これが

平均貸付割合というふうに規定をされてございますが、こちらにつきましては毎年示される額でございますので、この額によっての変動はございますが、今回の条例改正につきましては名称の改正でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君の質問は終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第69号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 皆さん、おはようございます。議案第69号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書10から15ページと、新旧対照表7から14ページでお願いいたします。こちらにつきましては、道路法施行令が昨年9月に公布されたもので、それに伴う改正となります。新旧対照表の7ページから説明いたします。まず、条文の改正におきましては、第2条第2項におきまして占用期間が1か月に満たないものの占用料額は、同項条文により算定した額に消費税率を加えることを示す1.1を乗じて得たとしているものを当該道路を占用させることにつき課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えたと、

税率の数字を示さずに当該年度の税率で算定する表現に改正されました。

また、同じく新旧対照表の7ページから13ページの別表に示す道路占用料額等の改正につきましては、固定資産税評価額の評価替えや地下に関する賃料の水準の動向等も踏まえまして道路占用料の見直しが行われたことから、町が管理する道路の占用料の額につきましても道路法施行令に準じていることから、国が示す占用料と同額に改正するものでございます。

なお、附則として、今回改正するこの条例につきましては、令和3年4月1日より施行するものであり、施行日以降の占用期間に係る占用料額について適用し、同日前の占用期間に係る占用料額は従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今年の予算で構いませんが、道路占用に対する収入金額、幾らありますか。

それから、ここにいっぱいあるのですね、道路占用料金は。これがどれに該当するのか、それだけ分かれば教えてください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 11番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

今年度の分に関しましてですけれども、予算上は改定前の金額になります。予算書でいきますと、歳入部分の21ページ、使用料及び手数料の土木費使用料の中の道路橋梁使用料、予算額で107万3,000円になります。歳入部分に関しましては、順次歳入させておりますので、今現在どのぐらいが入っているかという金額はちょっと今のところ手元につかんでおりません。

それと、この表の中でいきますと、表に関しましては条例ですので、例規集に入ってくる部分なのですが、細部にわたってかなり出てきますので、どれがどれということになりますと、この部分ではお示しちょっとできません。

以上になります。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今収入が107万3,000円、予算上は。これ107万3,000円と上げたのは、具体的にお示しできませんという、この予算の中身については大体分かるでしょう。もうこれからいろいろな変更があったりは若干あるのでしょうかけれども、そんなに細かくいっぱいこれ全部条例に係っているものはあまりなく、ちらほらあるのですか。私の考えではそんなにはないと思いますけれども、もし分かったら教えてください。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 金額の歳入部分について、今入っている金額が示せないということで、内容につきましては給水管埋設、看板設置、光ケーブル、配水管埋設、発電用施設、光ケーブルや地下ケーブル、架線部分と埋設している部分があるのですが、

そのほかに電力柱の設置、管路、あとはハンドホール、構造物の設置、共架の電線、電灯用の敷地として占有しているもの、あと案内看板、あとは水道の配水管の埋設、通信管路としまして電力会社さんが大きな部分を持っています。あと湯野上温泉開発株式会社さんのほうで給湯管等の埋設が示されております。

以上になります。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君、再々質問ありますか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 私が聞きたいのは、この表の中のどれに該当するのかというだけでよかったです。金額は多少ありますから、新旧表が出ているわけですから、条例2条、これのどれに該当するのか。細かく内容はいいです。これに該当します、これに該当しますというだけで構いませんので、件数は別にしても、どういうものに下郷町では該当して手数料を取っているのか、これを知りたいわけです。細かい数字はいいですから、この項目、この項目の何ページのこれと言ってもらえると大変ありがたいです。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

示されております新旧対照表の別表の中では、まずは7ページの1、電柱関係、電話柱も入りますけれども、その他の柱類含めて関係してございます。

その次のページ、8ページにつきましても地下に設けるもの、路上に設ける電気関係の施設につきましても一応該当になります。

次に、法32条に関しても埋設、こちらに関しても該当になるものがございます。

○議長（小玉智和君） 11番、答弁漏れありませんか。

○11番（湯田純朗君） 分からなかったら後で資料を下さい。これで結構です。

○建設課長（猪股朋弘君） 申し訳ありません。

○議長（小玉智和君） これで11番、湯田純朗君の質問を終わります。

なお、建設課長には資料を後で説明をよろしくお願いします。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 質問させていただきます。

3つ大きく質問いたします。1つは、私も区の役員をやって初めて占用料、実は塩生に1件、これがどこかというので大変1年間かけて覚えたのです。結果的には、旭田寺、長福寺の案内板だろうということの結論になったのですけれども、400円、500円のレベルなのですけれども、県の建設課に4月1日付で通知が来て納めた。先ほどの純朗議員と関連した部分があるのですけれども、町としても占用料を県に払っているというのがあるのかどうか、私も本当に分かりませんが、教えていただきたい。先ほどあった住民というか、徴収しているというのは107万何がしというのは承知しましたけれども、逆に納めているというのは現実にあるのかどうか、ひとつ教えてください。

それから、これは国が平成30年度以降、担当のほうで道路法施行令に基づいて改正されたということで、県のほうは昨年度からこの条例を改正して動いている。町は、今回

3月に今度この法令が改正されて動く。改正前のというのはこれいつ、去年だったというふうに解釈していいのかどうか。改正前の条文、ちょっと勉強不足で分かりませんので、教えていただきたい。

もう一つは、簡単に言えば占用料の額が変わっていくわけです。これはいわゆる消費税の問題になってくるのでしょうけれども、我々単純に改正前に1.1掛けてもならないと、この辺が非常に素朴な疑問なのですけれども、当然ならないのだろうと思っているのですけれども、この辺ならない理由というか、計算方法があるのかなというふうに思うので、そこを教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目、町が県の道路占用料を支払っているのかということになりますけれども、町が占用する場合というのは多々水道管しかり、看板しかりございますが、料金につきましては公共性を持たせているということで支払ってはございません。申請等、更新等に関する手続等は随時行ってございます。

次に、改正前につきましては、今年の9月議会にでも提案上げたのですけれども、10月1日からの消費税改正に関わることで改正してございます。

それと、すみません、料金の改定に係る計算法というのは、特に国、県からもお示しがないということでした。料金で改定になったということで、そちらのほうに移行するというような内容になります。

以上になります。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君、再質問。

○6番（玉川邦夫君） 県がここに前例がちゃんと出ているわけですよ。甲乙丙の多分ここは僻地に当たるので、第5という安いほうに設定されているのですけれども、計算法がないというのが何かちょっと分からないのですけれども、県で示しているのを受けているということによろしいのですか。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 計算法に関しましては、一応道路法施行令の改正のときに、全国基準という形になりますけれども、そちらのほうで金額のほうを設定されてございます。金額に関しましては上がっているもの、下がっているもの、率で示しているもの等ございますので、その計算法自体にこうしてくださいという形のものではありませんので、金額そのままをそのまま示された形で改正になってございます。よろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、再々質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） 今の分かるようで分からない。私は、これ一生懸命考えたのです。

1.1掛けてもならない。これは単なる消費税アップ、あとは県が示しているということになると思う。県のをみると全く同じなのです。甲乙丙の部分のをずっと採用されている

ので、それはそれでいいのですけれども、最初に説明の中で固定資産税というのを見直しというのがされているのですね、国では。私はそれが影響していないのかなという、そのことをちょっと聞いたかったですけれども、だから数値としては単純にはこうなっていないけれども、そういうことで固定資産税的な評価額の変動、見直しを国はやっている、これ大きな狙いの中にあるのです。説明にはちょっと出てこなかったかもしれない。それが作用しているのかなと思いましたが、なおもし調べていただいて、分かる範囲でよかったら後で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

占用料の額につきましては、道路の価格、使用率、使用面積に修正率等を掛けた数字になってございます。先ほどの固定資産税の額の評価が平成30年度に行われてございまして、地価に対する賃料の水準の変動率等を反映した占用料額を適用しているということになります。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の質問を終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 下郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）

日程第8 議案第71号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第72号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小玉智和君） この際、日程第7、議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）、日程第8、議案第71号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）、日程第9、議案第72号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第70号につきましては総務課長、室井哲君、議案第71号につきましては町民課長、渡部浩市君、議案第72号につきましては健康福祉課長、弓田昌彦君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の16ページでございます。議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,624万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億9,299万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。24ページをお願いいたします。地方交付税につきましては、本算定により普通交付税を2億5,884万5,000円増額するものであります。

使用料及び手数料でございますが、農林水産業費使用料では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、クラインガルテン下郷のラウベ使用料を175万円、クラブハウス使用料を1万6,000円それぞれ減額するものであります。

国庫支出金でございますが、民生費国庫補助金では交付決定を受け、新たに新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金100万円を計上し、また事業完了により、特別定額給付金事業に係る事業費補助金1,000万円を減額するものであります。なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対し、国が財政支援を行うものであります。

同じく国庫支出金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金を今補正では4,165万9,000円財源措置しております。

25ページとなります。県支出金でございますが、総務費県補助金では額の確定により、市町村バス運行費県補助金を59万2,000円増額し、農林水産業費県補助金では新たに農地集積・集約化対策事業費補助金224万6,000円を計上するものであります。この農地集積・集約化対策事業費補助金につきましては、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、農地の集積、集約化に取り組む地域に対してその成果に応じて交付されるもので、倉村基盤整備地域が対象となるものであります。

寄附金の一般寄附金につきましては、枝松、小山秀行様から50万円、教育費寄附金につきましては倉村、故湯田照代様のご親族から30万円、それぞれご厚意をいただきましたことから、存目の1,000円を除き、計上したものであります。

26ページとなります。繰入金につきましては、事業の完了、事業費の確定等により、

各基金からの繰入額を整理いたしております。なお、財政調整基金繰入金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため繰入額を1億8,450万円減額するもので、これにより当該基金の残高は令和元年度末の水準を維持することとなります。

諸収入の雑入、各種検診個人徴収金につきましては、事業完了により55万円を減額し、後期高齢者医療広域連合償還金797万5,000円につきましては、令和元年度療養給付費負担金の確定に伴う返還金であります。

27ページとなります。町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い、発行可能額が確定しましたことから臨時財政対策債を2,027万3,000円増額するものであります。

次に、28ページからとなりますが、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。給料、手当、共済費等の人件費につきましては、さきの第4回臨時会においてご議決を賜りました給与改定等に伴い、また併せて今後の見込額を精査し、予算の整理を行うものであります。

29ページとなります。総務費でございますが、会計管理費では東邦銀行役場派出所の廃止に伴い、指定金融機関取扱手数料を74万円減額し、交通対策費では歳入でご説明申し上げますとおおり、額の確定により地方路線バス運行委託料を246万9,000円増額するものであります。

同じく総務費の諸費では、次期システムへの移行に伴い、各種ネットワーク回線の変更及び設定などが必要となりますことから、通信料、手数料合わせて212万8,000円計上するものであります。

31ページとなります。民生費でございますが、社会福祉総務費では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本年度の視察研修を中止にしたことから、民生委員協議会補助金を60万円減額し、また歳入でご説明申し上げますとおおり、事業完了により特別定額給付金を1,000万円減額するもので、特別定額給付金事業の実績につきましては、給付者数は5,500人、給付割合は99.78%となったところであります。

同じく社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として、本町独自で実施した感染予防用品購入給付金の事業完了により、同給付金を90万円減額するもので、この事業の実績につきましては給付世帯数は2,210世帯、給付割合は99.73%となったところであります。

老人福祉費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修や職員の給与改定等に伴い、介護保険特別会計への繰出額を精査し、繰出金を54万7,000円増額するものであります。

老人福祉施設管理運営費では、デイサービスセンターのエレベーター修繕料、浄化槽用ブローア交換に要する経費、併せて施設修繕料128万3,000円を計上するものであります。

障害者福祉費では、報酬改定等、制度改正に対応するため、システム改修委託料を77万円計上し、これに伴い、歳入では24ページとなりますが、国庫支出金、民生費国庫補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金38万5,000円を財源措置しております。

32ページとなります。児童措置費では、今後の見込額を精査し、保育所広域入所委託料を153万7,000円増額し、また歳入でご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、保育所における感染拡大を防止する観点から、マスク、消毒液、空気清浄機等の購入経費として需用費19万7,000円、備品購入費80万3,000円、合わせて100万円を計上いたしております。

33ページとなります。衛生費でございますが、保健事業費につきましては、歳入でご説明申し上げました各種検診個人徴収金の減額補正に伴い、財源内訳を補正するもので、34ページとなりますが、清掃総務費では今後の見込額を精査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を77万3,000円増額するものであります。

労働費でございますが、雇用促進対策事業費では新型コロナウイルス感染症対策事業としまして指定管理者持続化事業、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共施設の指定管理者に対して、昨年度と比較し、4月から12月までの減収分の4分の3以内の額を支援し、経営の持続化を図ることを目的とするもので、下郷町観光公社につきましてはこの労働費において勤労者野外活動施設指定管理料103万6,000円、35ページから36ページにかけてとなりますが、農林水産業費、林業振興費において林産物展示販売施設指定管理料11万9,000円、37ページとなりますが、商工費、観光費において食の館指定管理料、こちら予算書に数字は表れておりませんが、65万1,000円、三彩館指定管理料24万5,000円、養鱒施設指定管理料237万3,000円、合わせて326万9,000円、42ページとなりますが、教育費、町並み展示館費において、町並み展示館指定管理料257万5,000円、合わせて699万9,000円の支援を見込み、下郷町地域振興株式会社につきましては35ページにお戻りをいただきまして、農林水産業費、農業振興費において道の駅しもごう指定管理料1,974万5,000円の支援を見込んでおります。なお、この事業につきましては、地方創生臨時交付金を財源措置しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

同じく農林水産業費、農業振興費でございますが、歳入でご説明申し上げました農地集積・集約化対策事業に係る地域集積協力金224万7,000円を計上いたしております。

36ページから37ページにかけてとなりますが商工費でございますが、商工振興費では新型コロナウイルス感染症対策として、本町独自で実施した下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び事業者応援給付金の事業完了により、感染症拡大防止協力金につきましては交付件数145件の実績となりましたので、不用額413万6,000円を減額し、事業者応援給付金につきましては交付件数62件の実績となりましたので、不用額1,280万3,000円を減額するもので、また同じく本町独自で実施している観光関連施設等改修支援事業補助金につきましては、今後の見込額を精査し、443万円を増額するものであります。

37ページでございますが、観光費では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、当初事業計画を変更したことから、日光・会津観光軸活性化推進検討会負担金を80万円減額し、また新型コロナウイルス感染症対策として本町独自で実施した観光関連事業者経営持続化支援金につきましては、事業完了により交付件数96件の実績となりましたので、不用額562万円を減額するものであります。

38ページから39ページにかけてとなりますが、土木費でございますが、橋梁維持費で

は本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、橋梁整備基金への積立額を1億円増額するものであります。

40ページとなります。教育費でございますが、小学校費、学校管理費では、事業完了により檜原小学校鉄棒更新工事に係る工事請負費を86万円減額し、41ページとなりますが、中学校費、教育振興費では当初予定しておりましたコンピューターの整備がGIGAスクール構想における整備により対応が可能となりましたことから、コンピューターリース料を107万7,000円減額するものであります。

社会教育総務費では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、事業を中止しました家庭教育支援事業謝礼を150万円、事業の規模を縮小し開催されました文化祭実行委員会補助金を59万6,000円、それぞれ減額するものであります。

文化財整備費では、今後の見込額を精査し、設計委託料を207万9,000円減額するものであります。

42ページとなります。保健体育総務費では、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小し開催されたふくしま駅伝であります。事業完了により、ふくしま駅伝選手健康診断委託料を14万2,000円、市町村対抗駅伝出場助成金を72万1,000円それぞれ減額し、来年3月に延期となった東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーであります。その盛り上げ事業を実施するため、町実行委員会に対する聖火リレー関連の取組補助金を97万円計上するものであります。

43ページとなります。災害復旧費でございますが、林業施設過年災害復旧費では事業完了により、施設修繕料を90万6,000円減額するもので、予備費につきましては本補正に伴い、収支の調整を図るものであります。以上、ご説明を申し上げます。

次に、お配りをしております資料につきましては、所管課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいま総務課長が補正予算の概要について説明したところでございますが、7番、佐藤盛雄議員より、追加資料の提出を求められておりましたので、大変失礼しました。追加資料に基づきまして説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元にお配りいたしました議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）資料ということで、まず1ページ目が観光公社、続きまして道の駅しもごうの追加指定管理料についてということの資料になってございます。あともう一つ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金状況ということで2つの資料について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、（第8号）資料の下郷町観光公社、新型コロナ感染症経済対策支援ということでございます。まず、1ページが観光公社分ということでございまして、このたび新型コロナ感染症の影響によりまして、公共施設の影響を受けました指定管理者に対しまして、経営の持続を図るという目的で支援するものでございます。内容につきましては、追加の指定管理料という形で支援する形になっております。積算の内訳でござい

ますが、まず観光公社につきましては指定管理施設6施設でございます。もう既に休館している、これから休館する施設もありますが、6施設でございます。まず、左のほうからですけれども、4月から10月の売上げの収入済額ということで計上させていただいています。細かくは申し上げませんが、6施設合計いたしますと下の欄になります4,971万3,453円という形になってございます。

11月から12月の売上げの見込額ということでございまして、こちら6施設合計いたしますと、1,014万5,692円ということで、売上げの見込みを計上させていただいているところです。

4月から12月の、これは見込額を含めてという形ではありますが、合計で5,985万9,145円というような内容になっております。見込額につきましては、前年度の実績などを勘案しまして、約80%という形でそれぞれ計算させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、前年の4月から12月の売上実績でございますが、こちらにつきましては、こちら御覧のとおりになっておりますが、合計いたしますと7,472万5,784円という形になっておりまして、前年比の売上減収額、右側の欄でございますが、合計で1,486万6,639円ということで19.9%、約20%の減額を見込んでいただいております。

積算の指定管理料といたしましては、4分の3以内、補助上限値ということでそれぞれこのような形になっておりまして、4分の3にいたしますと、1,114万9,977円というような内容になってございます。

こちらにつきましては、地方創生臨時交付金の実施計画、こちらは9月の中旬、15日まで提出しておりますが、こちらにおいて提出させていただいている内容になります。

一度飛びますが、臨時交付金の交付状況ということでそちらをちょっと御覧いただきまして、項目が載っておりますが、一番最後のページお開きいただきたいと思っております。25番目に指定管理者持続化事業ということで計画提出させていただいております。御覧のとおりですが、②番の中段以下、対前年比、4月から12月の減収分の4分の3以内を支援額といたしますと、上限については2,500万円を上限設定しているところです。会社につきましては、下郷町観光公社、下郷町地域振興株式会社というような内容になっております。

大変恐縮ですが、もう一度先ほどの資料にお戻りいただきたいと思っております。地方創生臨時交付金の実施計画について12月の補正時の積算時の計上額というような内容でございます。なお、11月から12月の売上実績、今後確定してまいります。また、収支状況も出てくるかと思っておりますが、今後のコロナ禍での状況などを勘案いたしまして、今後総合的に判断し、支援額を算出するというような内容になっておりますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

その下、米印がございまして、上の段でございますが、1,114万9,000円から各種国の臨時交付金、コロナ関係につきましては減額させていただいております。内容については御覧のとおりとなっております。国の持続化給付金から雇用調整、緊急雇用安定ということで県の休業協力金、町の拡大防止協力金、観光関連経営支援金とそれぞれなっ

ておりまして、こちらを減額いたしますと、合わせて415万円になります。最終的な支援額ということで699万円の内容になっておりまして、その再内訳ということで、一番右の欄に記載させていただいております、それぞれの会社の施設の減額割合がございますので、それに合わせて減額するというような内容になってございます。

続きまして、道の駅もごうに移ります。こちらにつきましても内容は同様でございます。4月から10月の売上収入済額ということで7,701万2,000円ということでございます。

11月から12月の売上げの見込額、こちらが2,183万7,000円となっております、4月から12月の売上見込額が9,884万9,000円となっております。

それで、前年の同時期の売上実績でございますが、1億3,115万9,000円ということで、前年比の売上減収額が3,231万円ということで減収率24.6%ということでございます。

なお、指定管理料については同じく4分の3以内ということで2,423万2,500円を考えておりましたが、また同じく下の段、御覧いただきたいと思います。米印の中にそれぞれの国の給付金、こちらはダブって計上しますと二重になってしまいますので、それぞれの給付金につきましては減額させていただきまして、448万6,068円減額いたしまして、1,974万5,000円という形で積算計上させていただいているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金状況ということで、こちらのほうにつきましてご説明させていただきたいと思います。右上の欄に第一次配分額、第二次配分額、配分額計となっておりますが、1回目につきましては5,719万4,000円、二次配分につきましては1億9,596万8,000円ということで合計2億5,316万2,000円となっております。こちらにつきましては、1回目の一次交付金につきましては7月の22日、2回目の交付金につきましては12月8日ということでそれぞれ既に国からいただいている内容となっております。

交付金の概要ですが、ちょっと詳細、今申しませんが、概要を申し上げさせていただきたいと思います。1番から現在25項目ございまして、緑の欄につきましては、それぞれ決算の状況の内容が入っております。まず、Aの欄が12月1日現在の予算額、Bが12月補正、今回ですが、(案)という形でそれぞれ計上させていただいております。A足すBが予算額になりまして、その内訳ということでD、決算見込になっております。また、その決算見込につきまして、国庫補助額、また臨時交付金申請額、起債予定額、その他となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。国庫補助金関係につきましては、教育委員会のG I G Aスクール関係になっております。また、Gの起債予定額につきましてもG I G Aスクール関係ということになっているところですが、予算残額とありますが、こちらにつきましては工事の請け差関係並びに事業完了済みのものにつきましては、予算残という形で一応こちらのほうに計上させていただいておりますが、まだ事業が動いているものもございまして、今後追加でということも考えられますので、今現在の残予定額というふうに捉えていただきたいと思います。

内容につきましては1番、こちらにつきましては健康福祉課のほうで行っておりますマスク関係の補助金でございます。1番、2番、3番につきまして、こちら健康福祉

課になってございます。金額については、ちょっと詳細、御覧いただきたいと思いますが、予算額のところだけ申し上げます。1番につきましては433万9,000円ということでございます。2番の公共的空間の部分につきましては72万6,000円、3番の感染予防用品に関しましては2,210万円という中身です。

4番のふるさと応援事業、こちらにつきましては総合政策課の事業ということで、現在のところ150万円に対して決算見込みという形になっております。

次のページです。5番から9番ございまして、5番から8番まで、こちら総合政策課の所管となっております。9番に関しましては、農業者支援給付金ということで、今現在行っている事業、農林課になります。内容につきましては、まず5番の申請支援相談事業ということで、こちらは商工会に委託しまして車両資産の活動経費ということでいろいろな申請事務にご協力いただいています。6番の感染防止事業につきましては、マスク購入等の団体の補助ということで、これまで大内地区や湯野上の観光協会、塔のへつりの観光組合と支出しているところです。7番のオンライン就活につきましては、今年、合同企業説明会を予定していましたが、オンライン就活という形で実施させていただきました。8番につきましては皆様ご存じかと思いますが、商品券の購入並びに9番については農業者という形になっています。

10番が総合政策課、こちらにつきましては感染症拡大防止協力金ということで145件実績がございまして。

防災事業につきましては町民課、12番の学生支援給付金につきましては教育委員会、こちらにつきましては今のところ219件の実績でございまして。

13番が会津鉄道支援並びに14番につきましても野岩鉄道支援、こちら既にご承知かと思いますが、それぞれの支援金の金額という形になっております。

15番、企業支援から18番の観光関連施設まで、こちら全て総合政策課の担当になっております。企業支援につきましては、過日説明ありましたとおり、企業訪問でいろんな要望も聞いてまいりましたが、企業支援金ということで400万円ほど計上しています。また、観光関連につきましては、ご承知かと思いますが、現在のところ96件の該当申請がございまして。応援給付金につきましては62件でございまして。18番のコロナ感染防止の観光施設の改修事業ということで、こちらについても継続して上がっているところでございまして、今回補正予算のところでは443万円ということで、今後見込額ということで今商工会を通してご要望をいただいている事業者支援ということでございまして、3件ほど予定してございます。

19番から23番ですが、19番につきましては新しい農の販路開拓ということで農林課、20番から23番まで教育委員会になってございます。20番につきましては、学校再開に伴う学校支援ということで4校で100万円ずつ400万円というような内容です。G I G Aスクールにつきましては、もうこちらもご承知かと思いますが、それぞれの端末の購入費、また22番につきましては工事費となっているところです。23番の公共施設につきましては、手洗い等の改修事業ということになってございます。

最後のページになりますが、24番のプレミアム商品券発行事業ということで、こちら

は420万円計上しているところでございます。なお、こちらにつきましては、以前ちょっと説明させていただきましたが、予算の執行配分を見直しまして、追加で町内の経済の循環型ということで緊急支援させていただいたというような内容ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、25番については今ほど申し上げたとおりとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。（午前11時27分）

○議長（小玉智和君） 再開します。（午前11時35分）

それでは、続きまして、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） ご説明申し上げます。

それでは、議案書の44ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第71号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,664万5,000円とするものでございます。

50ページをお開き願ひたいと思ひます。まず、歳入についてご説明申し上げます。3款県支出金、保険給付費等交付金につきましては14万円の増の計上でございます。当初、出産予定者を1名見込んでおりましたが、年度内にもう一名の方が出産予定するということが追加するものでございます。出産一時金の支給額42万円の3分の1の14万円が県の普通交付金となっております。

続きまして、5款繰入金、一般会計繰入金でございますが、3節の職員給与費等繰入金につきましては11万2,000円の増の計上でございます。これは職員の期末手当の改定等、そして扶養家族の増によるものでございます。出産育児一時金等繰入金につきましては、今申しましたとおり出産育児一時金支給額42万円の3分の2が町の持ち出しでございますので、28万円の増になります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。総務費の一般管理費の職員手当等でございますが、11万8,000円の増で、共済費で6,000円の減であります。これは職員の期末手当改定と、あと職員の扶養家族等の増によるものでございます。下の委託料につきましては62万7,000円を増額するものでございます。これは、税制改正に伴うシステムを改修するための委託料でございます。

次に、2款の保険給付費、出産育児一時金でございますが、これは歳入で申しましたとおり、年度内に1名の出産予定が追加されましたので、42万円を増額するものでございます。

次に、8の予備費につきましては、財源調整のため62万7,000円を減額するものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の52ページをお開きいただきたいと思
います。議案第72号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご
説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万6,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,183万1,000円とするものでございます。

53ページから57ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

初めに、61ページをお開き願います。歳出の主なものからご説明申し上げます。3の
歳出でございますが、人件費におきましては、1款総務費から下に行きまして5款地域
支援事業費、さらに62ページの7款地域包括支援センター事業費までの3節職員手当等、
4節共済費につきましては、職員の給与改定等によりまして人件費の精査を行い、それ
ぞれ補正するものでございます。

次に、61ページにお戻りいただきまして、1款総務費、1目総務管理費、12節委託料
のシステム改修委託料として114万4,000円を増額しておりますが、これは国の令和3年
度の介護報酬改定に対応するためのシステム改修でございます。

次に、62ページになりますが、10款予備費につきましては56万9,000円を増額し、収支
の調整を図るものでございます。

続きまして、58ページをお開きください。2の歳入の主なものをご説明いたします。
3款国庫支出金では、国庫補助金の交付決定を受けまして、5目保険者機能強化推進交
付金を11万1,000円減額し、7目介護保険保険者努力支援交付金を68万5,000円増額する
ものでございます。

同じく6目介護保険事業費補助金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました
介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の補正に伴い、国2分の1補助の57万2,000円を
増額するものでございます。

次に、59ページになりますが、7款繰入金、5目その他一般会計繰入金でございま
すが、1節職員給与費等繰入金につきましては、システム改修町負担金及び職員の給与改
定によりまして53万円を増額するものでございます。また、その他の少額の補正につ
きましては、職員の給与改定に伴う人件費の補正に合わせまして、国庫支出金、支払基金
交付金、県支出金、繰入金のそれぞれの科目の補助率から算出しました補正額を計上し
まして予算の整理を行うものでございます。

以上、下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしました。ご
審議よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから議案第70号から72号の質疑を行います。ご質疑ありませ
んか。

動議について

（「議長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 7番、佐藤盛雄でございます。令和2年度の下郷町一般会計補正予算（第8号）の件につきまして、今回総務課長に下郷町地域振興株式会社等の指定管理料に関しまして資料の提出をいただきたいということを申し上げまして、今回資料の提出をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

しかし、私もちょっと気がつきませんでしたので、ここで追加の資料提出を求めたいと思います。初めに、管理運営に関する年度協定書、要するに道の駅が発足したときの当初の年度協定書、31年の4月だと思えます。

それから、基本協定書、これも31年の4月1日に基本協定書が締結されたと思えます。それから、本年の4月1日付の本年度の年度協定書、これの写しをお願いしたいと思えます。

3番目に、第12期の決算報告書、これには貸借対照表、損益計算書、販売及び一般管理費の項目が載っておりますが、この決算報告書の写しを提出していただきたいと思えます。

それから、今回各月別の売上げ減少に対する資料の提出をいただきましたが、当然毎月の支出がございます。売上げ減少、収入と支出の項目で支出の部分がでていないのですけれども、4月から12月まで、ここですと10月までしか出ていないと思うのですが、月別の経費の分も含めての試算表の項目の提出ができないものかと思っております。

それから、この項目に本年度の当初の1,800万円の指定管理料の項目が載っておりません。だから、赤字から当初の1,800万円が入っていれば、当然それに対応する売上げ減少をカバーできるのではないかと。これに載っていないのですけれども、それはどういう意味かということで、今申し上げました資料の提出を議長に議会として要求していただきたいと思っております。

それから、この問題に関しましては、一般質問等で何人かの各議員から一般質問がありまして、答弁をいただきました。しかし、私の考えるには、まだ納得のいく答弁だと思っておりますので、議長、一般会計補正の（第8号）に関しまして全員協議会に切り替えて議案を進めていただきたいと思っております。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま7番、佐藤盛雄君から提出の依頼がありましたが、町執行部にお伺いいたします。

ただいま資料提出を求められておりますが、準備できますか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 今の8号関係は道の駅、既に何年か前からずっと問題になっているわけですが。今7番議員が言うようなもの、なかなか今すぐといっても出るかどうか分かりませんが、ここで休会にしてやりましょう、全員協議会で午後。それ提案します。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今一般会計の補正予算をお願いしているわけですが、要するに道の駅にしても、観光公社にしても、このコロナ禍においての国の臨時交付金について入れて説

明しているわけです。それと、指定管理料はあくまでも決算して、そしてその幅を見ないと売上げは3月までですから、当初の提案理由の説明の中でも言った。指定管理料を入れるけれども、今後の見込額を見なければ分かりませんがという説明をしているわけです。それから、支出の関係は、会計事務処理、全部やっていただいて、そしてその後送ってこられるのですが、前期のやつは6月の定例会に出しているのです。だから、これを了解してもらわなければ、時間ばかり取って、コロナ禍の支援を決議していただかなければ困りますよ、国から来ている臨時交付金の。これ処理できないで済んでしまうと、そんなことを町としてやったら、また返さなければならないという。せっかく臨時交付金でいただいているのに、それがまだ決まらないから、まだ決定できませんとなってしまつては困りますので、要するに3月までの売上げを想定して、その動きを判断してから指定管理料というのは出しても構わないわけです。精算は3月31日になるのです。だから、今年度の決算書に基づいて、指定管理料は会計年度で支払えばいいのです。ですから、そこを理解していただかないと、ただ指定管理料が多いとか少ないとかではなくて、その精査をして、そのほかに余った臨時交付金はどのように使うのかと、それについては臨時議会でも開いていただいて、そしてやらないと、2億何千万円、2億五千何百万円、その事業を進めない限りは、これはコロナ禍の支援策として入れられないのですから、よくそこを皆さん理解してください。そうでないと、お金を処理しなければ返さなければならないことになるわけです。これは今総合政策課長が言った計画に基づいて、国に対して支援金を出してくださいと、支援してくださいということのお願いなのですから、あらゆるほかの町村でもそうなのです。指定管理料はもう1年ごと、1年ごとに入れているのです、一般会計から。だけれども、今度は臨時交付金でそれを、また減った分を補填しようという考えが私の町の考えなのです。ですから、それを生かしていただかないと、これ今ここで協議して通さないなんていうことになれば、また計画をし直しして国のほうに申請することになるのです。そういうことにならないように今決めていただいて、ぜひともコロナ禍の支援をして、会社運営、公社運営をさせていただかなければならないと、これは当然だと思いますよ、町民の皆さんも。ですから、議員の皆さんもそれ了解してください。そうでなければ、これを多いから減らせとか、少ないからプラスしろとか、これはいつでもできるのです。ですから、そこをちゃんと考えていただかなければ、この2億5,000万円というのは決まらないでずっといつてしまいます。これを皆さんに考えていただいて、ぜひともこの補正は通していただかないと。提案理由の説明の中でも、3月までは読めないから、その決定次第やりますということを提案理由で言っているわけですから、私も。そこを理解してください、皆さん。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしくお願いします。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 8番、星ですけれども、私は今の町長さんの意見に賛成いたしますので、議事進行でお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、今8番、星輝夫君から賛成が出たのですが、その前にちょっと確認したいのですが、先ほど7番、佐藤盛雄君から資料の提出があったのですが、それは提出可能ですか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 支出の分については、要するに道の駅なら道の駅で会計事務所がやっていただいている、公社も会計事務所がやっていただいている。だから、その資料を出すまでは多分時間もかかるし、全部ここで出せと言われても今すぐ出ないです。だから、そこは次の議会でも出す。間違いなく決算書しているわけですから、前期分は。だから、今後令和2年度の決算書は今度は来年の6月に出すわけですから、3月に締めて、総会をして、それで決定していただいたらば議会のほうに報告の資料を出すということになっていますから、そこを理解していただかないと。途中で出してくださいといってもここで出ないですよ、会計事務所さんをお願いしなければ。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） いや、本当に私、一般質問でやりました。その一つの考え方があるのでそれがありますが、まず国では本当に急を要するというで一次、二次の補正をやったのです。もう小さい村から町から大きいところまで大変だということで、そういうわけで2億5,000万円も、また三次も来るのです。そういう中で、その中身は多種多様ありますが、本当に失礼ですけれども、何に使ってもいいということではないですけれども、目的があれば使っていいということなのです。

そういう中で、今12月の暮れにこの2億5,000万円の中の一部が否決したことになるれば、もう下郷町は要らないのだということになりますよ、これ県なり国に。ですから、今いろいろ農家の人たちも大変です。今農林課のほうで処理するようですが、誠にうれしいところもありますが、きめ細かくやる場合には、あの道の駅の問題、物産館の問題もありますが、当初造ったときに喜んでおいて、今急にこういうことで駄目だということはないですよ。そういう中で、今コロナでこれだけのマイナスになっているというときに、補填しなければあそこで働いている雇用者の皆さん、それで春から納める農家の皆さん、みんな被災しているのですよ。どこの市町村も今苦しいのです。そういう中で、要所要所で補正なり定例会をやっていきますから、私は賛成とか反対ではなくて、我々は正しいものは正しいと決めて決定するのが我々の役目なのですよ、町民の代表ですから。そういう中で、2億5,000万円も金が来たのに、それを道の駅にやったらとか、物産館云々ではなくて、これが補填することによって雇用の場の安定にもなるし、地域の対策の活性化にもなるのです。その辺を私はよく皆さんに検討していただきたいです。建てたときは喜んで、赤字になったら何だという、そういうことでは駄目なのです。どうするのですか、ではこれ。私は返すわけにいかない。国でもあれだけ苦労して国債発行して赤字でも出しているのですよ。足りなくても出すのです。1億円なんか来ますよ、下郷に。そういう中で、これは通してやるべきだと私は思います。

以上です。あとは申しません。

○議長（小玉智和君） それでは、暫時休憩いたします。（午前 11時59分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

それでは、町執行部にお伺いします。先ほど7番、佐藤盛雄君から資料の提出を求められましたが、準備できましたか。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質疑の件でございますが、まず先ほど私資料をもって説明いたしました、ちょっと説明不足な部分がありましたので、まず先にご説明させていただきたいと思えます。

まず、今回の計画に当たりまして、9月に臨時交付金の申請をしております。先ほどお手元にお配りしました25番目も含めまして、全ての内容というふうになっています。この中で、4月、12月の減収分の4分の3以内を補填すると、可能であるよというような中身であります。先ほどご質問を承った部分で赤字の補填はできるのかというようなご質問がちょっとございまして、この減収分という意味合いの中には当然赤字分が入っております。赤字分の補填も可能であります、このような内容です。ただしなのですが、補填となりますと100%補充すれば当然補填計上になりますが、100%については駄目ですよというような内容で国のほうから回答をいただいております。そういった兼ね合いもございまして、4分の3以内ですよということで上限値を設けて頭を切っているという内容でございますので、当然赤字の補填にはなるのですが、100%の補填ではございません。ですので、国のほうでも当然この内容について認めていただいたと、このような内容でございます。

また、追加に臨時交付金関係のQ&Aがございまして、この中でも指定管理者が公共施設等を休業した場合、利用料の料金がなくなることから、当該施設等の指定管理者への支給に臨時交付金は該当できるかと、このような項目もございまして、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者へのいわゆる支援金も含め、原則として使途に制限はありませんと、このような内容でQ&Aをいただいております。当然先ほども申しましたように、赤字の補填には当たるのですが、限度額つきで。当然その分に対して、本来あるべき収入は減しておりますので、これに対しての頭、上限をつけた中での臨時交付金の中身となっております。

再度ですが、当然今出せる資料と出せない資料、それぞれございますが、12月の実績というのが確定、本当に出てくるのがまた1月の下旬以降になると思えます。実際は見ていると1か月以上遅れていますので、多い月ですと2か月かかるというのもありますので、今後1月以降にそのような内容で各事業者から資料が出てきますので、それを見まして、再度金額につきましては収支を見ながら適正に支出に向けて事務処理をするというような内容になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

すみません、資料に関しましては出せるもの、出せないものもあるかと思えますが、今後三次補正も今のところ見込まれています。当然今確定ではございませんが、国のほ

うでは年明け早々にという形になっておりますので、今後大変私が言うのは申し訳ないですが、議会の招集も当然あるかと思っておりますので、また定例会もありますので、その際にはその状況を含めまして適切に数字のほうをご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君にお伺ひいたします。

まず、執行部から資料一部が提出できないとのことではありますが、いかがいたしたらいいでしょうか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 先ほど総合政策課長と個別にいろいろお伺ひいたしました。我々に説明をいただかない点、今ほど発言させていただきました。国に対する補助金要綱のマニュアルの中に、町が関与する指定管理者団体に対する経費の分の補填可能であるということで、最初からそういうふうな話をしてくれれば我々も納得するのですが、要するに赤字補填という言葉ではないけれども、実質赤字補填というのが可能であるということで、今回は国の第二次補正の中の特例措置として認められるということで解釈しました。

それから、これの今回予算が通ったとしても、実績確認して最終的に予算を執行するには2月頃、もしくは3月頃にずれ込んでしまうというので、実績を確認してから予算執行するというのでございますので、この数字はまた変わってきて、1月なり、2月の臨時議会あるいは3月の定例議会で補正もあるかと思っております。

それから、先ほどありました、国では1億5,000万円の今回コロナ対策の臨時議会で補正を考えているということでございますので、下郷町でも当然これからいろいろ申請をして、その補助金をいただくような作業に入ると思うのです。ですから、道の駅も筆頭株主であるけれども、要するに別人格の法人である、要するに民間の株式会社ですから。町内には、法人あるいは個人も含めて多くの業態の中で、かなり苦しい経営を強いられているというものがあろうかと思っております。ですから、今後国の補助金がどういう形で使われるかどうか分かりませんが、やはり特定のものではなくて、もう少し広く困っている、そういう民間企業あるいは農業、今回そばの補填をしろとかという話も出ていましたけれども、農家も含めてコロナで大変な打撃を受けている、そういう事業者あるいは農業者、観光業者、そういうものにやはりやっていただくということを私は期待しております。そういうことで、今回は特例措置であるという。

あと町長、指定管理では、要するに赤字分は常に補填するのだという考えではなくて、企業努力をしてある程度の上限をしないと、隣村の話も指定管理が外れて今休業状態になっていますけれども、町の持ち出しも多くなって、常に要するに底なし沼になってしまうことのないようなやはり企業努力をやっていただけるようご要望申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） ただいまの7番、佐藤盛雄君に伺ひます。

資料の提出は、これでよいでしょうか。

○7番（佐藤盛雄君） 管理運営に関する協定書とかこの協定書というのは今回無理でしょうから、後ほど見せていただけるのであれば見せていただきたいと思います。あとは資料は後でいいです。

○議長（小玉智和君） ただいま7番、佐藤盛雄君から資料提出はよいというようなお話ございました。

また、執行部のほうから何かお話ございませんか。ただいま佐藤盛雄君からいろいろ質問あったのですが、それに対する答弁はいいですか。

町長、星學君。

○町長（星學君） ご理解いただきましてありがとうございます。

それで、公社について23日に理事会をやりますからその補正が出ます。やっぱりここで提案していますから。

あと道の駅については、1か月遅れか2か月遅れの精算になります、支出の場合は。1か月遅れて、ここにあるものは9月までのやつで計算したものを私は持っていますけれども、こういうことについての議会への提出は最終的に今年度やる場合に、先ほども一般質問の中で要するに11月、12月の実績、運営上の収支が確定しますので、精査、協議の上、額を確定します。あくまでこれ予算ですから、決定権は執行者で、赤字の分どうするのかということの金額になってきますから、その辺はご了解いただきたい。精査した中で、あらゆるものの支援についてまた検討していただく。そして、補正をして支給したいと、こう私は考えています。ただ、まだまだその精査ができない状態ですから、1月までです。1月頃まで、せいぜい2月の中旬になってしまうと、精算の金額が上がるのは。ですから、そのように理解してください。お願いします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再々質問ですね。

○7番（佐藤盛雄君） それと、観光公社の要するに指定管理料というのは、一般管理費と運営補助金、運営に対する指定管理で分かれていますね。道の駅は、人件費とか固定費とか含めて実質赤字分に対する補填といったらどうなのですかけれども、そういう形になっているので、要するに指定管理というのはこういう部分と、こういう部分と、こういう部分に幾ら出しますよというのは、基本的なそういう構図というのはやっぱりやるべきだと思っております、今後。要するに運営のランニングの部分に関しては、固定費と運営補助金の部分というのはやっぱり分けて考えるというふうなことも今後の検討課題かなと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、答弁求めます。

○町長（星學君） よくお聞きしましたので、会計事務所さんと協議しながら、監査委員の皆さんと協議しながら、そういうことをできることであればやっていきます。了解しました。

○議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れありませんか。

（「いろいろありますけども……」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の質問を終わります。

そのほか、ただいまの件につきましてご意見ありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 私からも思っていることを一応お話しして、今後につないでもらえればなという思いでお話しします。

今回4分の3、大きな赤字補填を受けられるという内諾というか、大丈夫だよということだけれども、非常に何かこういろいろ考えてくると、膨大な補填をするわけで、これありきの中、采配がなかったかどうかという、それぞれ各課からコロナ対策の要望を出すという場面があったのだらうと思うのです。そういうのをちょっとここ我慢してねということがあったら大変だなと思いながらちょっと聞いていました。というのは、私一般質問で、納めていないのはごめんね、ちゃんと納めたら交付金補助するよという、ああいう場面を考えたときに、こちらが非常に膨大なので動いていた。やっぱりそこを私だけでしょうか、本当にそういう各課からいろいろ、全職員からこういうのに補助をもう少し出せないではないかというようなことが、町長あるいは副町長あたりにいく場面がなかったのか、そんなのがちょっと危惧してなりません。今後そういう面で、これを我々もしっかり監視していきたいと思いますので、執行部もひとつよろしく願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

このたびの緊急支援ということで、国のほうから2億5,000万円の臨時交付金が入ってまいります。町としましても、総合政策課としましてもいろんな課の意見を徴する方向でやっていますが、今回の事業で当然ほかの事業を縮小したという部分はございません。当然今一番影響を受けている宿泊業、飲食業、また農業者も含めてそういった支援が多うございましたが、町全体として町民の皆さんに行き渡るようなものを選びながら事業化してまいりましたので、今後も第三次補正がこれから行われるようですので、先ほどもご意見ありましたように、町民の皆さんに行き渡りながら、なおかつ町内経済が停滞なく行えるような活動で計画を見直ししながら、適切に執行させていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、次に先ほど7番、佐藤盛雄君から全員協議会を開催するため、議案審査を一時休議することの動議が提出されました。

1人以上の賛成者の確認をします。この動議に賛成の方、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君） この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立いたしました。

全員協議会を開催するため、議案審査を一時休議することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（小玉智和君） 起立少数でございます。

したがって、全員協議会を開催するため、議案審査を一時休議することの動議は否決されました。

○議長（小玉智和君） それでは、大変申し訳ありません。これから議案第70号から72号の質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 皆さん熱くなって大分盛り上がりましたが、再度私のほうから質問させていただきたいと思います。

先ほど来、赤字補填というのはいいという話聞きました。あえてまた聞かせてください。指定管理料というのは1年間の指定管理料なのか、今回追加でまた指定管理料が出たのは赤字補填の内容は十分分かります。今回は特例だということも分かります。でも、本来だったら、年間で指定管理料というのは発生すると思われませんが、その辺の違いとか、今回は指定管理料で追加で出てきていますが、本来であれば運営補助金という補助金ではないのかなど。その交付金が今回は特例だというのは分かっていますが、本来であれば交付金というものは補助金というのに当てはまるのか当てはまらないのか、ちょっとその辺の違いを聞かせてください。

それと、議案書の今回減額、減額で来ていますが、災害復旧費、議案書43ページの林道修繕費、減額90万6,000円、そのほかも減額になっていますが、この林道はどの場所だったのか、場所が分かれば教えてください。

あとは、議案書33ページ、会計年度任用職員費用弁償等、会計年度の辺で大分減額というふうになるのですが、これはどういう意味なのかも分かれば教えていただきたいと思います。

それと、35ページ、体験農園施設の工事費もこれ減額になっている、これ何の工事だったのか分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

43ページの災害復旧費の減につきましてですが、内容としましては林道東窪線の修繕と水門簡易水道仮設管敷設についての残額でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 続きまして、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

指定管理料ということで、このたび追加支援という形になっておりますが、ここでも性質におきましては、いわゆる指定管理者の持続化支援ということで経営の安定化、またさらなるコロナ禍が次年度も想定されますので、大きな意味での支援ということです。

と、補助金という形も想定はされたのですが、実際国のほうで指定管理を受けている事業者に対しては、指定管理で出すのが適切であるというような内容の、もう先ほどの通知がありましたので、指定管理というもので今たまたまではないのですが、今年から始まった経緯がございましたので、そこを通して指定管理料という形で今回計上させていただいたところがございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 1点答弁漏れございましたので、再度お願いいたします。

35ページの6、1、7の市民農園費、工事請負費についてでございますが、こちらの対象事業としましてはクラインガルテン、ラウベ外壁塗装工事の残でございます。失礼いたしました。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君の再質問はありますか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、以上をもちまして2番、小椋淑孝君の質問を終わります。

そのほかご質問あれば……それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 2番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

32ページ、しもごう保育所費、こちらの会計年度任用職員報酬という形で521万2,000円ほど減額となっております。主に保育所1名の減、こちらにつきましては里帰り出産等の広域入所、また年度途中の入所対応のため、当初予算で1名、人件費を予算を計上しておりましたが、今後の3か月の見込みを精査しまして1名減としました。また、調理員1名の減も併せてございまして、こちらは栄養士1名が年度途中で退職しまして、それに代わる栄養士資格のある調理員が栄養士に職種替えをしたという形で実質1名の減という形で減額計上しております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君の質問を終わります。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ただいまいろいろ交付金のことも皆さん出されていましたが、1つだけ、5月15日の臨時会、下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、ページ35のほうに財源が1,150万円に対してマイナス413万円出ています。それから、8月7日の臨時会のときに、事業者応援給付金ということで5万円の給付を40事業所、それから10万円を200事業所ということで見込んでいて、申請者が62件、これも2,200万円に対して1,280万円減。それから、観光関連事業者経営持続化支援金、これ皆さん本当助かったと思うのですが、5万円から90万円、これは雇用を受けている人数等の関係で金額が違うわけですが、4,440万円取って行って、96件で562万円の減ということでこの辺全部減額になっているわけです。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、もらったお金を、これは返すのではなくて、組替えということも考えていらっしゃるの

か、まずそれが1点。

あと事業所数に関して、持続型等いろいろ支援金があったので、前に町のほうから支援の一覧表をたしか頂いたのですよね、どんな支援金が出ていたかという。その要綱を見ましたら、事業者応援給付金と観光関連持続化支援金についてはどちらか一方しかもらえないのですというときに、事業者応援のほうで240事業所を見ていて、観光関連持続のほうを大体111事業所見ているということになったのです。そうすると、ちょっとこれダブって事業数を数えていたのではないかと思われるのですが、その辺算定が甘かったのかなというふうには思うのですが、でもあるはずなのですよね、その算定というのは出す意味で。その点が1点。

それと、このコロナ禍を受けて、町内の事業者数というのは大体把握できたのでしょうか。商工会等のほうに登録している商工会員プラスしていないところもありますので、町内の事業所というのはもうちょっと、200、300近く、それ以上あるかとは思いますが、その辺把握できたのかどうか。それと、該当するけれども、申請しなかったという事業所はなかったのかどうか、その辺は把握されているか、その辺お伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田議員のご質問にお答えします。

先ほど議員からご指摘あった各種給付金、支援金関係のいわゆる件数でございますが、算出に当たりましては、今ほどご指摘のとおり商工会さんに加入している団体については確実に営業しているということで読み込めます。ただし、実数といたしましては、今現在やっているのか、もしくは店は開いていないけれども、ちょっと今休んでいるとかいろいろ分かりませんので、平成27年度当時の経済センサスの数字がございまして、それが360ちょっと、366だったかと思いますが、それをベースに算出させていただきました。5年たっておりまして、やはり、この期間の中にやめられた事業者さんも数々あったのかなというふうに思っているところでございます。

そんな中で、商工会の基本の数字をベースに読み込んでいったという数字でございますが、返還金といいますか、残金に関しましては、先ほど申したように9月の段階で、それ以前も含めまして二次が上がってくるのですが、金額の設定以上にはその段階で給付できませんので、できる限りベース分母といいますか、そういうものは多めに取っておいて、残金が生じてもそれは仕方ないというような考え方で国のほうもございましたので、もし変える場合は変更しなさいよということなのですが、それをやっている時間的な余裕その他がなかなか厳しいなということで多めの数字を使ったということでございますので、ご理解のほどいただきたいと思っております。

なお、周知に関しましては広報等でも周知いたしました。商工会さんのほうで全面協力いただきまして、随時情報を共有しながら、まだ来ていないようなところについてはご連絡差し上げていたようでございます。これは大変助かったのですが、そういうような形での数字ということでございますので、ひとつご理解のほどお願いしたいと思

ます。よろしくどうぞ。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田議員の最初質問しました件については、先ほど申しました精査した金額、残額といいますか、数字的にも減る、金額というのは減っていききますので、それを確定しましたらば三次補正と一緒に事業の展開をしていきますので、繰り返しますが、それは臨時議会になるかもしれませんが、金額が確定次第、それは皆さんにお願いするということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） やはり今先ほど皆さん、道の駅、公社、いろいろお話出ておりましたけれども、民間企業のほうは赤字になれば借入れをして対応しているのです。確かに利子補給、その辺町のほうが見ていただいたりとかいろいろ施策を取っていただいで助かっている部分はあるかと思うのです。しかし、今回28日から全国的にまたG o T o トラベルが一旦停止ということも言われています。それに便乗というとおかしいのですが、もう26、27日、土日、ここのキャンセルが出てきているのです。まだ28日、G o T o が停止とは言っていないのですが、お客様もこういう環境なので、どうしてもキャンセルするのだと思うのですが、やはりそういったこともこれから出始めます。1月11日までG o T o が止まりますので、そういったときにやはりまたまた困ってくる。飲食業、それから宿泊業、お土産等もあるかと思いますので、余ったという言い方はおかしいのですが、やはり残額が出た分について、三次補正も含め、国からまた交付金が来るのであれば、いろいろと支援のほうは考えていただきたいなと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほど答弁もしましたけれども、そういう数字がはっきりして、あと三次補正がいつ支出されるのかという、中身を。金額は大体分かっているのですが、その辺を確かかなところを聞いて、そして出すべきものは出していくと。ただ、私が考えているのは、支援すればそれは確かにいいと思います。やはり使ってもらったり、食べてもらったりすることも必要なのです。これまで自粛、自粛としていますが、その辺の兼ね合いもあるので、十分皆さんと協議して、こういうものについて決定して、最終3月31日までの計算です。繰り越してもいいよと国が言うのであれば、それはそれで構いませんけれども、そういうことですので、よろしくご理解ください。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○4番（山名田久美子君） ないです。

○議長（小玉智和君） これで山名田久美子君の質問を終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問します。

24ページの総務管理費国庫補助金、こちらは児童福祉費などに充てていると言いましたが、何に充てているか詳しく教えてください。24ページの14の2の5ですか。4,165万9,000円、これ細かい何に使ったか。

(何事か声あり)

○1番(星和志君) これ足していくということですか。

(何事か声あり)

○1番(星和志君) ありがとうございます。

また、指定管理の件なのですけれども。収支決算は今回出せないというのは、今回こういう審議があると分かったのに11月までぐらいの収支報告書ぐらいは用意できなかったのかということと、あと交付金の適用範囲というのはどうなっているのか。例えば交付金をもっと町民に公益的なものに使えなかったのか。

以上、お聞きしたいです。

○議長(小玉智和君) 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長(玉川武之君) 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

今ほど話が出ました質疑に関しましては、大変恐縮なのですが、先ほど資料を提出させていただきまして、そちらの収支とか実際の図面の中身までは今後ご提示していきたいと思いますが、今日に関しましてはちょっと出せない状況でございましたので、ひとつご理解のほどをいただきたいと思います。

また、何度もお話しありましたように、町民全体に行き渡るというのは当然今回の臨時交付金の趣旨の一つでもありますので、これは今までもその旨考えてきたつもりではありますが、ご指摘のように、まだ隙間があるとか、またいろんなことの展開が考えられる、それは今後の三次交付金を見て鋭意検討してまいりたいと思います。このコロナが今年で終わるとは想定できませんし、当然来年もこの状況が継続するというふうに見込んでおりますので、いろんな意味で今給付金の話もありましたが、活用を検討しながら、下郷町としての施策のほうも進めさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長(小玉智和君) 1番、星和志君。

○1番(星和志君) 多分これがこの数字上、1,900万円を1社に補填するとなると、多分町民感情的にはよろしくないのではと思います。そうすると、やっぱり計画の段階から町民目線で考えていただければなと思います。

以上です。

○議長(小玉智和君) それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 私も理解しますけれども、指定管理料については当初予算で12か月分営業してみて、前年比で売上げがこうありました。それでもって支出の分で足りない分は補填してやらなければならないし、それで毎年毎年散ってしまうこともできるし、3年間分だから3年間分は指定管理料としてやりましょうということになるとは思いますか

ら、その辺はご理解いただいて、今回は本当はコロナで減収した分の中のパーセントでやっていますので、それはご理解いただきたい。ですから、常々指定管理から出ているのは、町のほうでは観光公社というのは、それは毎年毎年出しているのです。そのほか、戸赤の分校の管理費だとか、いろいろな指定管理の場所のお金のかかるものについては、当初予算で議決していただいて支出していますから、あとはどういう方法でやったらいいのかということも再検討はしなくてはならないけれども、そういうことで出していますから、町民の理解は得られると思います。

ただ、現実的にマイナスになるということが分かっているならば、それはその時点で補正をしなくてはならないと、やめるわけにいかない、閉鎖するわけにいかないのですから、そういうことをご理解いただきたい、よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君。

○1番（星和志君） いつまでもかわいいからといって、あめを上げていると虫歯になってしまいますので、そろそろお考えになってください。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 令和2年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員提出議案第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第10、議員提出議案第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員提出議案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第11、議員提出議案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第8号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。
これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから議員提出議案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（小玉智和君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付してございます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは、お諮りします。この件については発議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定いたしました。

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

動議について

(「議長」の声あり)

○議長(小玉智和君) 4番、山名田久美子君。

○4番(山名田久美子君) 動議をちょっと提出させていただきたいと思っておりますので、一時休議をお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長(小玉智和君) 2番、小椋淑孝君。

○2番(小椋淑孝君) 私からも動議提出させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(小玉智和君) それでは、暫時休憩します。(午後 1時48分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午後 1時51分)

ただいま4番、山名田久美子君から星 能哲議員に対する問責決議の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、6番、玉川邦夫君、1番、星和志君の賛成署名があるため、成立しております。

次に、2番、小椋淑孝君から玉川一郎副町長に対する問責決議の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、1番、星和志君の賛成署名があるため、成立しております。

暫時休憩いたします。(午後 1時52分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午後 2時11分)

星 能哲議員に対する問責決議及び玉川一郎副町長に対する問責決議を直ちに日程に追加し議案とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

それでは、星 能哲議員に対する問責決議及び玉川一郎副町長に対する問責決議を日程に追加し議会運営委員会で話し合われました内容に沿って議事運営することに決定しました。

暫時休憩いたします。(午後 2時12分)

○議長(小玉智和君) 再開いたします。(午後 2時31分)

日程の追加

○議長(小玉智和君) 追加議案及び追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

追加日程第1 議員提出議案第9号 星 能哲議員に対する問責決議

○議長（小玉智和君） それでは、追加日程第1、議員提出議案第9号 星 能哲議員に対する問責決議の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、星能哲君の退場を求めます。

（10番 星能哲君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、議案の説明を求めます。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 4番、山名田久美子です。このたび星能哲議員の問責決議の動議を提出させていただきました。まず、その経過等を説明したいと思います。

まず、経過ですが、令和2年10月21日水曜日、議会広報常任委員会会議中、常任委員である能哲委員の後援会が、議員個人の宣伝活動として宣伝チラシが発行されたが、議会だより原稿作成のため貸し出した議会公文書（議事録音声データ）使用の疑いがあったため、委員会において星能哲委員からの聞き取りを行ったところ、星能哲委員より以下の回答がありました。「1、議事録音声データを利用して作成したことで間違いない。後援会発行となっているが、実際には自分で作成し発行した」。この発言により、委員長より議会だよりにおける原稿作成のために貸し出した議会公文書（議事録音声データ）を議員個人の宣伝活動に無断で目的外使用したことの注意を行いました。町執行部に加筆修正と了解を得て発行したので、何の問題もない。何が悪いのか」などと非を認めず、さらには委員長に対して地方自治法第132条の規定に違反する侮辱発言が行われた。このときの出席は委員長、私、委員の星能哲、委員、星和志、欠席委員が玉川邦夫。

次に、令和2年10月22日木曜日、翌日ですが、私より議長のほうへ報告をさせていただきました。町執行部が議員個人の宣伝活動に加担したことについては、公職選挙法に抵触するおそれがあることから、その対応を一任いたしました。議会閉会中の委員会審査での事件は、地方自治法及び下郷町議会会議規則に規定する懲罰の対象にならないため、処分要求書は行いませんでした。

次に、令和2年10月23日、議長から私、委員長に報告がありました。議長が星能哲委員から聞き取りを行うため、議会事務局を通して議長室への呼び出しを数回行うも、議長に対する侮辱とも取れる発言で拒否されたとの報告がありました。また、次の議会広報委員会で委員長より再度注意を行うとともに、議長の呼び出しに応じることの伝達指示がありました。町執行部が議員個人の宣伝活動に加担した件について、議長が町長室において町長及び副町長へ追及するも、町長は一切の関係を否定し、副町長は曖昧な回答であったとの報告を受けました。

次に、令和2年10月23日、私、委員長から議長へ報告をさせていただきました。星能哲議員の宣伝チラシ発行者である後援会名称が星能哲下郷町後援会と町名義が使用されており、県選挙管理委員会に確認したところ、後援会の届け出は行っていないため、公職選挙法に抵触するおそれがあること。さらに、実際は後援会名義だが、自分で発行したとのことから、架空の町名義後援会を町に無断で使用になると報告いたしました。

令和2年11月4日、議会広報常任委員会が開催され、委員長より星能哲委員に対して侮辱発言と議事録音声データの目的外無断使用に関する注意を行うも、反省の意及び謝罪はなく、さらに、議長の呼び出しに応じるよう求めましたが、文書がなければ応じないとの態度でした。このときの出席委員は、私、委員長と委員、玉川邦夫、委員の星能哲、委員、星和志でした。

それから、令和2年11月4日、私、委員長より議長に議会広報常任委員会での結果を議長に報告させていただきました。

続きまして、令和2年11月18日水曜日、議長が町長、副町長とお話をされ、議員個人の宣伝活動への町執行部が加担したことの再追及を行うが、町長は加担に対し完全に否定するも、副町長が加筆修正を行うなどの関与を認める。架空の町名義後援会の無断使用についての対応の言及はありませんでした。

11月18日、議長より私、委員長に町長との会談内容の報告を受けました。

以上が経過報告であります。ただいまの経過によってであります。星能哲議員は、地方自治法第132条、下郷町会議規則第97条に違反し、またその他の法令違反等にも抵触するおそれがあるものです。これら法令違反は、現行の法令及び諸規定では罰則の対象にならないものの、町議会が町民からの信頼を失う行為であり、二元代表制の一役を担う町議会の構成員として、ふだんから倫理的義務が課せられていることの自覚と品位の保持に欠けていると判断されます。他市町村議会では、議会改革による議会基本条例や議会倫理規程等の制定、通年議会の導入により閉会中審査をなくすことなど、市町村議会独自の法令等違反を防ぐ対応が行われており、このような倫理に外れた場合の事例は見当たらない状況でした。

よって、6番、玉川邦夫議員及び1番、星和志議員の賛成の下、問責決議を提出させていただきましたので、問責決議を朗読させていただきます。

星 能哲議員に対する問責決議

星 能哲議員が自身の宣伝チラシを発行するにあたり、議会だより原稿作成のため議会より貸し出された議会公文書（議事録音声データ）を目的外に無断使用したことが、令和2年10月21日開催の議会広報常任委員会の中において、「その宣伝チラシは後援会名義ではあるが、自身で作成、発行し、自身がその議事録音声データを使用した。」と、星 能哲議員自らの発言で発覚した。

また、委員長から目的外無断使用の注意が行われるも、星 能哲議員は委員長に対して侮辱する発言で反発し、さらには町執行部の加筆修正と了承を得て発行したので問題ないと、議員個人宣伝活動への町執行部の加担、議員個人と町執行部の癒着を正当化してきた。

その後、議長が事情を聴くために数度の呼び出しを行うも、用があるなら自宅に來い、呼び出すなら文章をよこせなどと、町議会を代表する議長に対しても無礼、侮辱の発言で応じないという、町議会という組織の一員としての品位に欠け、恥ずるべき行動が繰り返された。

さらに、星 能哲議員の宣伝チラシ発行者名称が、下郷町後援会と公的な町名義名称が使用されており、その後援会は県選挙管理委員会への無届出と、町未承認の団体であることから、星 能哲議員は、架空の町名義後援会を町に無断で使用したことも判明した。

令和2年11月4日に開催された議会広報常任委員会では、再度、委員長より侮辱発言に対する注意を促すも謝罪や反省の意はなく、また議長への呼び出しに応じるよう求めるも、文書がなければ応じないとの発言を繰り返すだけであり、その後も、議長や委員長に対する謝罪等は一切なかったところである。

この度の星 能哲議員における議会公文書（議事録音声データ）の目的外無断使用、委員長への侮辱発言、議長への無礼・侮辱発言、架空名義後援会による議員個人の宣伝活動、町名義の無断使用、さらには町執行部との癒着による議員個人の宣伝活動は、それぞれが地方自治法及び下郷町議会会議規則の規定に違反し、さらには公職選挙法など各種法令等に抵触する恐れもあり、町議会議員としての品位に大きく欠け、町議会が町民からの信頼を失墜させてしまう誠に遺憾なものであり、町議会として看過できるものではないことから、星 能哲議員に対して深い猛省を求めるものである。

また、町議会議員は、二元代表制の一躍を担う町議会を構成する町民の代表であり、日頃から高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、品位を保持していかなければならず、町民への透明な議会運営周知を担う議会広報常任委員会、時代に沿った新たな議会制度の確立を目指す議会改革特別委員会の両委員会への所属は両委員会運営に支障をきたし、さらには町議会運営にも影響が懸念されることから、両委員会委員の辞任を強く求めることとする。

令和2年12月18日、下郷町議会。

以上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 議席番号8番の星輝夫でございますけれども、話をさせていただきます。

この問題というのは、テープを渡さなかったらこういう結果にならなかったと思うのです。私も議員になってから、初めの頃はこういうテープはありませんでした。つい最近なのです。そこで、私も一般質問をやります。そして、渡されますけれども、自分のことなので自分でメモしているのです。一回も手つけずに事務局に上げているのです。だから、今回このような機会ですから、テープは個人に渡さないべきだと私は思うのです。そうしたら、こういった結果は出ないと思うので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） ただいま、8番、星輝夫君からテープについての件が出ましたが、その件については後でまた検討したいと思います。よろしくお願いします。

なお、録音テープについては、議長権限で許可をして一応配付しておりますので、その辺についてもよろしくご配慮をお願いします。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 中身は、私も今日初めて知りまして、中身を今山名田久美子議員の説明で、それを知りました。私も初めて動議というのを今日聞かせていただきましたが、確かに納得する点と、ううんという点がございしますが、これは流れについてちょっと私も勉強不足なのですが、ここでこれについて本人の弁明もなく、ここで決めてしまうのですか。それちょっと私、勉強不足なので聞かせていただきたい。

○議長（小玉智和君） お知らせします。

決議案につきましては、下郷町議会運営に関する先例第14条の規定により、討論を省略し、直ちに採決するというございます。

それでは、暫時休憩します。（午後 2時49分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 2時51分）

ただいま9番議員から本人の弁明もなく、ここで決議するのですかというような申出がありましたが、議決の場であるので、弁明はありません。

これから議員提出議案第9号 星 能哲議員に対する問責決議の件を採決いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） この採決は起立採決でよろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま2番、小椋淑孝君から起立の採決が出ましたが、それでいいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、異議なしと認めます。

それでは、お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君） それでは、起立多数でございましたので、本案は原案のとおり可決されました。

星能哲君の入場を認めます。

（10番 星能哲君 入場）

○議長（小玉智和君） ただいま議員提出議案第9号の星 能哲議員に対する問責決議の件は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議員提出議案第10号 玉川一郎副町長に対する問責決議

○議長（小玉智和君） 次に、追加日程第2、議員提出議案第10号 玉川一郎副町長に対する問責決議の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、議案の説明を求めます。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 2番、小椋淑孝です。このたび玉川一郎副町長問責決議の動議を提出させていただきました。まず、その経過等をご説明いたします。

先ほどの星能哲議員問責決議における経過説明と同内容になりますが、副町長に関する部分を説明いたします。まず、10月21日水曜日、議会広報常任委員会の会議中に星能哲委員が自らの宣伝チラシ発行に伴い、「町執行部に加筆修正と了解を得て発行したので、何の問題もない。何が悪いのか」と発言されました。

このことにつきまして、翌日10月20日木曜日に議会広報常任委員長が議長へ報告を行うとともに、その対応を議長に一任されました。

さらに、10月23日金曜日には、議長は町長室へ出向かれ、町長、副町長へ追及を行っておりますが、町長は一切の関係を否定し、副町長は曖昧な返事であったと伺っております。

その後、11月18日水曜日、議長が再度町長室を訪れ、再度の追及を行ったところ、町長は完全否定するも、副町長が関与を認めたことであります。

そのほか、玉川一郎副町長は、ふだんから星能哲議員と頻りに会合を行い、議会広報常任委員会が編集した記事を町執行部の都合で加筆修正し、星能哲議員を通じて「議会だより編集における重要な判断は町執行部に伺いを立てて、従うべきだ」と発言させて、強制的な修正を行っております。

また、議会改革特別委員会においても議員個人で町執行部と協議は行わないと取り決めがされているにもかかわらず、星能哲議員と特別委員会の資料を用いて会合を行い、特別委員会に星能哲議員を通じて町執行部の意見を出させているところであります。

以上が経過となりますが、町執行部の主要役職者である副町長が議員個人の宣伝活動に加担することは議員個人との癒着そのものであり、公職選挙法に抵触するおそれがあります。また、常任委員会や特別委員会への介入は、憲法に定める二元代表制に反する行為であり、これらは町執行部の関係を悪化させ、町の振興、発展を妨げるものであり、副町長に対して責任は重大であると考えます。

よって、1番、星和志議員の賛成の下、問責決議を提出させていただきましたので、問責決議を朗読させていただきます。

玉川一郎副町長に対する問責決議

令和2年10月21日に開催された議会広報常任委員会において、同委員会の星能哲委員より、自身が発行した宣伝チラシは「町執行部の加筆修正と了承を得て発行した」との発言があり、町執行部が特定の町議会議員個人の宣伝活動に加担したことが発覚し、

この町執行部は、玉川一郎副町長が町議会議長との会談で自身が加担したことを認めたところである。

玉川一郎副町長は、日ごろから星 能哲議員と頻繁に会合を行い、議会広報常任委員が編集した記事を町執行部の都合で修正し、星 能哲議員を通じて「議会だより編集における重要な判断は町執行部に伺いを立て、従うべきだ」と発言させて編集記事の強制修正を行うなど、議会広報常任委員会の運営に不当に関与してきた。

地方公務員特別職にある玉川一郎副町長は、町長を支えるとともに、町職員の模範となり規律遵守に責任を持つべき立場にあるにも関わらず、特定の町議会議員と頻繁な会合を堂々で行い、町議会議員個人の宣伝活動への加担し、さらに町議会の委員会運営に不当に関与してきたことは、公職選挙法に抵触する恐れがあるだけでなく、憲法に定められた二代表制に反した行為であり、町執行部そのものが、町議会や町民からの信頼を大きく失墜させるものである。

これらの不当行為は、地方公務員であれば懲戒処分に相当するものであり、何より町民や町議会から信頼を損ねた責任は極めて重く、玉川一郎副町長に対して反省と責任の取り方を強く求めるとともに、星 學町長に対して玉川一郎副町長への早急なる処分を要求する。

令和2年12月18日、下郷町議会。

以上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで質疑を終わります。

お知らせします。決議案につきましては、下郷町議会運営に関する先例第14条の規定により、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

（「議長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 本件につきましての採決は無記名投票による採決でお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） ただいま7番、佐藤盛雄君から無記名投票でしたいと思いますというところでございます。ご賛同の方はおりますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま異議なしの申出がありましたので、それでは無記名投票に対する賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君） 賛成多数で決定いたしました。

それでは、投票表決の請求は成立をいたしました。

よって、議員提出議案第10号 玉川一郎副町長に対する問責決議の件の採決は無記名投票により行います。

暫時休憩いたします。（午後 3時03分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 3時04分）

この採決については、7番、佐藤盛雄君ほか5名からの無記名投票にされたいとの請求でありますので、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（小玉智和君） ただいまの出席議員は議長を除き9名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番、玉川邦夫君及び4番、山名田久美子君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（小玉智和君） それでは、配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（小玉智和君） それでは、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により、否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

議会事務局長、室井節夫君。

（点呼・投票）

○議長（小玉智和君） それでは、投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

6番、玉川邦夫君及び4番、山名田久美子君に開票の立会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

（開 票）

○議長（小玉智和君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数9票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち有効投票9票、無効投票ゼロ票でございます。

有効投票のうち、賛成5票、反対4票、以上のとおり賛成多数で、議員提出議案第10号

玉川一郎副町長に対する問責決議の件は原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(小玉智和君) それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は……暫時休憩します。(午後 3時15分)

○議長(小玉智和君) 再開します。(午後 3時16分)

建設課より資料の配付の申出がありますので、配付いたします。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) それでは、配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回下郷町議会定例会を閉会といたします。(午後 3時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員